

平成24年 9 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録

平成24年 9 月20日 ~ 21日・24日

場 所 第5委員会室

平成24年9月20日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算
- 議案第3号 平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第8号 損害賠償の額の決定について
- 報告事項
- ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・ 県が出資している法人等の経営状況について
- 財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 財団法人宮崎県産業支援財団
- 公益財団法人みやざき観光コンベンション協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 宮崎県道路公社
- 宮崎県住宅供給公社
- 請願第21号 平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
- ・ 宮崎県中小企業振興条例（仮称）について
 - ・ 「みやざき経営アシスト」の設立について
 - ・ 再生可能エネルギーに係る県中小企業融資制度の改正について
 - ・ 香港・上海市における宮崎プロモーション展開について
 - ・ 宮崎県が実施する職業訓練の基準等を定め

る条例の制定について

- ・ 映画「ひまわりと子犬の7日間」について
- ・ 古事記編さん1300年記念 秋のイベントカレンダー
- ・ 小倉ヶ浜有料道路の無料化について

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修一郎
委 員	右 松 隆 央
委 員	田 口 雄 二
委 員	函 師 博 規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米 原 隆 夫
商工観光労働部次長	成 合 修
企業立地推進局長	福 田 裕 幸
観光交流推進局長	安 田 宏 士
商工政策課長	中 田 哲 朗
金融対策室長	菓子野 信 男
工業支援課長	田 中 保 通
商業支援課長	椎 重 明
労働政策課長	山之内 点
地域雇用対策室長	平 原 利 明
企業立地課長	黒 木 秀 樹
観光推進課長	向 畑 公 俊
みやざきアピール課長	井 手 義 哉
工業技術センター所長	勢 井 史 人
食品開発センター所長	工 藤 哲 三

県立産業技術専門校長 篠田良廣

事務局職員出席者

議事課主査 関谷幸二
議事課主任主事 大山孝治

山下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

米原商工観光労働部長 おはようございます。本日は、お配りしております常任委員会資料の表紙にございますが、平成24年9月定例県議会提出議案、平成24年9月定例県議会提出報告書及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。まず、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」は、地域経済活性化・雇用対策等に伴う補正を行うもので

あります。商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、上のほうの表の左側から、補正前の額460億6,410万1,000円に補正額3,706万6,000円を増額し、合計が461億116万7,000円となります。なお、下の表にありますとおり、債務負担行為として観光関係の2つの事業を追加させていただきます。

次に、右側の2ページの議案第2号及び第3号につきましては、所要見込み額の増に伴いまして特別会計を補正するものでございます。平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計を314万5,000円増額補正いたします。また、下のほうですが、平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計を233万円増額補正いたします。

議案の概要は以上でございます。

恐れ入ります、もう一度表紙のほうに戻っていただきたいと思っております。この後、県議会の提出報告書が、県が出資している法人等の経営状況が3件、最近の動きについてが7件となっておりますが、このうち、最近の動きの丸の4つ目、ちょうど真ん中になりますが、香港・上海市における宮崎プロモーション展開に関連しまして、先月、山下委員長を初め5名の委員の方々に香港のフードエキスポ、上海事務所等を調査、御視察いただきました。まことにありがとうございました。

それでは、議案、報告事項及び最近の動きの詳細につきましては、この後、担当課長・室長からそれぞれ御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

向畑観光推進課長 それでは、観光推進課の9月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の平成24年度9月補正歳出予算説明資

料をごらんください。67ページ、「観光推進課」のインデックスのところでございます。今回お願いいたしております補正予算につきましては、一般会計が3,706万6,000円の増額、特別会計が547万5,000円の増額でございます。補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせて10億4,278万1,000円でございます。

それでは、補正予算の事業について御説明いたします。

69ページをお開きください。初めに、一番上の（事項）県営宿泊休養施設改善対策費の説明の欄1 県営国民宿舎特別会計繰出金233万円でございます。これは、県営国民宿舎「高千穂荘」の空調設備の一部が老朽化等により破損したため、修繕するための費用を特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、下の欄、（事項）観光振興費の説明欄の1 スポーツレクリエーション施設特別会計繰出金314万5,000円であります。これは、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設のスケートフェンスが一部損傷したため、また、休憩棟の暖房施設が老朽化のため故障いたしました。こういったことから修繕・設備更新を行うための費用を特別会計へ繰り出すものであります。

次に、その下の新規事業、えびの高原観光誘客促進事業1,000万円と、一番下の新規事業、古事記編さん1300年記念神話ゆかりの周遊ルート魅力発信事業2,159万1,000円につきましては、委員会資料で御説明させていただきます。

それでは、お手数ですが、お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。新規事業、えびの高原観光誘客促進事業についてでございます。

事業目的でございますが、昨年1月に噴火い

たしました新燃岳の影響により、韓国岳を初めとする霧島連山の入山規制がずっとなされておりまして、えびの高原におきましては観光客の数が減少するなど大きな影響がございました。ことしの7月、ようやく新燃岳の警戒範囲が縮小され、韓国岳の登山規制が解除されましたので、えびの高原観光ガイドを雇用し、韓国岳、甕岳等の登山ガイドや情報発信、イベントなどを実施いたしまして観光客の誘客を図るものでございます。

2の事業概要でございます。（1）えびの高原情報発信事業といたしまして、テレビ、旅行会社等とのコラボ企画、のホームページ及びフェイスブック等ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信をいたしますとともに、（2）の観光客誘客イベント等を開催いたしまして参加型・集客型の各種イベントを行うこととしております。

事業期間でございますが、平成24年11月から平成25年10月までであります。

4の事業費につきましては、全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、平成24年度が1,000万円、平成25年度が債務負担行為で1,400万円、合計で2,400万円を計上いたしております。

事業効果につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをごらんください。新規事業、古事記編さん1300年記念神話ゆかりの周遊ルート魅力発信事業についてであります。

事業目的でございますけれども、現在、神話ゆかりの地をめぐるワンコインツアーとして、宮崎・西都、日向・高千穂の2コースでバスツアーを実施しておりますが、毎回ほぼ満席の利用状況でございます。利用者のアンケート調

査でも高い評価をいただいているところでございます。今回は、従来の2コースに加えまして、宮崎・日南、都城・高原の2コースを設け4コースでバスツアーを実施するものでございます。神話ゆかりの観光ルートを開拓する「日向神話旅」の具現化を図ることを目的に、新たに県内観光地を周遊するタクシーツアーもあわせて実施することといたしております。県内外からの一層の誘客を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、(1)神話巡りバスツアーは、先ほどお話ししましたように、これは私どもが今想定している事例でございますけれども、宮崎から日南をめぐるコースと都城、高原をめぐるコースでございます。各コース40名を想定しております。運行日は年未年始を除く土曜、日曜、祝日、利用料金につきましては1,300円を予定しております。(2)の神話巡りタクシーツアーであります。運行コースといたしましては、各地域を発着する6コースを考えておまして、詳細につきましてはこれから検討してまいりますけれども、6地域でジャンボタクシー等での運行を行い、最大8名、1日に1回、利用料金につきましてはバスツアーと同様に1,300円を予定しております。

事業期間でございますが、ことしの12月から来年の11月までを考えております。

4の事業費であります。全額緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、平成24年度が2,159万1,000円、平成25年度が債務負担行為で4,319万3,000円、合計で6,478万4,000円を計上しております。

事業効果については、下記のとおりでございます。

お手数ですが、再度、歳出予算説明資料にお戻りください。70ページをお開きください。え

びの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費の説明欄の1施設運営費314万5,000円は、先ほど一般会計の繰出金のところで御説明いたしましたが、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設のスケートリンクが一部損傷したこと、また、休憩棟の暖房設備が老朽化のため故障いたしましたことから、修繕、設備更新を行うものでございます。

次に、71ページをごらんください。県営国民宿舎特別会計でございます。(事項)国民宿舎「高千穂荘」運営費の説明欄の1指導推進経費233万円でございます。この事業につきましても、先ほど一般会計の繰出金のところで御説明いたしましたが、県営国民宿舎「高千穂荘」の空調設備の一部が老朽化、凍結により破損したことから修繕を要するものでございます。

観光推進課の説明は以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑を承ります。

中野委員 勉強不足で申しわけありません。えびの高原等の観光客が激減したということで、誘客を図るためのえびの高原観光誘客促進事業、大変ありがたいことでして、感謝を申し上げたいと思います。

それで、今の説明では、緊急雇用創出事業臨時特例基金でということでしたが、雇用に関する基金は、雇用創出だから雇用創出のために使うお金ですね。今回の誘客促進事業等は雇用とはどういう関係があるわけですか。

向畑観光推進課長 この事業におきましては新たに2名の方の雇用を考えております。総務といたしますか事務受付が1名、それと観光ガイ

ドをお願いしようと計画しているところでございます。

中野委員 その2名の方の人件費が24年度で1,000万円かかるということですか。

向畑観光推進課長 今回の事業では人件費が半分ぐらいと考えております。あわせて、その他の事業といたしまして情報発信と誘客イベントを考えているところでございます。

中野委員 人件費が半分ということは500万ですが、11月からスタートして24年度は3月までだと思うんです。2人に500万もお金がかかるわけですか。

向畑観光推進課長 これは、給与と諸手当等で月々28万と22万を想定しているところでございます。

中野委員 どういう計算したら500万になりますか。

向畑観光推進課長 ガイドが2名でございました。済みません。

それと保険料の事業費負担等がございまして、人件費が435万円と一般管理費で大体500万となっております。

中野委員 1人が月30万にもならない数字だったと思うんですが、6カ月しても180万ですね、倍したら360万ですか。

向畑観光推進課長 総括担当の方が28万円で1名、5カ月で140万円、それとガイドの方が22万円で2名、5カ月で220万円、そして保険料等の事業主負担が75万円と一般管理が87万4,000円でございますので、約800万円でございます。

中野委員 あとの半分はどういうお金に使うわけですか。

向畑観光推進課長 これはPRビデオとかホームページの作成、また今回、アイススケートが最近集客が多くなっておりますので、それ

にかかわるいろいろなイベント等を開催することで430万円を計上しております。

中野委員 緊急雇用創出事業がこれになじむんですか。そもそも緊急雇用創出事業というのは国から来たお金を基金に積んでおったと思うんですが、何のために使うお金だったんですか。

平原地域雇用対策室長 緊急雇用基金を担当しております地域雇用対策室でございます。

緊急雇用対策の基金というのは、リーマンショックなどで非常に雇用が悪くなりまして、国からの交付金を積み立て、それを原資に各種の事業を行っております。基本的に雇用創出でございますので、緊急の場合は1年以内の雇用で失業者を雇用して、先ほど説明しましたような2分の1以上の人件費を確保して事業を推進すればいいということでございます。当然、公共的な事業をやっているかなきゃいけないんですが、それ以外にこういう事業じゃないといけないというような縛りはございません。

中野委員 半分以上は雇用創出に使わないようなこの基金の使い方というのは、どうも納得がいきません。例えば震災復興の予算が何次にわたる補正で何十兆と組まれましたよね。実際はこのお金の数兆円が震災が起こっていない他県でかなり使われているんです。復興とどういった関係があるんだろうかというような事業に。やがて表に出てくると思うんですが、それと似たようなもので目的外使用だと思うんですけれども、そんなになりませんか。

向畑観光推進課長 今回の事業は、新燃岳の噴火でなかなかえびの高原に集客できないということは、そこで働く場がなかったということもでございます。この事業をつくることによって、特に韓国岳、甕岳というので、えびの市も

含めてNPO法人の方たちもいろんなルート設定をしていらっしゃるしまして、たくさんお客さんが来ていただければ、今回雇った方たちが継続して働けることにつながりますので、今回の事業は、今まで職がなかったところに新しい働く場をつくるというふうに考えて御提案させていただいているところでございます。

中野委員 どうしてもこの基金の使用目的からして納得がいきません。それで、この明細、具体的にどういうふうに使うというものを下さい。

それと、えびの高原の観光が減ったわけですが、昨年の1月の噴火以来今日まで、せめて前年度、どのくらい観光客が減ったのかという月ごとの一覧表をいただけるといいと思うんですが、委員長、その2点を取り寄せて配付をお願いいたします。

山下委員長 確認しますが、今、緊急雇用の事業費の具体的内訳を出せますか。

向畑観光推進課長 今おっしゃった2点の資料につきましては、今から準備いたします。

中野委員 それと前年対比の観光客の推移をお願いいたします。本来の意味の雇用創出ということに、どうも納得しかねるんです。

それから、69ページの観光振興費、これもまたスポーツレクリエーション施設特別会計繰出金ということで314万5,000円ほかありましたが、結局、特別会計の財源というのは一般会計からの繰出金で全部払っているということなんですか。

向畑観光推進課長 本来ならば、老朽化することがある程度目安がつけば特別会計のほうでも計上しなくちゃいけないんですけども、寒冷地であったり、耐久年数等々、予測ができなかった部分を今回のような形をとらせていただ

いているところでございます。

中野委員 表の見ようでは、観光振興に314万5,000円使ったといえば観光振興に使ったように見えますが、それはそれでいいんです。今度はレクリエーション施設特別会計でまたそれを受けて使ったというなら、特別会計でもそれだけ使ったということになれば、げたを履かせて倍、観光振興のために使ったと見れますよね。こういうやり方はどういうものかと思うんです。

向畑観光推進課長 私どもが指定管理者と結んでいる中で、修繕費につきましては、200万未満の場合は指定管理者が担っていただくという形にしておるんですけども、200万を超える大規模修理等になりますと、どうしてもこういった形をとらせていただいているところでございます。

中野委員 本来の観光振興費は、この分は何に使う予定だったんですか。

向畑観光推進課長 今回は新たにしていたかんですけれども、修理等がなかった場合にはこういったことは発生しなかったと考えております。

中野委員 当初、観光振興費に予算をつけますね。こういう事業、ああいう事業をするということを積み上げて総額を決めたと思うんですけども、ここの繰り出しが、300万といえば、小さいようで大きい、大きいようで小さい金額ですけども、本来何かに使う予定であったはずで。それに支障はないわけですか。

向畑観光推進課長 今回、こういう事態が生じたものですから、補正でお願いしたいということで提示させていただいているところでございます。

中野委員 課長、そういう答弁じゃなくて、

観光振興費という予算を当初予算で組みづけましたよね。その組みつけたのは使用目的があって積み上げたと思うんです。315万といえど大きいお金ですね。臨時に使ったんだから、これをほかに使ったことでどこかに影響しませんかということですか。

向畑観光推進課長 今回の事業は新たにお願ひしたところでございます、従前あった一般の予算から削ったという形ではございません。

中野委員 従前からあったといえば、観光レクリエーション施設の修理に使うことはわかっていたということですか。

向畑観光推進課長 今回の修理が発生したのために計上させていただいているところでございます、当初想定しなかった部分でございます。

中野委員 観光振興費は、補正で歳出したから、当初では成立していないわけですね。わかりました。わかったけど、観光振興費というのはもともと大きい数字じゃないわけですね。特別会計に直接いくような予算づけはできんわけですか。ここで計上して、ここでまた使ったようにして、そして特別会計でまた受け入れて使ったようにというやり方は。

向畑観光推進課長 委員おっしゃるとおり、修繕、補修等がある程度わかると特別会計でも計上させていただければと思うんですけれども、どうしても予測ができない部分もございませぬから、こういった形をとらせていただいているところでございます。

中野委員 予測ができないものは、本会計には受け入れられるけれども、特別会計には受け入れられないということですか。

向畑観光推進課長 言葉足らずで申しわけございません。もともと観光振興推進費というの

が、指定管理を受けている施設がこういった形で運営するのがいいのかといった部分も含めてやっているんですけれども、スポーツレクリエーション施設特別会計の繰出金の項目の中に当初から組み込んでおりましたから、スポレクの施設運営費及び維持修繕費等につきましては、当初予算の中では観光振興費の中で今まで計上させていただいているところでございます。

山下委員長 施設特別会計の総体予算はどれぐらいあるんですか。

向畑観光推進課長 スポーツレクリエーションに関しましては43万円でございます。

山下委員長 今度、314万5,000円出しておる。

向畑観光推進課長 当初は43万円でございます。

中野委員 言いたいのは、とにかく観光振興のために倍になっているわけですね、物すごく県がお金を使ったような見せかけをされているんじゃないかという気がしてなるとです。倍やっているわけですからね。えびの高原スポーツレクリエーションのために観光振興費で314万5,000円使った。特別会計でも314万5,000円使った。そしてひょっと見たら合わせて630万ぐらいです。使ったように見えますがね。私としてはそういうやり方がどうも気に入らん。

向畑観光推進課長 本当に委員おっしゃるとおりですけれども、今回、歳出と歳入の関係で、一度、一般会計から繰り出さないと計上できないという仕組みになっておりますから、こういった形をとらせていただいたところでございます。

中野委員 スポーツレクリエーション施設の補正予算のことで聞いてもいいですか。314

万5,000円ですが、これはスケートリンク場の修繕に使うんですね。

向畑観光推進課長 アイススケート場の修繕工事と設計委託、それと休憩棟の石油ファンヒーターの修繕をお願いすることとしております。

中野委員 スケートリンク場は2～3年前に大々的な改修をしましたよね。改修したところをもう一度修繕するところがあるんですか。

向畑観光推進課長 今回修繕するところは若干その部分も含まれております。

中野委員 修繕したところが壊れたから、2～3年で修理をしなければならなくなったということですか。

向畑観光推進課長 今回、スケートリンクのフェンスを固定しているところがございしますが、そこに近くまで水を張って氷をつくっていくんですけれども、氷をつくる際に膨張率が少し高くてフェンスのところを押し出してしまった。今のところ大きな支障はないんですけれども、もしお客様に何かあったらいけませんので、そういったところを修理させていただければと考えております。

中野委員 それは設計ミスか工事ミスじゃないですか。

向畑観光推進課長 前回の工事に関しましても、当該工法につきましても、営繕課と協議を重ね、そして設計等もお願いしたんですけれども、私どもも予見がつかなかった部分と考えているところでございます。

中野委員 そう言わないといけないとは思いますが、その部分の修繕費というのは幾らですか。

向畑観光推進課長 今回は245万5,000円をお願いしております。

中野委員 わずか2～3年でそういうことで、氷はマイナスで計算上は膨張します。だからこういうことが発生するわけだけど、それを見通せずに設計をした、工事をしたというのはどうも……。丸々2年たっていないんじゃないですか。それを修繕しなければならないような状況になったというのは、設計ミスじゃないですか。

向畑観光推進課長 私どもも当初、委員がおっしゃるような形で設計ミス等も考えられるんじゃないかということで、受託をされた事業の方々、それと営繕課とも協議を重ねたんですけども、今回はある程度予測を超えていたのではないかというようなお話でございました。

中野委員 それはちゃんと確認しないと何とも言えないことだと思いますが。

それは一部だけが壊れる可能性があるということになるんですか。

向畑観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。

中野委員 ということは、リンクが広いわけだから、ほかの部分までずっと壊れているということにはならんわけですか。

向畑観光推進課長 今回の案件に当たって、そこも含めて、業者もあわせて調査いたしましたけれども、ほかのところまでは及ばないと伺っております。

中野委員 設計とか施工、工事をしたときも含めて、ぴしっとこの辺のことは再度チェックをお願いしたいと思います。

地元のことで聞くのも心苦しい面もあったし、ありがたいと感謝しながら、やはり血税を使うから、この前つくったものをすぐ修理をせないかんということは、200万という大きいで

すからね。修繕するときにはこういうことがないようによろしく願いしておきたいと思いません。

向畑観光推進課長 委員御指摘のことを十分に踏まえまして、私どもも指定管理者とともに注意を行っていきたいと思います。昨今、冬の寒さが相当厳しい部分がありましたので、今回の工事をもってそういったことがないように努めてまいりたいと思います。

右松委員 簡単に伺いたいんですが、古事記編さん1300年記念事業で神話巡りバスツアーが好評を博しているということで、大変うれしく思っております。今回、2つのコースを新たに追加されたということで、事業内容を確認しまして、タクシーツアーが、運行が最小1人で1,300円で料金設定されております。これは、事業としての採算性というよりも神話の魅力の周知に重きを置いた事業内容かと考えております。4,319万3,000円はどういった積算をされているのか、まずそこをお伺いしたいと思いません。

向畑観光推進課長 この事業におきましては、委員がおっしゃいましたように、今やっておりますバスツアーにおきましても足が運びにくいところが多々あることがよくわかりました。そういった中で、バスツアーにしてももう少しふやさなくちゃいけない。タクシーで細かいところまで入っていくようにということで考えておりまして、今回の事業は、バスツアーにおいては8名の方を雇って、ガイドさんの不足等もございまして、最終的には受付からガイドからできればいいというのが一つと、あとは運行経費でございます。12月に始まりますので、旅行代理店、2種以上の旅行会社の選定での運行経費と一般管理費を考えております。タ

クシーに関しましても同様に、タクシーだけで動かすわけにはいきませんので、旅行商品として使っていただくためにも、2種以上の旅行会社に御協力いただきながら、また市町村からの御意見を踏まえてやっていこうということで、こちらのほうは、人件費を7名で、今年度に限れば4カ月、それと毎日やっていきます運行経費、あとは一般経費ということで積算しているところでございます。

右松委員 タクシーツアーということで、ガイドさんの養成、いろんな形で知識も持ってもらうないといけませんし、おもてなしという観点でいい印象を持ってもらいたいということもあるんですが、そのあたりの育成はどういう形で県は絡んでおられるのでしょうか。

向畑観光推進課長 県内には結構たくさんボランティアガイドさんもいらっしゃいますけれども、こういった場合はボランティアだけでは立ち行かない部分もございまして、タクシー会社なり運行会社とタイアップした形でのガイド育成が必要になってくるんじゃないかと思っております。みやざき観光コンベンション協会と連携を図ってガイド育成にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

右松委員 もう一点ですが、事業効果に、「大手旅行会社の旅行商品にも組み込んでもらうなど、観光客の一層の増加につながる事が期待できる」ということで効果を書かれています。これは大手旅行会社の商品に組み込んでもらうということで、現状、既に進んでいるところもあるかと思うんですが、具体的にどのようにそのあたりは進んでいるのか教えてもらいたいと思います。

向畑観光推進課長 今走らせております2つのコースにおきましては、JTBなり日本旅

行、JRと組みまして、旅行商品の中でこのバスツアーを組み込んでいただいて、それが利用の促進にもつながっておりますので、今回は、バスツアー、あわせてタクシーツアーも旅行商品の中に組み込んでいただければと考えているところでございます。

右松委員 最後になりますが、もちろん旅行商品の売れ行きはしっかりとリサーチをしていくという考えでよろしいですね。

向畑観光推進課長 各旅行会社には旅行商品の販売実績等をお聞きしながら、しっかりフィードバックして弱い部分を強くするように対応していきたいと思っております。

緒嶋委員 バスツアー、タクシーツアーはいいことで、一般財源でやるならとても県が組めるような予算じゃないですね。はっきり言って基金があるからこそできた予算ですね。そこ辺の認識はどうですか。

向畑観光推進課長 なかなか厳しいかったんじゃないかと考えております。

緒嶋委員 さっき中野委員も言われたけど、基金をこういうものに使うのはどうかという意見のあることも十分考えておかないかと私も思います。

その中で、神話に絡んだこういうことで観光客をふやそうという意気込みは認めますけど、これで費用対効果が本当に上がったかどうかという面も、今後検証しないといかん問題が出てくるんじゃないかという気もいたします。

その中で、最小1名というのを費用対効果で考えた場合に、タクシーに1人、1,300円で4時間も乗せて費用対効果が上がるかと言われると、完全に上がらなと思うんです。できるだけ8名になるように努力せにやいかんわけで、そのあたりの知恵というのはどういうふうにか

ておられるんですか。

向畑観光推進課長 委員おっしゃるように、形としてはこういう形にしておりますけれども、基本的に毎日催行ということでは考えているんですが、土日、祝日に集まると思います。そしてコース等につきましてもある程度柔軟に構えていきたい。発着する駅、宮崎駅だけではございません。いろいろな駅がございますので、各駅の発着時刻表と兼ね合わせながら、大手旅行代理店以外にも県内の旅行会社とも組みながら、この辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

緒嶋委員 それと、100万泊のことは後で聞きたいと思うんですが、100万泊とこれをどう連動させるかというのは知恵があるわけですか。

向畑観光推進課長 バスツアーの場合はどうしても宮崎発というのが多くて、日帰りというのがあるんですけれども、ほかの地区になると1泊しないと厳しい地域もございますので、そういったところへ誘導する起爆剤といいますか、誘導する手だてになればいいなということで、今、制度設計を考えているところでございます。

緒嶋委員 例えば、高千穂なんかは県外からツアーバスで来るわけです。そういう人が高千穂で神話巡りバスツアーに乗りかえて、40人超してこれが運行して1,300円であるということはあるわけですか。

向畑観光推進課長 そうなってくると費用対効果が上がらない部分でございまして、発地を宮崎から来るとか、延岡から乗られるとか、そういった工夫が必要だなというふうには考えております。

緒嶋委員 魅力ある発信ということでもいいんですけれども、いろいろと知恵を出さないと、

本当に事業効果が上がるのかなという気がしてなりませんので、十分これは大手旅行会社や地元の旅行会社とも連携をとりながら、結果として本当に成果が上がったというものにならないかんわけですし、また、25年度まで債務負担でやるということであれば、十分その辺を精査しながら、神話、古事記に絡んだ成果が上がるように最大限の努力をするということじゃないと、合計6,400万も使って何だったのかと。雇用の問題も、8名、7名使うということもあるけど、本当にそれで成果が上がったかというとなかなか厳しいものがあるんじゃないかと思えますので、十分その辺も配慮しながら努力していただきたいということを強く要望しておきます。

向畑観光推進課長 委員の今の御意見を十分踏まえながら制度設計をつくっていきたいと思っております。

図師委員 1300年記念事業についてですが、今出ているとおり、この事業単体では採算性はそんなに高くないと思うんですけれども、大手旅行会社と組んで宿泊客のオプションツアーとしてこれをどんどん生かしていくというのは非常にいい発想だと思います。私が思うのは、同様の事業を市町村でやっているところはなかったですか。

向畑観光推進課長 高原町が吉都線の振興ということで、高原駅を発着して霧島六社権現の一部を回るとい事業をつくっていらっしゃいます。実を言うと、この事業をする際にいろんなところとお話をさせていただいたんですけれども、同じような考えで今から動こうかということもございましたので、その辺はうまく連携していきたいと思っております。

図師委員 連携ならいいんですが、これが重

複してしまって、お互いの事業効果が落ちてしまうようなことがないように、ぜひ気をつけていただきたいということ。

あとは、それぞれコースをつくられているのはいいんですが、それぞれのコースにストーリー性をちゃんと持たせないかんと思うんです。特に神話の部分でストーリーが固まらないところもあるかと思うんですが、1つのコースに行けば別のコースのストーリーもぜひ体験してみたいという形で、うまく県内全域を周遊してもらえそうな魅力あるコース設定をされたほうがいいと思うんです。ただ、あそこにもここにもゆかりの地があるから、近場だからそこをくっつけようではなくて、流れをつくっていくというようなビジョンは持たれているんでしょうか。

向畑観光推進課長 委員おっしゃるように、先般の梅原先生とか里中先生の講演のときも、まさしくその話をされまして、古事記ゆかりの神話だけではなくて、宮崎の伝承は県外の方から見てもすごく光るものがあるんだ、そういったものにもっと光を当てて観光誘客に努めたほうがいいですよという御助言もいただきましたので、今の委員の御指摘のように、散らばっている部分をルート化することによって旅行商品になればということで、今回は取り組ませていただこうと思っております。

図師委員 先ほども出ましたが、事業効果を評価するといいますか、アンケートなり統計なりとられて、県外客が何名利用されたかとか、オプションツアーで利用した人などの統計をとられて、今年度、来年度までに限らず、日本書紀1300年までを継続して取り組まれるといいなと思えますし、逆にこれを、1300年事業として県がどこまで取り組んでいくべきなのかの物

差し、判断基準となるような事業にされてはどうかと思うんです。ネガティブな考えではないんですが、この事業がまだぼんやりとしていて、他県と比べてもスタートダッシュがおくれているというのがありますし、それを強化していく取り組みも必要ですが、事業効果が果たして上がるのかどうか、費用対効果も考えながらですね。今年度よりも来年度の実績が上がればなおのこと、その次も続けられればいいし、ただ、取り組みとして余り効果が上がらないとなれば、これを基準にどこかで見切りをつけるというぐらいのこの事業だけでなくいいんですが、今打たれている事業で、伸ばすのか、やめるのか、とまるのかという基準の事業をつくられておいたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

向畑観光推進課長 委員がおっしゃるように、私どもも、今回の経費1人1,300円というのは決して高いとは思っておりません。実際、これが本当に商業ベースに合うかどうかというのもございます。そうやってきたときに、担っていただくのが市町村を含めて行政なのか、地域の旅行会社がこれである程度商売ができるんだという取り組みになるような、奮起できるような事業にしていきたいと思っておりますので、今の委員のお話を聞きながら、そこも踏まえた形でしっかりつくっていきたいし、なおかつ、行政だけではなかなか厳しい部分がございますので、ホテル・旅館の方々とか旅行会社の方たちとの意見交換を十分にしながらつくっていきたいと思っております。

図師委員 今のお考え、私も同感だと思うんです。地元が、地旅といいますか、地元で眠る宝に出会って発見して、地域で民間が動き出せば事業効果があると思います。以前、山陰のほ

うを旅したときに、オーナーがおじいちゃんのホテルでしたけれども、無料のオプションツアーで周辺の観光をしているところがあって、それも宿泊客はいっぱい乗っていていいなと思いました。それは地域で生活されている方が地域の宝をしっかりと知っていらっしゃるというのが基本でありましたし、こういう事業が地域力をさらに大きくする事業につながればいいなと思います。期待をしております。

押川委員 古事記編さんでありますけれども、今までの宮崎・西都、日向・高千穂の2つのコースは満席の状態で人気があるということで、今回、新たに宮崎・日南、都城・高原、そしてタクシーツアーも導入されるということでありまして、我々も期待をしたいと思いますけれども、この事業費の6,478万4,000円はどのような分け方をされているのでしょうか。

向畑観光推進課長 バスツアーのほうでいきますと、今年度が1,152万7,000円でございます。人件費が576万円、運行経費が421万8,000円、管理費が100万円、消費税等がございます。タクシーツアーのほうで、人件費が504万円、運行経費が374万4,000円、管理費が80万円でございます。消費税等加えまして1,006万4,000円でございます。

押川委員 人件費というのは日当なのかわかりませんが、そういう試算の中で出していらっしゃるということで理解していてもよろしいですね。

向畑観光推進課長 給与という形で考えております。

押川委員 これが8名と7名でしたか。

向畑観光推進課長 バスのほうが8名で、タクシーのほうが7名というふうに考えておりま

す。

押川委員 その中でタクシーツアーですが、各コース1日1便ということでありますけれども、これは、先ほどから出ていますように大手旅行会社の紹介あたりで、時間はお客さんの状況によってやられるということになるわけですね。朝早ければ午前中終わる、10時から2時ぐらいとか、午後からということは、それぞれのお客さんのニーズにこたえるということですか。

向畑観光振興課長 1回1名というのはもったくないというのがございますから、ある程度時間は設定したいと思っております。例えば10時とか11時からといった形で、せっかくでするので、お昼はその地域でとっていただくとか、そういった形にしたいと思っております。催行するに当たっては、エリアごとの旅行エージェントなりバス会社、タクシー会社との協議になってくると思っております。

押川委員 そのことだろうと思うんです。せっかく地域めぐりをされる中で、その地域にとれるものを食べてもらったり買ってもらう、そういったことが出てこない、バスのほうはいいとしても、タクシー関係においてはそういったものも十分導入していただいて、せっかくやるわけでありますから、効果があらわれるようお願いをしておきたいと思えます。

緒嶋委員 1300年の収入はどこに入るわけですか。

向畑観光推進課長 基本的に事業費の中に入る形になります。これで運送事業者さんたちがもうけはなかなか出ないと思えます。基本的には県の収入になります。

緒嶋委員 予算的にどこにか収入が上がるような予算措置がないとおかしいんじゃないです

か。

向畑観光推進課長 大変失礼しました。私のほうで勘違いしてしまして、これは事業者の収入になります。

緒嶋委員 今、事業者は決めておるわけですか。

向畑観光推進課長 まだこれからでございます。

緒嶋委員 スタートは12月からということでは、まだちょっと準備があるということですね。

向畑観光推進課長 なかなか制度が厳しいかなというのがあって、制度設計に少し時間をとらせていただこうと思っております。

緒嶋委員 1,300円というのは、県が決めて事業者と話し合うということで、1,300円は変えないということですね。

向畑観光推進課長 県内均一料金ということで1,300円にさせていただければと思っております。

緒嶋委員 こういう金額を決めるときは、県が1,300円と決めて進めるということは、県の権利でそういうことができるんですか。

向畑観光推進課長 県といいますか観光コンベンション協会と業界の方たちと話をしながらやっております、今、500円というのが相当苦しいものですから、少し上げさせていただくというのと、古事記編さん1300年という売りとしてかけさせていただいております。

緒嶋委員 これは窓口は、推進課ではなくてコンベンションのほうで進めるということになるわけですか。

向畑観光推進課長 そうでございます。

緒嶋委員 これはコンベンションの事業計画の中に入れにゃいかんわけですか。

向畑観光推進課長　そうでございます。今やっております神話巡りバスツアーがございますので、そこを拡充する形になります。

田口委員　宮崎・西都、日向・高千穂の2コースが非常によかったということですが、実際これはどれぐらいの人が利用したのか教えてください。

向畑観光推進課長　現時点においては、23年の1月から3月までが20回実施いたしまして751名の方に御利用いただいております。4月から9月17日までが860名ということで計1,611名、これが宮崎・西都コースでございます。そして日向・高千穂コースは4月からやっております1,262名、2つのコース合わせて2,873名の方に御利用いただいているところでございます。

山下委員長　実績表を出していただけますか。

向畑観光推進課長　了解いたしました。

山下委員長　今回、新たなルートを提案された中で、今までワンコインということをやっておられたんですね。そこ辺の変更の理由を明快に出していただきたかったと思うんですが、もうちょっと詳しく教えてください。さっきちょっと触れられましたけど。

向畑観光推進課長　当初、ワンコインという名前もよくて結構よかったんですけども、いろんなアンケート等もとらせていただいたところでございます。御利用されていらっしゃる方も、「500円で高千穂往復というのもちょっと安いよね」というお話もありまして、少し料金を上げようかということで、観光コンベンション協会、運行していただいている宮崎交通とも話をしまして、料金については少し上げさせていただいて、今後、一般の旅行会社なりバス会社が運行できる経費に近づけていこうじゃない

か、そのステップを踏んでいこうじゃないかという話の段階で、今回はこういった料金を設定させていただいたところでございます。

山下委員長　高千穂コースでバス会社が採算が合うようにやるとすれば、幾らぐらいの値段ですか。

向畑観光振興課長　なかなか厳しいところでございます。公にちゃんと聞いたわけではないんですけども、倍から3倍近くはかかるんじゃないかというお話もございました。高速を使ったり、旅行エージェントの場合にはそこに昼食が入ったりいたしますので、そこその金額にはなると伺っているところでございます。

山下委員長　そのほかありませんか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

田中工業支援課長　それでは、地方自治法及び「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づきまして、所管する県出資法人の経営状況等を御説明いたします。工業支援課につきましては2つの法人を所管しておりますので、説明がやや長くなりますが、御了解いただきたいと思えます。

委員会資料の5ページをお開きください。まず、財団法人宮崎県機械技術振興協会であります。

1の役割等ではありますが、当協会は、本県の機会金属工業の振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立された法人であります。基本財産は300万円、うち県の出資額が150万円で、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営に係る事業を行っておりまして、県北地域を中心とします機械金属関連中小企業を対象に、技術支援、設備利用、依頼試験、試験研究

等の業務を行っております。なお、指定期間は平成21年4月から26年3月までの5年間となっております。

次に、3の組織等であります。組織図と表をあわせてごらんいただきたいと思いますが、役員は16名で、理事長は延岡市長、また職員は6名であります。県OBの常務理事がセンターの所長を兼務しており、1名が県からの派遣職員となっております。

次に、分厚い資料、「平成24年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の67ページをお開きください。まず、2の事業実績であります。（1）宮崎県機械技術センター管理運営受託事業でありますけれども、の技術支援として技術指導や基礎技術研修、の設備利用として3次元測定機等の利用、の依頼試験として建設業や機械金属工業関係の試験などを実施しており、事業費は4,829万円となっております。また、（2）ものづくり基盤技術集積促進事業としまして、コーディネーターによる企業の相談対応や研修等を実施したところであり、事業費は834万6,000円となっております。なお、この事業は23年度までの事業となっております。

次に、同じ資料の177ページをお開きください。協会の経営状況等につきまして、宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

中ほどの県関与の状況でありますけれども、人的支援は先ほど御説明したとおりでありますので、財政支出等から御説明いたします。平成23年度は県の委託料として5,663万6,000円となっております。

その下の主な県財政支出の内容ですが、先ほど御説明しました と の事業を県から委託し

ております。

次に、下の欄の活動指標についてであります。3つ指標がございますが、の設備利用件数は、目標値405件に対しまして実績値が618件と大きく上回っております。一方、の技術指導実施件数は、目標値150件に対し実績値101件、の機械金属工業関係依頼試験試料数は、目標値200試料に対し実績値49試料と下回っております。特にの達成率が低くなっておりますが、これは、平成22年度は県北のバイオマス発電所の工事が着工しましてその関連の試験が多かったわけですけれども、23年度はそれが減少したことが要因と考えております。

次に、178ページをお開きください。財務状況であります。まず、左側にあります正味財産増減計算書の平成23年度の欄をごらんください。経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は38万円余のプラスとなっており、一般正味財産期末残高は365万円余となっております。指定正味財産は増減がございませんので、この結果、一番下の欄の正味財産期末残高は822万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成23年度の欄をごらんください。流動資産と固定資産を合わせた資産は1,297万円余、流動負債と固定負債を合わせた負債は474万円余となっており、この結果、資産から負債を差し引きました正味財産は822万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。の県補助金等比率につきましては、目標値93%に対し実績値が98%で、目標を下回っております。一方、の人件費比率につきましては、目標値67%に対し実績値が51%で、目標を上回っている状況でございます。

次に、直近の県監査の状況であります。

「契約事務が適正に行われていないものが見受けられた」との指摘を受けており、職員への周知徹底等チェック体制の強化を行ったところでございます。

次に、総合評価についてであります。まず、協会の自己評価につきましては、活動内容、財務内容がA、組織運営をBとしております。県の評価につきましては、業務推進委員会による事業内容の検証が行われ、公益財団法人への移行準備が着実に進められていること、質の高い技術指導や新規導入機器を活用した試験研究が行われるなど、利用者へのサービス向上が図られていること、自己収入比率が低く県の委託料への依存度が高いことなどから、活動内容をA、財務内容と組織運営をBとしております。

恐れ入ります、資料の72ページにお戻りいただきたいと思っております。24年度の事業計画書につきまして御説明いたします。2の事業計画であります、(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業につきましては、引き続き、技術支援、設備利用、依頼試験を実施してまいります。の試験研究につきましては、3次元、キャドデータを中心とするものづくり技術の普及を目指したデジタルものづくり技術の応用に関する研究に取り組むこととしております。

73ページをごらんください。3の収支予算書であります。の事業活動収支の部ですが、事業活動収入の主なものといたしましては、受託事業収入の4,795万円余と寄附金収入の127万円であり、事業活動収入計は4,928万円となっております。次に、2の事業活動支出につきましては、受託事業費の4,795万円余と、74ページになりますけれども、法人管理費184万円であり、中ほどにあります事業活動支出計は4,979万円余と

なっております。

の投資活動収支の部につきましては、2の投資活動支出の備品購入費の50万円となっております。

また、の予備費支出として190万円余を計上しております。

機械技術振興協会は以上であります。

続きまして、大変恐れ入ります、委員会資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。財団法人宮崎県産業支援財団につきまして御説明いたします。

なお、当財団の事業につきましては、ほかの課で所管している事業もありまして、説明は私から一括して行いますが、個別の事業に関する質問等につきましては事業所管課から回答させていただきます。

まず、1の役割等ではありますが、当財団は、中小企業の創業、経営革新、研究開発等に対する支援及び産学官の共同研究の推進等を行うことにより、中小企業の振興と本県産業の活性化に寄与することを目的としております。なお、法的には中小企業新事業活動促進法の中核的支援機関及び中小企業支援法の中小企業支援センターと位置づけられております。設立は、平成12年に産業技術情報センターと中小企業振興公社を統合して設立されたものであります。出資総額は7億7,960万3,000円、うち県出資額は5億8,729万8,000円で、出資割合は75.3%であります。

次に、2の事業内容ではありますが、(1)新事業・新分野進出への支援、(2)中小企業の経営基盤強化の支援、(3)産業人材の育成の支援及び(4)産業振興の基盤づくり、この4つの視点から事業を展開しております。

資料の7ページをごらんください。3の組織

等であります。こちらにも組織図と表をあわせてごらんいただきたいと思いますが、理事長、副理事長、常務理事のもと4課体制となっております。役員20名のうち、理事長は知事、副理事長は宮崎大学学長及び県OB、常務理事は県OBとなっております。その他の役員では、非常勤の理事14名のうち商工観光労働部長及び県OB3名、監事に県OBが1名となっております。常勤職員は17名で、うち10名が県からの派遣職員でございます。

それでは、大変恐れ入ります、議会提出報告書の75ページをごらんいただきたいと思っております。23年度の主な事業実績について御説明いたします。時間も限られておりますので、かいつまんで御説明いたします。

まず、2の事業実績ですが、表の(1)新事業・新産業の創出につきましては、関係事業費の合計2億5,029万6,000円となっております。さまざまな研究開発や新事業の支援を行っておりますが、新たな取り組みとしましては、76ページの東九州メディカルバレー構想を推進するためにコーディネーター1名を配置し、医療機器産業への参入支援やマッチング等の支援を行ったところでございます。

次に、(2)の挑戦する中小企業への支援であります。関係事業費の合計は23億642万4,000円です。から の事業は県内中小企業からの相談等の対応や専門家を派遣して指導・助言を行ったものでございます。また、77ページになりますが、 と の事業は、農商工連携等によります新製品開発あるいは販路開拓等に対しまして助成を行っているものでございます。 の事業は、中小企業の機械、設備導入を支援するため資金の貸し付けを行っているものでございます。

次に、78ページをごらんください。(3)の産業人材の育成・確保であります。関係事業費の合計は353万7,000円で、技術力向上や販売力を強化する研修を実施したところでございます。

次に、(4)の産業の復興支援ですが、関係事業費の合計は2億4,449万円で、口蹄疫からの復興のために財団に基金を造成し、その運用益により、プレミアム商品券の発行、地域活性化イベント、県外からの誘客促進等の事業に助成したところでございます。

続きまして、175ページをごらんください。県関与の状況ではありますが、人的支援は、先ほど御説明しましたが、23年度と比較しますと職員数で県職員が3名減少しております。13名から10名となっております。これは、バイオメディカル関係事業の終了等に伴う減でございます。財政支出等ではありますが、平成23年度の県委託料は4,867万9,000円、県補助金1億9,294万5,000円などとなっております。その下の、その他の県からの支援等ではありますが、事務所スペースを県から無償貸し付けを受けております。

次の主な県財政支出の内容ではありますが、は、財団を通じて実施しております設備導入資金の原資貸し付けであります。 は、新製品開発や販路開拓を支援するための基金の積み増しを行ったものでございます。 は運営管理費の補助、 は、取引あっせんや展示会の出展等に対する補助でございます。 につきましては、専門知識を有する研究員を採用し、工業技術センターや大学等との研究を推進する委託事業ですが、23年度で終了したものでございます。

176ページをお開きください。活動指標であります。 の総合相談件数は、目標値1,230件に対

し1,168件、 の取引あっせん・紹介件数は、目標値500件に対し453件と若干目標を下回っておりますが、 産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援実績は、目標値15件に対しまして20件と上回っている状況でございます。

次に、財務状況であります。まず、左側の正味財産増減計算書の23年度の欄をごらんください。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は1億145万円余のプラスであります。また、経常外収益から経常外費用を差し引いた当期経常外増減額は5億5,014万円余のマイナスであり、この結果、当期一般正味財産増減額は4億4,869万円余減少し、一般正味財産期末残高はマイナス7億1,445万円余となっております。その下の当期指定正味財産増減額も5億6,091万円余のマイナスとなっております。下から2段目にあります指定正味財産期末残高は8億5,746万円余となっております。以上によりまして、一番下にあります正味財産期末残高は1億4,301万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。流動資産と固定資産を合わせました資産合計額は313億7,139万円余、流動負債と固定負債を合わせた負債合計額は312億2,837万円余、正味財産は1億4,301万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。 の県補助金等比率は目標を上回る実績値となっておりますが、 の自己収益比率及び の流動比率につきましては目標値を下回っております。

直近の県監査の状況につきましては、おおむね適正に執行されているとの評価を受けております。

次に、総合評価について御説明いたします。まず、財団の自己評価では、活動内容をA、財務内容をC、組織運営をAとしております。県

の評価としましては、総合相談窓口における相談対応や、経営革新・創業支援あるいは産学官連携の推進など積極的に事業を展開していること、公益財団法人への移行に向けて業務運営の効率化や財務の健全性の向上に努めていく必要があることなどから、同じく、活動内容をA、財務内容をC、組織運営をAとしております。

続きまして、恐れ入ります、85ページにお戻りください。平成24年度の事業計画書について御説明いたします。平成23年度で終了した事業を除きまして、今年度も引き続き各事業に取り組むこととしておりますが、主な新規事業について御説明いたします。

まず、87ページをお開きください。(4)産業振興の基盤づくりであります。 の商工業等経済復興支援事業のア地域消費拡大支援につきましても、口蹄疫からの復興を図るため、地域の商工団体等が地域経済の実情に応じて取り組む消費拡大策を支援するものでございます。

この金融対策支援につきましても、設備資金等の融資制度の利子補給や信用保証料の助成を行う市町村に補助を行うものであります。次に、

の中山間地域産業振興センター運営事業であります。産業支援財団に中山間地域産業振興センターを設置しましてコーディネーターを新たに配置し、地域の農林水産物や自然等の地域資源を生かした商品開発等の支援を行うものであります。

次に、88ページをお開きください。収支予算書でございます。事業活動収支の部の事業活動収支差額は1億620万円のマイナスでございます。投資活動収支の部の投資活動収支差額は6,776万円のプラスでございます。財務活動収支の部の財務活動収支差額は4,283万円余のマイナスであります。この結果、当期収支差額

は8,127万円余のマイナスとなっておりますが、前期繰越収支差額9億2,058万円余ございますので、こちらを充当することにより事業を執行していくこととしております。

財団法人宮崎県産業支援財団につきましては以上でございます。

向畑観光推進課長 続きまして、観光振興課からは、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」第4条の第3項の規定に基づきまして、当課が所管している法人、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会について御説明申し上げます。

初めに、協会の概要について御説明申し上げます。委員会資料の8ページをお開きください。まず、1の役割等でございます。当協会は、国内外の観光客、コンベンション、スポーツ大会・合宿等の誘致等を行い、本県の観光やコンベンション、スポーツ振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的といたしまして、平成16年4月1日に、社団法人宮崎県観光協会、財団法人宮崎コンベンション・ビューロー、スポーツランドみやざき推進協議会の3団体が統合して設立した法人でございます。平成24年4月1日に、従来の財団法人から公益財団法人に移行したところでございます。なお、基本財産は2億8,000万円で、県の出資額は1億750万円、出資比率は38.4%となっております。

次に、2の事業内容でございます。観光推進事業では、国内外からの観光客誘客のための対策、コンベンション推進事業では、コンベンションの誘致、開催支援を行っております。スポーツランドみやざき推進事業では、スポーツイベント等の開催支援等を行っております。

次に、3の組織等でございます。平成24年4

月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は13名、うち常勤役員が県OBの専務理事が1名、また常勤職員は21名でございまして、県派遣職員が6名、県OBが1名となっております。

続きまして、経営状況の詳細につきましては、出資法人等の経営評価報告書により御説明申し上げます。24年9月定例県議会提出報告書の179ページをお開きください。まず、一番上の概要、その下の県関与の状況・人的支援の状況につきましては、先ほどの委員会資料で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、財政支出等についてですが、県委託料は、韓国誘客対策強化事業に係る委託料でございます。県補助金は、協会の運営経費、観光推進事業、コンベンション推進事業、スポーツランドみやざき推進事業等に係る補助金であります。なお、22年度に比べ23年度が減少している主な理由は、23年度より県派遣職員の基本給等について県が直接支給することとなったことや、口蹄疫復興緊急誘客対策に係る事業が減少したためでございます。県からの交付金、負担金、出資金はございません。

次に、主な県財政支出の内容でございます。

の運営行事は、コンベンション誘致、スポーツ合宿誘致等に係る運営費補助でございます。

のスポーツランドみやざき推進事業は、スポーツイベント等の開催に係る経費でございまして、23年度は、リコーカップ、ダンロップフェニックストーナメント、青島太平洋マラソン等の全国規模の大会を支援しております。のコンベンション等開催支援につきましては、コンベンション開催に係る主催者に対する補助でございまして、23年度は、日本理学療法学会、日本商工会議所青年部九州ブロック大会等のコンベンションへの補助を行っております。

の「日本のふるさと宮崎」誘客促進事業では、国内外からの観光誘客のための対策に係る経費でございまして、23年度は、国内誘客として旅行会社、航空会社等とのタイアップキャンペーン、テレビ、新聞、旅行雑誌等でのメディア、またインターネットを活用した観光PRに努めたところでございます。海外誘客といたしましては、韓国、台湾、中国、香港の東アジア地域を中心に、知名度向上対策や旅行会社、航空会社とタイアップした旅行商品の企画・造成支援、現地でのセールス活動を実施したところでございます。23年度決算に比べて24年度予算が減少しておりますのは、口蹄疫等に係る誘客対策事業が終了したためでございます。の韓国誘客対策強化事業では、新燃岳噴火等の影響で落ち込んだ韓国からの誘客を図るため、観光コンベンション協会に委託を行い韓国語を話せるスタッフを配置し、個人旅行、旅行会社からの問い合わせに努めたところでございまして、韓国への情報発信を行っております。

次に、活動指標の目標値について御説明申し上げます。これは、宮崎県観光・リゾート振興計画から設定しておりまして、の観光客数は暦年における県内外の観光客数でございますが、23年度の実績値が未確定でありますことから、22年度の目標値と実績値を掲載しております。目標値1,346万人に対しまして実績値が1,103万5,000人で、達成度は82%。目標に至らなかった主な原因といたしましては、口蹄疫発生での本県への観光客の減少によるためと考えております。コンベンション延べ参加者数は、23年度の目標値27万2,000人に対して実績値が21万8,116人で、達成度は80.2%でございます。目標に至らなかった主な理由といたしましては、23年度につきましては東日本大震災等が

影響を及ぼしたのではないかと考えております。のスポーツキャンプ延べ参加者数は、23年度の目標値16万人に対して実績値が16万6,492人で、達成度は104.1%とおおむね良好な状況でございます。

続きまして、180ページをお開きください。財務状況について御説明申し上げます。表の23年度決算欄でございますが、左側の正味財産増減計算書について御説明申し上げます。この表は事業活動に伴う正味財産の増減の内容を示したものでございます。上のほうの経営収益、23年度のところをごらんいただきますと4億5,228万円余でありまして、22年度に比べて23年度が減少している主な理由といたしましては、口蹄疫にかかわる事業の減少だと考えております。経常費用は4億6,697万円余でございまして、経常収益から経常費用を差し引きました当期の経常増減額は1,469万円の減となっております。その結果、一般正味財産期末残高は5,127万円余となっております。指定正味財産期末残高3億3,687万円余と合計いたしまして、正味財産期末残高は3億8,815万円余となっております。

続きまして、右側の貸借対照表について御説明申し上げます。この表は年度末現在の資産、負債及び正味財産の状況を示したものでございます。資産は、現金、普通預金などの流動資産が1億482万円余、基本財産、特定資産などの固定資産が3億5,614万円余、資産合計は4億6,096万円余となっております。続きまして負債でございますが、未払い費用などの流動負債が6,106万円余、退職給付引当金から成る固定負債が1,175万円余で、負債合計は7,281万円余となっております。その結果、資産から負債を差し引きました正味財産合計は3億8,815万円余で、正味財産増減計算書と同じとなっております。

す。

続きまして、真ん中の欄の財務指標について御説明申し上げます。 の自己収入比率は、当期支出合計の割合が自己収入の割合と比べましても、目標値20%に対しまして実績値は19.5%、達成度は97.5%となっており、おおむね良好だと考えております。 の自主事業比率は、当期支出合計に対する自主事業費の割合でございます。目標値が60%、実績値が94.8%、達成度は158%となっており、良好な状況でございます。 の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。目標値25%、実績値が2.9%で、この場合は現在値より数値が低くなるほうがよろしゅうございますので、達成率が188.4%となっており、良好な状況でございます。

次に、直近の県監査の状況について御説明申し上げます。23年11月の県の監査で注意事項として、「寄附を受けた備品について、貸借対照表上、適正な評価額をもって資産計上していなかった」とありました。このことにつきまして当協会では、平成23年度の減価償却後の残存価格をもって決済日に一括計上を行い、改善を行っているところでございます。今後はこのようなことがないように、所管課といたしまして指導していくつもりでございます。

最後に、総合評価について御説明申し上げます。まず、協会の自己評価でございますけれども、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところでございます。これに対して県の評価といたしましては、観光関連3団体を統合した後も、組織体制の見直しや財務の改善に努めるなど改革を順調に進めていること、活動指標が一部未達成であるため、今後、各事業の必要性、実施効果について再検証し、より

効果のある事業の選択と集中が求められること、財務内容はほぼ良好な達成状況でありますので、今後とも健全な経営への取り組みが求められること、そして公益財団法人に移行したことから、引き続き、体質強化のために十分に研究・検討を重ねていく必要があることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBと評価いたしております。

観光推進課からは以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑を賜りたいと思いません。

右松委員 みやざき観光コンベンション協会についてお伺いしたいと思います。向畑観光推進課長から先ほど来この協会の名前が出てくるとおり、本県の観光施策においてここは肝になっていると思っています。逆に言えば、ここに問題があれば相当多大なマイナスの影響が県に出てくると思っています。そういった観点で何点か質問させていただきたいんですが。

まず一つは、24年度の現況を対21年度比で見ますと、職員の総数が2名減に対して、県職の派遣が1名増の6名になっています。ちなみに県OBは2名のまま据え置きですが、これは全体から見てどうなのか。廃止になった2団体を外して、43の公社等改革の対象になっている団体のうち県職が全体で23名減っています。県職がふえているのは観光コンベンション協会と道路公社のみであります。これは一つは、観光施策の重要性を鑑みて県のかかわりを深めていくということのあらわれなのか、まずその説明をお願いします。

向畑観光推進課長 委員おっしゃるように、機動性、すぐ動ける体制が県ではなかなかとれ

ない部分を観光コンベンション協会のほうに担っていただいているのが実情でございます。県の職員をある程度縮小する形で観光コンベンション協会のほうに派遣をふやしたということではございます。こういった中で、当初私どもが考えていた、総務とか観光推進、コンベンション等の知見といいますか経験則が高まっております、思った以上に、プロパーの方々、県内の観光業界の方々との連携が密に図られているんじゃないかと考えているところでございます。

右松委員 2つ目に質問しますが、評議員、理事、そうそうたる名前の方がずらりとそろっています。この協会の会長が佐藤勇夫宮銀の会長さんです。この方はあちこちの団体で代表として目にするわけですが、単なる名誉職かどうかわかりませんが、観光コンベンション協会に政策的な過ちが発生した。費用対効果の面で問題があったという場合は、企画構築した観光コンベンション協会の責任者は誰になるのでしょうか、それを教えてください。

向畑観光推進課長 観光コンベンション協会の場合は会長になります。

右松委員 ということは佐藤会長ということではよろしいですね。

続いて、3つ目の質問ですが、他県は宮崎を果たして観光地として見ているのかどうか。残念ながら、今や観光後進県と言っても仕方ないのかなというぐらいの状況だと思っています。観光浮揚が重要な県政課題になっている中で、観光コンベンション協会の中身をいろいろと調べさせてもらって、果たして県の観光事業の将来をコンベンション協会を中心に委ねていいのかどうか。いろいろと民間の声も聞いてきましたけれども、その中で幾つか問題点を箇条書き

で言いますと、例えば、余りにも名立たる人がずらっと並んでおるんですが、頭でっかちの組織になっていないかということが1つ目。

2つ目に、民間や県民の思いとか願い、ニーズを酌み取れる体質にこの協会がなっているかどうか。

3つ目に、いろんな企画が出てきます。これは協会の中の一部の人が企画づくりをしているんじゃないだろうか。しっかりと民間とさまざまな意見交換をされているのかどうか。そうじゃないというふうに私は伺っています。

4つ目ですが、予算の執行状況が適切なのかどうか。例えば代理店重視で現場にお金が回っていない。ボランティアとしてという考え方ならいいんですが、しっかりと経済効果が出るような予算執行になっているのかどうか。

それから、いろんなイベントにさまざまな動員をかけています。この動員をかけている人からもいろいろ声を聞いています。動員をかけた人たちに対して、観光協会が感謝の思いでしっかりとフォローされているのかどうか。

さらに、事業名とかキャッチコピーで事業実態がどうなのか。

民間の人から声を聞いてきた中で、観光コンベンション協会に対して、いいところはあると思いますが、不満の声もたくさんあるということをもっとしっかりと認識してもらいたいんです。その上で、今後の本県の観光施策において、コンベンション協会をどういう位置づけで県として考えておられるのか伺いたいと思います。

向畑観光推進課長 委員のお話を聞くと、いろんな声に関してもっと真摯に聞かなくちゃいけないなと感じたところでございます。そういう気持ちを持ってお答えいたします。

観光コンベンション協会は、もともとは社団法人ということで、宮崎交通を初めとする県内の旅行会社、バス会社、ホテル・旅館の方々がおつくりになられ、コンベンションについても、受け入れをされるホテル・旅館の方たちが集まってつくられたものが、16年に3団体が一緒になったということでございます。いろんな方々からの御意見をいただきながら組織をつくっていく中で、各分野を代表する形になって幅が広がっていったのかなと思っております。

民間のニーズを踏まえた形で、それが事業の中身として反映されていないというお話もございました。観光コンベンション協会は、私どもが知っている限りでは、県内の市町村も含めてホテル・旅館の方たちとの意見交換もしておりますけれども、小さいところまでといたしますか、真摯に意見を酌み上げていないのかなと思ったところがございます。

予算執行につきましても、観光コンベンション協会の場合は、県の補助ももちろんですけども、自主財源ということで会員からの浄財をいただいているわけですので、そういった方たちと一緒に事業をしていらっしゃるということがございます。そこで経験則とか機動性を組み込んでやっていらっしゃるんじゃないかと思いますが、そこがうまく伝わっていない部分もあるのかなと、反省をしなくちゃいけないと伝えたいと思っております。

また、動員につきましても、どうしても宮崎の場合は大きなイベントをする際には宮崎市が中心になっておりますけれども、それ以外の高千穂、延岡、都城でも事業をしています。一緒に仕事をしていただける方々、ホテル・旅館の方々、協会の会員と組んでいる形になりますので、それ以外の方々の声をちゃんと拾い上げて

いないのかなと思っております。そういったことも踏まえて、私どもとしても、観光コンベンション協会が今まで培ってきた知見や機動性を十分発揮するためにも、委員がおっしゃったような御意見を真摯に受けとめまして、今後の事業活動にはそういった声を反映できるような体制づくり、考え方で対応できればと考えているところでございます。

右松委員 事業名、 旅、恋旅、波旅いろいろキャッチコピーがついています。実際に波旅がどれくらい周知されているのか。民間から聞くと、正直申し上げて、キャッチコピーがついていますけど、実態としては効果が出ていないということも聞いています。実際数字を見ないと具体的なことは申し上げられませんが、いずれにしても問題点がたくさんあるということ。

それから最後、4点目に伺います。総合評価についてですが、これは活動内容、財務内容、組織運営B「ほぼよい」です。例えば財務ですけども、県財政の支出ですが、対21年度比でいくとマイナス3,227万6,000円になっています。ところが、県派遣社員に係る県からの直接支給人件費が3,250万4,000円ということは、この分が結局は県から出ているということで、変えたことによってプラ・マイ・ゼロ、削減率はないということは言えると思うんです。そういった中において、県の評価として、「組織体制の見直しや財務の改善に努めるなど改革を順調に推進していることは評価できる」というふうに出ています。こういったところはどこが評価としてその要因になっているのか。私はこれはかなり評価が甘いと思っているんです。知事が一般質問で冒頭答えていましたけれども、アクションプランの外部評価についても実態を

しっかり調べないと、正直申し上げてすごく大甘な評価だと思っています。これから24年度、25年度ありますけれども、そういった意味で総合評価に対して観光推進課長がどのように認識されているのか、改善していくとすればどういうふうに考えておられるのか、そこを伺えるとありがたいです。

向畑観光推進課長 この評価については、県のほうでつくっております評価シートをもとにつくっています。A「良好」が100～80%、B「ほぼ良好」が80～60%でございます。観光コンベンション協会はそこまでないというお話もあるんですけれども、ぎりぎりのところで、今のところB評価をさせていただいているところでございます。

右松委員 宮崎県の観光浮揚を何としても図らなければいけない、観光の浮沈が協会にかかっているとすれば、協会については今後もきちっと精査していきたいと思っています。宮崎県の観光の行く末を握っているんだということをも十分認識した上で、厳しい視点で一緒になって取り組んでもらわないと大変なことになると考えていますので、ぜひそのあたりをよろしく願います。

向畑観光推進課長 4月に公益財団法人になりましたことから、委員の御意見を踏まえながら、今まで以上にしっかり評価していきたいと考えております。

中野委員 コンベンション協会についてお尋ねいたします。右松委員が詳しく質問しましたから簡単に聞きたいと思いますが、いわゆる組織、会長、副会長2人、これは非常勤ですから、それぞれの役職の人が横飛びでなっている組織だと思うんですが、非常に経営がマイナスで、しかも純資産がかなりの勢いで減っている

組織ですから、常務が会長になって、横飛びの人たち、会長は特に兼務が多くて仕事ができないと思うんです。この前もらった資料で、観光県宮崎、基幹産業は農業と観光とずっと来ておったら、九州でも、全国を見ても外からの観光客は極めて少ないんです。知事が100万泊運動と言うけれども、あれも自分の提案書をさらして、100万泊を目指すんじゃなくて、100万泊運動なんです。かけ声をしただけのことですから、なかなか外からの人が少ない。観光県といながら、県外、県内も他県より桁違いに少ないわけでしょう。これを名実ともに観光県宮崎にするためには、この組織が本腰を入れてやらないかんと思うんです。過去、3つの団体が一緒になったと記憶しているんですが、会長、副会長を専務、常務が担うようにして、専務が会長、常務が副会長という肩書で、第一線の人が組織上のトップになるようにどうしても改めてほしいと思います。

それから、理事会が年何回開催されるかわかりませんが、会長、副会長がどのくらいの割合で出席しているものか、その出席率をまずはお尋ねいたします。

向畑観光推進課長 私の記憶では、会長は理事会にはほとんど出席をしていらっしゃいます。年に2回ほどやりますし、臨時にいろんな懸案事項が出た場合には出席していただいているところでございます。

臨時の理事会等もございませぬので、少し時間をいただいて、後ほど御回答させていただければと思っております。

中野委員 組織の見直しについては。

向畑観光推進課長 組織の見直しにつきましては、委員がおっしゃるようなある程度機動性がというような御意見もございませぬし、この辺

は観光コンベンション協会と十二分に協議を重ねていきたいと思っております。

中野委員 さっき言ったように、ぜひ実務型の組織に練り直しをしていただくように強く要望しておきたいと思えます。

それから経営が非常にマイナスの実績であったんですが、正味財産を見ると、21年度に2億8,000万が基本財産への充当ということで、22・23年度でそっくりそのまま計上されているわけですが、これはどうして22年度にこちらのほうに移行したのかということと、基本財産はどのようなときに使う予定なのか、分離した理由と使用目的をお尋ねいたします。

向畑観光推進課長 基本財産が移ったのは、21年度までは一般正味財産のほうに計上してありましたが、県の監査の指摘がございましたものですから、指定正味財産に移行して修正計上させていただいたところでございます。

中野委員 ただこういうところに書類上計上してあるだけで、特別に管理しているとかそういうことではないわけですか。

向畑観光推進課長 正味財産については、普通預金等もございませけれども、国債等使っている程度管理させていただいていると聞いております。

中野委員 特定資産が、この3年間で見ますとかなりの勢いで少なくなってきています。これは1年間の収支がマイナスになっていることから減ってきたとは思いますが、これが全部継続されたら、後はどうなるわけですか。

向畑観光推進課長 当初は収益が上がるような国債等も使っていたんですが、日本の経済が今低迷しておりますので、伸び悩んでいるのは実情でございまして、ここから既存の事

業の中である程度使わせていただいている部分もございませ。今後のことございませるので、そういったことも含めて協会とは協議を重ねていきたいと思っております。

中野委員 こういうことで財産がなくなって経営が厳しくなれば大変なことになると思ますので、そうなったら県の観光、コンベンションの事業が大変なことになると思ます。そこで、自分たちの評価もB、そして県の評価もBという甘い認識ではとてもじゃないと思ます。さっきも要望いたしましたが、組織の見直し、そしてトップの人事のあり方を真剣に受けとめてほしいと思ます。部長のコメントをお聞きして、質問を終わりたいと思ます。

米原商工観光労働部長 観光コンベンション協会につきましては、先ほど右松委員からもありましたけれども、県が持っていないノウハウ、専門性をずっと蓄積しております。それから、行政ですぐに動けないところを機動的に動くという特性を持っておりますので、今までいろいろ御意見いただきましたように、宮崎県の観光を引っ張っていく上で、民間にあって中核的な役割を果たす団体だと考えております。

それで、中野委員のほうからもありましたけれども、ノウハウとか専門性、機動性も含めて生かしていくためには、実務的に動いていくことは大変大事であると思っております。ただ一方で、観光コンベンション協会の顔としての会長をどなたにするかということにつきましては、民が中心になっておりますので、民間のそれなりの経験、実績、そして人格等も備えた方が座っていただいて、知事とともに県を代表して、対外的に当たっていくときには会長さんが出ていただくことは必要だろうと思ます。例えば、香港のEGLの袁社長という方は、こと

しも宮崎県に香港からたくさんのお客さんを送っていただいているんですが、この方は香港の一番トップのエージェントの社長さんです。この方が出てきていただくときに、佐藤会長がみずからお迎えをして親しく話していただく、向こうも実業家ですしこちらも実業家ということで、そういった会話が今後の観光の推進にも役立っていくと思いますので、おっしゃったように実務的な部分は専務理事が中心にやっていますが、場面場面で会長さんのお立場としてやっていく部分もあろうかと思っておりますので、そういったところも含めて組織のあり方は考えていきたいと思っております。

中野委員 もう言わないつもりでしたが、言わせてください。佐藤会長の件ですが、宮崎は宮銀が経済を牛耳っているような格好になっています。おかしい構図です。九州全体は九電が牛耳るような形になっているんです。九州の財界のトップはいつも九電、宮崎県は最近宮銀と。いつからこうなったのか知りません。それが顔だと言われては非常に心外であります。

では、佐藤会長はいつからこのポジションにつかれたんですか。

向畑観光推進課長 21年度からでございます。

中野委員 今、4年目になったということですか。

向畑観光推進課長 そうでございます。

中野委員 なぜ佐藤さんが就任することになったんですか。そのときの肩書は宮銀の会長ということになったんでしょうか。

向畑観光推進課長 以前の会長が雲海酒造の中島会長さんです。今回、急逝されたものから、佐藤会長にお願いしたというふうになっております。

山下委員長 大変議論が白熱しているんですが、12時がなりましたので、暫時休憩して、1時から再開したいと思います。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分再開

山下委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に観光推進課長のほうに求めておりました資料がそろったようですので、まずこの説明から求めたいと思っております。

向畑観光推進課長 えびの高原観光誘客促進事業の予算の内訳でございます。一番上に載っておりますが、24年度積算でございます。人件費500万、事業費500万、合計1,000万をお願いしているところでございます。25年度の内訳につきましては、人件費が700万、事業費が700万となっております。両方合わせまして2,400万となっております。

続きまして、えびの高原入り込み客数の推移でございます。20～24年度でございます。月ごとを見ていただきますと、特に平成23年の新燃岳噴火以降、2月から3月は極端で1桁違う数字になっておりまして、なかなか厳しい状況でございます。なおかつ、本来ならば観光客がふえるであろう8月につきましても、入山規制等がございまして厳しい状況であったところでございます。なお、この資料はえびの市からいただいたところでございます。

続きまして、3ページ、最後のページでございますが、神話巡りワンコインツアー実績でございます。9月17日現在、宮崎・西都コースが1月から9月17日まで50回実施してござい

て1,611名の利用、日向・高千穂コースにつきましては4月からでございますので、4月から9月に30回実施させていただきまして1,262名の利用で、合計2,873名の事業となっております。以上でございます。

山下委員長 今、資料を出していただきましたが、これについて質疑はありますか。

それでは、資料の説明、ありがとうございます。

引き続き、会議を開きたいと思います。

米原商工観光労働部長 観光コンベンション協会の会長さんをどなたにするかということにつきましては、観光コンベンション協会の定款によりまして理事会の決議によって選任をするということで、これまでも理事の中から選んでいただいております。そして、ことしの4月に法人の形が公益財団法人に移行しましたので、ことしの4月から2年間、現在の理事の方々は任期となっておりますので、きょう午前中にいただいた御意見等も観光コンベンション協会にお伝えして、次回の理事会等での選任において十分議論をしていただくようお願いをしたいと考えております。以上でございます。

中野委員 先ほど会長が顔だということでしたので、改めて質問させてもらったところですが、先ほどは、会長は理事会に年2回と言われました。「評議員会14」と書いてあるのは何の意味かわかりませんが、人数だと思います。評議員会とか理事会、それから顔として大変重要視されておられるようでしたが、顔としてこの1年間どのくらい出られたものかお尋ねいたします。

向畑観光推進課長 お答えいたします。

まず、宮崎観光コンベンション協会での理事会の出席率ということがございましたが、今の

ところ、全回出席をしていただいているところでございます。いろんなイベント等も含めて出させていただいております。例えばアジアナ航空の10周年記念、口蹄疫復興対策協議会、韓国へのプロモーション等もろもろございますし、ゴルフ大会でのリコーカップ前夜祭、プロ野球のコンベンション表彰式等々ございまして、23年度はトータルで25回出会していただいているところでございます。

中野委員 理事会は2回でしたよね。臨時もあるようなことを言われましたが、それは何回なのか。評議員会というのは出席する必要はないのかをお尋ねいたします。

向畑観光推進課長 評議員会のほうには出会はございませんけれども、理事会は23年度が4回開催されておりました、4回とも出会していただいております。

中野委員 曖昧な言い方せんで。理事会は年2回と言われましたが、4回というのは何を指しているんですか。

向畑観光推進課長 6月とか12月、2月という定期のものもあるんですけども、それ以外に、いろんなイベントをする際に決定をしなくちゃいけないというのがございまして、臨時の理事会も開催されておりました4回になっております。

中野委員 定期が何回、臨時が何回。

向畑観光推進課長 定期が3回、臨時が1回になっております。

中野委員 具体的に聞けば、定期が2回が3回にふえましたね。臨時というのはわずか1回なんですか。

向畑観光推進課長 理事会にお諮りする案件としては1回だと聞いておりますが、これ以外に毎月、専務理事が会長のほうにはいろんな事

業の進捗状況も含めて御説明に伺っていると伺っております。

中野委員 こっちが出向いて説明することになるから、出席は少ないということになるわけですか。

向畑観光推進課長 事業の進捗状況を御説明しているというのが一つと、理事会にお諮りしなくちゃいけない案件については臨時に開かれていると伺っております。

中野委員 23年度は顔として25回と言われましたが、そういう立場で出席しなければならない総体の回数というのは何回あるんですか。全てで25回ということになりますか。

向畑観光推進課長 申しわけございません。観光コンベンション協会に御出席依頼がある件数については把握しておりませんが、相当な数に上ると思っております。協会内部で御判断されて会長に出席をいただいているのが、23年度は25回になっていると伺っております。

中野委員 「相当の数」と言われましたが、相当の数とは、今、25回と言われましたが、その倍ぐらいは少なくともあると理解しておっていいですか。

向畑観光推進課長 具体的な数字につきましては、まことに申しわけございませんけれども、委員がおっしゃるぐらいの数にはなるんじゃないかと推測するところでございます。

中野委員 半分しか出られないのに、顔としての役目が務まっておりますか。

向畑観光推進課長 なかなか厳しい部分もございまして、副会長もいらっしゃいますし、専務理事、常務理事等もいらっしゃいますので、役割分担をしていらっしゃると伺っております。

中野委員 会長は、さっきの資料で宮銀の会長、それから体育協会の会長ということで、手元にはその肩書しかないんですが、宮銀の会長というのは非常勤ですか常勤ですか。

向畑観光推進課長 そこについてはわかりかねるんですけども……。

中野委員 調べてください。重要なことから。

向畑観光推進課長 後ほど調べまして御報告させていただきます。

中野委員 それから、会長は宮銀の代表権があるんですかいないんですか。

向畑観光推進課長 あわせて確認させていただきます。

中野委員 宮銀に会長として年間どのぐらい出勤されるものですか。

向畑観光推進課長 申しわけございません。その点も後ほど御回答させていただきます。

中野委員 非常に多忙な方だと思っておりますが、この方は今、公安委員、その前は公安委員の委員長でいらっしゃいました。3年前、肩書が70ぐらいあったんです。それを少しは減らされたということはお聞きしますが、経済団体、スポーツ界、福祉、医療等々の宮崎県の主な役をほとんどしておられるんです。それはやめてはられません。ですから非常に多忙な方です。午前中も言いましたとおり、農業と観光は宮崎県の最大の産業なんです。いつもそう言われております。しかし実際は、宮崎県の観光というのは、周りの接続している鹿児島県、熊本県、大分県に比べて、県外からの入り込みを見たら桁が1つ違うわけでしょう。そのぐらい非常に厳しい中であるみやざき観光コンベンション協会は、先ほどから言うように兼務職であるような場所じゃなくて、一番のトップが常勤ぐ

らいになってもらって旗振りをしていかんと、本当に大変なことになると思います。

観光がどのくらい総生産額に占めるかという統計はないと前聞きましたが、そう言いながら、非常に裾野の広い産業だということをいつも言われます。それは、普通でいう観光の業務から農業までいろいろ含めてかなりの裾野があると思うんです。そのくらい大事なものを兼務でどうかなと思うんです。ましてやほかにもたくさん兼務していらっしゃる人が、果たしてできるのかなと。しかも顔として会長におつてもらうと言いながら、言われた回数の半分ぐらいしか顔を出せない状態だから、それはいかなものかと思います。

米原商工観光労働部長 中野委員のおっしゃるとおり、観光は宮崎にとって大事な産業でございます。そして観光コンベンション協会はまさにその中核としての団体でございます。非常勤ではなくて常勤がいいのではないかという御意見がございましたので、それも含めて観光コンベンション協会のほうにこの内容についてお伝えいたしまして、会長がどなたがいいのか次の改選等に十分議論をしていただくようにお伝えしたいと思っております。

中野委員 資料では、代表は宮崎銀行会長であるのに、それが常勤か非常勤か、代表権があるかないか、それを把握していなくて会長に就任させておくということは、指導する県の観光行政としてはいかなものかと思います。だから、苦言を申し上げて、大改革することを御要望申し上げて、その結果が出てからまた再質問があるかもしれませんが、今のところはこれで終わります。

向畑観光推進課長 申しわけございません。常勤の会長で代表権はあるということで、一般

の職員と同じ日数会社に出ていらっしゃるということを確認したところでございます。

中野委員 私が事前にチェックしたものと同じ回答でした。そういう人がいろんな役をされているんです。宮崎県の経済を指導する立場の宮銀ですから、経済界のトップの一人ですから。九州の経済界は九電が、宮崎県の経済界は宮銀が、言葉を悪く言うと牛耳っているという立場なんです。しかも常勤で代表権もある方が、顔として半分しか活躍できないわけです。観光というのは今大変なときに来ておりますので、繰り返しになりますが、さっき言ったことをぜひ考慮していただいて、抜本的な改革をよろしくお願いいたします。協会そのものが赤字に転落し、この資料を見る限りでは、今まで積み立てた資産を食いつぶしておるわけですから、そういうことも含めれば焦眉の急と言ってもいいくらい今すぐしないといけない改革だと思いますので、よろしくお願いいたします。

緒嶋委員 財団法人宮崎県産業支援財団でありますけれども、これは県の職員も10名派遣しており、また県の補助金も多いわけでありませう。財務状況がCになった。Cというのは厳しいということであるわけですが、今後の見通しはどうなんですか。そして公益法人にもまだ移行もしていないわけでしょう。25年度中に移行しないと、法的に解散しろということになるわけですが、見通しはどうですか。

田中工業支援課長 産業支援財団につきましては、県の中小企業支援のための事業を中核的に行っている事業でありまして、県からいろんな事業を受けているところでございます。財務事情はいろいろありますけれども、基本的には県の補助金なり委託料、あるいは国の競争的資金を受けてやっております。自主財源は少ない

ものですからCという評価をしているわけですが、基本的には、県の財政支出なり国からの競争資金の獲得なりでやっていけるものと考えております。

それから公益法人移行につきましては、今、準備をしております、25年4月に公益法人移行ということで予定をしております。以上でございます。

緒嶋委員 これは大変重要な法人であるわけですが、24年度を見ると、ものづくり産業新事業展開支援事業もゼロ、産学官連携研究体制強化推進事業も予算的にはゼロなわけです。こういうものが強化されなければ、融資だけがふえたってどうにもならんわけで、新たな展開についての熱意は予算的には見えていないわけですが、どういうふうに理解すればいいですか。

田中工業支援課長 そこに記載しております事業でゼロになっておりますのは、ふるさと雇用の基金を活用したものとか、それで23年度までの事業であったものを計上しております。財団の事業につきましては、絶えず県の財政状況も踏まえながら見直しを行っております。ただ、研究開発の支援、新事業の支援につきましては、新規事業という形で新たに24年度も、これ以外の事業でもさまざまに財団を通じてやっているとございます。県の中核的な支援機関として、県内の中小企業をサポートするために必要な事業はしっかりとやってまいりたいと考えております。

緒嶋委員 今言われた支援事業は、具体的に予算はどこに入っておるわけですか。

田中工業支援課長 いろんな研究開発のためには、産学官のネットワーク形成の共同研究事業、地域結集型とか大型の共同研究で行った事

業を特許化する事業のために、昨年度一括して計上している事業もございますので、そういったものを活用しながらやっているとございます。

緒嶋委員 一括してやった事業で、後年度もその予算の範囲内で事業しておるといいますか。

田中工業支援課長 この事業は、例えば県内のものづくり産業、新商品開発などを支援していくために、昨年度、財団のほうに2,000万円の基金の上積みを行っております。そういったのを取り崩しながらやることにしております。

緒嶋委員 それは数字的には計上されないわけですね。

田中工業支援課長 失礼しました。昨年は4,000万円の基金を上積みしております、昨年度計上しているものですから、今年度には出てこないことになります。

緒嶋委員 その支出行為は、昨年出したというだけで、決算上は数字的には出てこないわけですか。

田中工業支援課長 県の予算上は出てまいりませんが、財団の事業としては出てまいります。平成24年度の計画でいきますと、85ページの表(1)のものづくり産業新事業展開支援事業がその事業でございまして、財団には昨年度に4,000万円の基金の上乗せをしまして、それを取り崩しながら24年度も実施しているということでございます。

緒嶋委員 いずれにしましても、農商工連携も含めて、これが機能を十分発揮しないと宮崎県の新産業はなかなか創出できない面もあると思うので、このあたりは一番重要じゃないかと思えます。融資がふえるのもいいわけですが、将来を見越した支援、研究が十分できる

ように、県の職員もこれだけ派遣されておられるわけですので、今後とも財務内容の指導も含めて頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

田中工業支援課長 県と産業支援財団は、二人三脚といいましょうか一体となって県内中小企業の支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

押川委員 本日の委員会資料の6ページの事業内容について4点ほど掲げてありますけれども、具体的な現状について報告をお願いいたします。

田中工業支援課長 具体的な事業内容としましては、24年度でいきますと、提出報告書の85ページの下の方の表に(1)から(4)まで具体的な事業を挙げているところでございます。例えば(1)では、先ほど申し上げました

のものづくり産業新事業展開支援事業ということで、中小企業が行います新商品開発や販路開拓を支援しているところでございますし、では農商工連携応援ファンドの運用益で農商工連携を支援しております。それから86ページに移りまして、研究開発支援事業は、産学官の共同研究グループが行います研究開発を支援しています。環境リサイクルも、環境リサイクル分野の研究開発を支援しているところでございます。

それから、(2)中小企業の経営基盤強化は財団の中核的な事業でございまして、にありますように専門家、コーディネーターを7名設けておりまして、県内中小企業の皆様からのさまざまな相談に当たっているところでございます。そのほか具体的な事業としては、の自動車関連産業取引拡大支援事業で具体的な取引の拡大振興に努めているところでございます。

それから、(4)は産業振興の基盤づくりということで、口蹄疫の復興支援、中山間の産業支援、東九州メディカルバレーの支援、こういったものを具体的には行うということでございます。以上であります。

押川委員 特に大事なところだろうと思うんです。

そして21年度から24年度の職員等の対比も見せていただいておりますが、そういう中で、職員を減らすことによってこういった事業への影響、あるいは派遣されている職員の方々と皆さん方との連携はどういうことで具体的にこういう事業の中に起こしていくのか、わかれば教えてください。

田中工業支援課長 県派遣職員につきましては、21年度と比べますと現職が4名のマイナスになっております。県OBにつきましては逆に1名プラスになっておりますが、これは現職であった常務理事が退職してOBになりまして、その分がずれておりますので、実質は3名の減となっております。そのうち2名につきましては、バイオメディカル関係の研究事業が一応終了したということで減となっております。もう1名につきましては、いろんな業務の効率化による減等でございます。

派遣数は減っておりますけれども、職員の方々とは、県工業支援課を初めいろんな関係先がかなり緊密に意見交換なり事業連絡をとりながら事業に当たっております。我々が新しい事業を考えるに当たりまして、財団からの生の声をお聞きしながら、それを生かして企画して、実行部隊としては財団が当たっていくというふうに、県と財団が二人三脚で取り組んでいくことにしております。以上でございます。

押川委員 その中で、(4)の産業振興の基

盤づくりということで、口蹄疫の影響を受けた県内中小企業の復興を支援するということですが、これは、農政がつくっている口蹄疫復興対策局との連携はどういう状況になっているんですか。ここも産業支援財団でやっているということでもいいんですか。

田中工業支援課長 これは、事業の仕組み上、中小企業基盤整備機構から200億円の貸し付けを受けておまして、それと県の貸し付けをあわせてやっている事業でございます。こちらのほうも県内中小企業等の口蹄疫で受けた影響をリカバリーするために事業をやっております。そういった意味では、口蹄疫復興対策局のほうの財団ともいろいろ連携をとりながらやっているところでございます。向こうのほうでもいろんな商品開発の支援をやっておりますが、これも財団が絡んでおります。お互い連携をとりながら口蹄疫の復興に向けて取り組んでいるところでございます。

押川委員 畜産のほうは1,000億円を組んで対策を打っていますよね。200億円というのは、財団だけで口蹄疫に対しての200億円を貸し付けの中でやっていらっしゃるんですか。

中田商工政策課長 私のほうからお答えさせていただきます。

委員はこの報告書の87ページを見ておっしゃっていると思います。(4)のは、先ほど工業支援課長が説明しましたけれども、機構のほうから200億円、県もお金を出して、250億円の基金を使って平成22年度から24年度までの事業として各市町村に予算の割り振りをして、プレミアム商品券の発行事業とか各種イベント事業、観光関係の事業を各地域で取り組んでいるのがでございます。の事業が、支援財団が持っている1,000億円の運用型の基金の果実を

活用させていただいて、内容的には同じような事業ですけれども、24年度の単年度事業として、同じように、各地域で行う消費拡大のための事業として2億円の予算を財団のほうで措置していただいて、年末の大売り出しとかプレミアム商品券とか、消費拡大につながるような事業に取り組んでいるということでございます。

押川委員 だから、財団は復興対策局とは別の事業を起こすということですか、それとも一緒にするということですか。

中田商工政策課長 復興財団のほうから予算をいただいて、産業支援財団のほうで実施しているということでございます。

押川委員 そうなってくると、予算は口蹄疫復興対策局が持っていて、それをこちらのほうに流すということでもいいんですか。

中田商工政策課長 1,000億のファンドの運用で5年間で30億の事業をやるとなっております。24年度が全体で8億ぐらいの事業だったと思うんですが、児湯地区で取り組んでいる事業とか、8億の中でいろんな事業をやっております。そのうちの一つとして、地域消費拡大のための事業を財団のほうで予算をとりまして、実際の事業は産業支援財団のほうで実施しているということでございます。

押川委員 プレミアム商品券あたりになると、年末ということでありましたけれども、県民への呼びかけはいつぐらいからされるんですか。

中田商工政策課長 この事業は24年度事業ということで既に取り組んでおまして、実施内容については商業支援課長のほうが存じ上げていますので、商業支援課長のほうから説明させていただきます。

椎商業支援課長 平成24年度の地域消費拡大

支援事業のプレミアム商品券発行の支援事業につきましては、現在、12市町村で実施予定でございます。助成予定額は6,062万円となっております。プレミアム商品券の発行額が8億7,900万を予定しております。いつから実施しているかにつきましては、各市町村ばらばらでございますので、総枠として今の状況をお話しいたしました。以上です。

押川委員 残りのところについては、今後もしそういう要望があれば対応するということではないんですか。

田中工業支援課長 今お話ししたのはプレミアム商品券のみでございますが、そのほかに、景品つきの大売り出し事業を2市町村が申請しております。助成予定額が4,100万円、それからその他消費拡大に資する事業、これは抽せん券による消費拡大キャンペーン等の事業でございますが、4市町、1,650万円を助成する予定でございます。今のところそういう動きでございます。以上です。

押川委員 それから中山間地域産業復興センター運営事業の中でコーディネーターの方を設けられてこの事業に取り組んでいくということで聞いておるんですが、中山間地域は特に今大変な状況でありますから、コーディネーターの方の現状の取り組み状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

田中工業支援課長 こちらは総合政策部の中山間地域対策室のセクションでやっている事業でございますが、コーディネーターは5月1日から雇用を行っております。県内のいろんな地域資源を生かした商品開発等の相談に当たっております。具体的な相談事例としては、ブルーベリーの需要の拡大、オリーブの産地化、あるいはトマト鍋の販路拡大等につ

きまして御相談を受けていらっしゃるところでございます。県内各中山間地域を回りまして地域のニーズに応じた相談活動を行っております。以上でございます。

押川委員 大体わかりましたけれども、コーディネーターの方が、例えばここで事業を起こすとすれば、業者の方の中に入って連携をとりながら、商品起こしをされるとか、古民家の紹介をされるとか、そういうことになるわけですか。

田中工業支援課長 このコーディネーターは、みずから現地を巡回してニーズやシーズの発掘とかマッチングに当たられる御予定と伺っておりますので、委員のおっしゃるような活動をされるということでございます。

押川委員 一番早いところで、実績としてはどのくらいでしょうか。

田中工業支援課長 済みません。成果につきましては把握しておりません。

山下委員長 ほかございませんか。

ないようですので、その他報告事項に入りたいと思います。

中田商工政策課長 私のほうから、宮崎県中小企業振興条例（仮称）について御説明いたしたいと思います。

委員会資料の9ページをお開きください。中小企業振興条例につきましては、宮崎県総合長期計画（アクションプラン）において制定することを盛り込んでおりますけれども、本日は、条例の骨子等について取りまとめましたので御報告いたします。

まず、1の基本的な考え方についてですが、本県の中小企業はこれまで、本県の経済活動全般にわたって重要な役割を果たしますとともに、地域の経済と雇用を支え本県経済の発

展に大きく寄与しております。また、このような中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、足腰の強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力とともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者を社会全体で支援していくことが必要でございます。このようなことから中小企業の振興を県政の重要な課題と位置づけ、県を挙げて中小企業の振興を図るという基本的な考え方のもとに条例を策定することとしております。

次に、2の条例の主な規定項目についてであります。条例に規定する項目のうち主なものを(1)から(5)まで掲げております。

まず、(1)条例の目的につきましては、基本的な考え方に沿った表現としたいと考えております。

次に、条例の対象となります中小企業者の定義につきましては、(2)にありますように中小企業基本法に基づき定義することを考えております。

次に、(3)の中小企業振興の推進に係る基本理念としましては、中小企業振興は中小企業者の自主的な努力と創意工夫を促進することを基本とすること。また、中小企業振興は、中小企業が経済発展と雇用確保に貢献し、県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識のもとに行われなければならないということの基本理念としております。

次に、(4)にありますとおり、県や中小企業者、関係団体等の役割や責務等を掲げることとしております。県は条例に基づき施策を実施する責務を負うこととなりますが、当事者であります中小企業者においても自主的な努力と創意工夫が求められますし、その他の機関・団体におきましても、それぞれの立場に応じて、県が

実施する施策に対し役割を果たしていただいたり協力をいただく必要があると考えております。

次に、(5)施策の基本方針・実施状況の公表であります。施策の基本方針としまして、人材育成や経営基盤強化の支援、資金供給の円滑化等の施策を掲げ、また、それらに基づき県が実施した主な施策の実施状況を毎年度取りまとめの上議会に御報告するとともに、広く公表することとしております。その中で議会や中小企業者を初めとする県民の皆様に御意見をいただきながら、翌年度の施策に反映させるような仕組みにしたいと考えております。

また、3のこれまでの経緯にありますとおり、条例の検討に当たりましては、これまで関係団体等との意見交換を重ねてきたところであります。その際に寄せられました主な意見等につきましては、10ページに参考として添付いたしておりますが、例えば、課題のところがございますとおり、「強い産業を支援することで、関連産業の振興を図ることが必要」「販路開拓をする際の橋渡しが必要」「生産技術を持った人材の育成が必要」など、中小企業の現状を踏まえ、今後どのような施策に力を入れていくべきか等について参考にすべき多くの意見をいただいたところであります。

最後に、今後のスケジュールであります。現在のところ、次の常任委員会において具体的な条例の原案を説明させていただき、その後、パブリックコメントを実施し、最終的な条例案につきましては来年2月の定例県議会に提案させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

菓子野金融対策室長 金融対策室でございます。私からは、2点御報告をさせていただきます。

す。

お手元の委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思います。まず、「みやざき経営アシスト」の設立についてであります。

1の目的であります。みやざき経営アシストは、厳しい経済情勢や金融円滑化法の最終延長も見据えまして、中小企業者からの相談に積極的に対応するため、宮崎県信用保証協会が中核となって設立したものでございます。設立時期は本年の7月でございます。

会員につきましては、3の(1)にございますように、県内に本支店のある金融機関や商工団体のほか、税理士会、中小企業診断士協会、弁護士会などで構成されておりまして、企業に対し経営支援を行うほとんどの機関・団体が参加しております。また、(2)にございますけれども、宮崎財務事務所、九州経済産業局及び県がアドバイザーとしての役割を担うこととしております。

相談対応のフローでございますけれども、中小企業者が会員に経営相談いたしまして、会員が状況を把握の上、会議の招集とありますが、複数の関係機関の協力が必要と思われる相談内容について、信用保証協会が個別支援会議を開催して会員を招集することになっております。そうした活動を通じて課題解決に取り組むということでございます。

本会議で部長からも答弁いたしましたとおり、金融円滑化法により条件変更を受けた中小企業者の経営改善の進捗が問題になっております。これまで中小企業者は、複数行から借り入れをしていた場合は、それぞれのところに行き計画の調整を行う必要がございましたが、このアシストを利用していただきますと、全ての利害関係者、経営アドバイスをする専門家が一堂

に会しまして、計画の効率的な策定、実行が可能になると考えております。なお、相談料は無料となっております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。資料が横になりまして恐縮でございますけれども、これは、宮崎県における商工団体・金融機関等の連携による中小企業への経営支援体制を示したものでございます。金融円滑化法の最終延長を見据えまして、その対応等につきましては、国や関係機関・団体とも意見交換を行ってきたところでございますけれども、図の一番下にございますように、本年3月に、経営支援と金融支援を一体的に推進するため、知事立ち会いのもと連携協力協定が締結されました。現在、これまでになかったことですが、商工団体、金融機関の合同研修会等が実施されているところです。左側の宮崎県地域力連携推進本部は、中小企業等経営基盤強化事業により平成21年度に設立され、商工会議所の経営指導員等専門家派遣などによりまして、中小企業の経営相談にワンストップで対応しております。右側上の宮崎県中小企業再生支援協議会は、平成15年度に設立され、中堅企業等を対象に企業の再生業務を行っております。下のみやざき経営アシストは、同じく、主に金融・再生支援を行いますけれども、中小零細企業を主な対象としたいと考えております。このような連携協定による経営支援と金融支援を一体的に推進する考え方のもとに、団体間で役割分担を行い、また連携を進めることで、中小企業の経営支援の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

続きまして、13ページをお願いいたします。再生可能エネルギーに係る県中小企業融資制度の改正についてであります。

まず、1の改正の趣旨についてですが、昨今の電力需給の懸念から中小企業者の電力の安定的な確保や総エネルギーコストの縮減が大変重要な課題になっております。このため今般、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組む中小企業の支援を目的に県融資制度の充実を図るものでございます。

2の改正の概要でございます。まず、(1)の創業・新分野進出支援貸付について、表の下端になりますけれども、融資対象者に再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者及び組合を追加するとともに、融資期間を15年以内、融資利率は、金融機関の協力も得まして、10年以内は一律1.2%の固定としたいと思っております。また、(2)の快適な環境・職場づくり支援貸付につきましては、自家消費を主な目的として太陽光発電の導入を行う場合の現行の融資制度がございまして、こちらも融資利率を一律1.2%に引き下げいたします。

3の施行日でございますけれども、本年10月1日から施行いたしまして平成26年3月31日までの措置といたしたいと考えております。

県といたしましては、これらの改正によりまして再生可能エネルギーの活用が一層促進され、中小企業の経営改善やソーラーフロンティア構想推進の一助になればと考えております。

説明は以上でございます。

椎商業支援課長 商業支援課でございます。

委員会資料の14ページ、香港・上海市における宮崎プロモーション展開について御説明いたします。

まず、1の概要にありますように、ことし3月に策定いたしました「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づきまして、民間団体と行政機

関が一体となりオールみやざきによるプロモーションを展開し、香港及び上海において宮崎の魅力を発信するものであります。

訪問の時期でございますが、2の日程にありますように11月14日から17日までの4日間でございます。まず、香港におきまして、JA宮崎経済連が開設いたしました香港事務所のオープニングレセプションに知事が出席し、経済連とともに宮崎牛などの本県の農畜産物をPRいたします。続いて、上海市におきまして、現地政府機関への表敬訪問や、関係団体と一体となった旅行会社、クルーズ会社へのトップセールスを行うこととしております。また15日には、現地の観光や物産の関係者を招待いたしまして、本県の魅力を伝える「みやざきの夕べ」を開催することとしております。16日には、現地的高级中華料理店での本格焼酎等のプロモーション事業にあわせたPRイベントの開催や、上海在住宮崎県人会設立10周年の記念行事への参加を予定しております。

参加人員といたしましては、3の主な参加予定者にありますように、知事を団長といたしまして、関係市町村や関係団体等を含め総勢50名程度になる見込みでございます。議会にも、外山議長並びに山下商工建設常任委員長に御案内を差し上げているところでございます。

なお、御承知のとおり、現在、中国では尖閣諸島問題による反日活動が各地で行われておりますが、状況が非常に流動的でありますので、現時点では訪問に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、国家間で解決すべき問題はありますが、民間団体等による草の根レベルの経済・文化交流は今後とも推進し、相互理解を深めることが重要であると考えております。今

後、事態の推移を見守りつつ適切な対応をとってまいりたいと考えております。

商業支援課からは以上でございます。

山之内労働政策課長 労働政策課でございます。

委員会資料の15ページをお願いいたします。宮崎県が実施する職業訓練の基準等を定める条例の制定につきまして、11月県議会に提案予定の条例案の概要などを説明させていただきます。

まず、1の趣旨であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法が平成23年に施行されたところでございます。これに伴いまして職業能力開発促進法が改正され、従来、国の省令で定められていた職業訓練に関する要件や基準の一部を県の条例で定めることとされましたので、職業訓練の基準等を定める条例を新たに制定することが必要となったところでございます。

次に、2の制定にあたっての考え方であります。県は、職業能力開発促進法により、国が省令で定める要件・基準を参酌して条例で規定することとされております。そこで、省令の内容を参酌して検討しました結果、本県の職業訓練が省令の規定に沿って特に支障なく行われている現状などを踏まえまして、現在の職業訓練を継続していくこととし、今回の条例制定に当たりましては、省令の参酌基準以外の県独自の基準は設けず、省令の規定を基本としたいと考えております。

次に、3の条例(案)の概要でございます。ここでは、条例に規定する5つの事項と、それに係る条例で定める要件・基準案、そして省令との相違点を一覧にしております。

まず、表中1の県の公共職業能力開発施設以外で行うことができる職業訓練の要件についてであります。これは、西都市の県立産業技術専門校及び高鍋校以外の県の機関で行うことができる職業訓練の要件を定めるもので、具体的には、企業の雇用管理者を対象とした、管理者として備えるべき知識習得のための座学研修などが想定されるところであります。表の真ん中の欄に記載しておりますように、「(1)主として知識を習得するために行われる職業訓練、(2)短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練、(3)その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練」とし、省令と同じ3つの要件を規定することとしております。

次に、2の公共職業能力開発施設以外で行われる教育訓練を公共職業訓練とみなせる要件についてであります。これは、真ん中の欄の参考に記載しておりますとおり、専門学校などの民間機関に委託して行う求職者向けの職業訓練に関するものであり、条例案は省令と同じく、「職業を転換しようとする労働者等に対して実施する迅速かつ効果的な職業訓練」とすることとしております。

16ページをお願いいたします。次に、3の公共職業能力開発施設が行う職業訓練に関する基準についてであります。真ん中の欄の条例案の(1)の普通課程の普通職業訓練については、県立産業技術専門校で実施する訓練期間が1年以上の訓練の基準であり、その主なものにつきまして、の訓練の対象者は高等学校卒業者等以上の者、の訓練期間は1年以上4年以下、の訓練時間は1年につきおおむね1,400時間、の訓練生の数は1クラス50人以下とすることとしております。次に、(2)の短期課程の普

通職業訓練につきましては、高鍋校で実施する訓練期間が1年以内の訓練の基準であり、国の省令と同様、その主なものにつきまして、の訓練対象者は職業に必要な技能及び知識を習得しようとする者、の訓練期間は1年以下、の訓練時間は12時間以上、の訓練生の数は1クラス50人以下とすることとしております。なお、高鍋校におきましては、主として新規中学校卒業者を対象にした職業訓練を行っているところであります。

次に、表の右側の欄の省令との相違点でございますが、普通課程の普通職業訓練におきましては、省令では中学校卒業生等も訓練の対象者としておりますが、県立産業技術専門校では、平成15年度の開校以来、より高度な人材を育成するため、高等学校卒業生等以上を対象に訓練を実施しており、この点は省令の規定と相違しているところでございます。

また、この欄の下のほうに記載しております米印でございますが、省令では、普通課程と短期課程に共通する基準として、学科を主体とした訓練を想定し、通信による訓練の方法も設定しておりますが、本県では実技中心の訓練を行っていることから、条例案には通信による訓練は規定しないこととしております。以上の省令と異なる2点につきましては、省令の基準の範囲内において、地域ニーズ等を勘案した弾力的な職業訓練が認められている中で従前より実施していないものでございまして、県の独自基準に該当するものではございません。

次に、4の県が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練について、無料とする要件についてでございます。条例案では省令と同様、「職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者等に対して行う短期課程の普通職業

訓練」とすることとしております。なお、この要件には高鍋校が実施する訓練が該当することになります。

次に、5の普通職業訓練における職業訓練指導員の要件についてであります。これは産業技術専門校における訓練指導員の要件を定めるものでございますが、真ん中の欄に記載しておりますように、「(1)都道府県知事の免許を受けた者、(2)一定の職業訓練又は学校教育を受けた者で、かつ、一定の年数以上の実務経験を有するもの」とし、省令と同じ2つの要件を規定することとしております。

最後に、4の条例(案)の県議会提案予定でございますが、11月県議会に提案したいと考えております。

なお、この条例で定める基準等が専門的かつ技術的であるため、一般県民へのパブリックコメントは行わず、宮崎県職業能力開発審議会におきまして専門的な見地からの御意見を伺いましたところ、条例案に対する意見は特になかったところでございます。

説明は以上でございます。

向畑観光推進課長 観光推進課からは2点御報告を申し上げます。

17ページをお開きください。1点が、映画「ひまわりと子犬の7日間」でございます。お手元のほうに黄色い小さいチラシもついておりますので、そちらもごらんいただければと思います。

概要でございますが、映画「ひまわりと子犬の7日間」は、全編本県を舞台に、管理所に保護された母犬と子犬を救うために奮闘する職員と家族との愛を描いた物語でございまして、本県出身の俳優、堺雅人さんが主演となっております。昨年行われましたロケや準備には、宮

崎フィルム・コミッションがさまざまな面においてお手伝いさせていただいたところがございます。県といたしましては、来年3月の全国公開に向けて広報宣伝活動に取り組みまして、この映画を通して本県のイメージ発信や誘客促進を図ることができればと考えているところがございます。

2の制作スケジュールの下にございますが、平成25年3月16日全国公開となっております。

3の映画「ひまわりと子犬の7日間」を支援する会ということで、県内全域に見ていただくためにはいろんな方のバックアップが必要でございますので、先般、この支援する会を立ち上げたところがございます。主な事業としましては、広報宣伝、(2)にございますように県外でのキャンペーン、映画館以外の県内上映等々を考えておりまして、(4)「支援する会」の会員募集ということで、米印に書いてございますように、個人、企業の協賛会員を募集しますとともに、前売り券応援パックなるものをお願いしようということで、今準備を進めているところがございます。

続きまして、右側のページをごらんください。「古事記編さん1300年記念 秋のイベントカレンダー」ということで、今、県や市町村で取り組んでおります内容について一覧にしたところがございます。神話や伝承等を活用して県内外から誘客を図るためにいろんな記念イベント等も開催されております。9月には、先般、えびの市で里中真智子さんの講演を行いまし、現在、島根で行われている神話博しまねで3週間にわたってPRをさせていただいたところがございます。早稲田大学と連携した講座を東京で開講いたしますとともに、10月には、東京の高島屋、福岡のみやざきウイークでのP

R、東海大と連携した講座の開講など幅広くPRを行っていきますとともに、10月17日から23日にかけて、女優の浅野温子さんによる「日本神話の読み語り」を狭野神社、宮崎神宮、青島神社、高千穂神社で実施するほか、27日から28日の宮崎神宮大祭、また、11月は3日から4日にかけて、「千と千尋の神隠し」の木村弓さんのコンサートとタイアップした西都古墳まつり、9日から11日にかけては、宮崎県、奈良県、島根県の3県で、食や芸能等が集合する「古事記ゆかりのご当地グルメ祭り」が開催されます。そして11月24日には首都圏で、宮崎、奈良、島根の3県で古事記ゆかりの祭礼や地域の伝承など3県の魅力を発信する首都圏シンポジウムを開催することとしております。こういったことを開催いたしまして、11月下旬から本格的に本県各地で行われます神楽のシーズンにつなげていき、県内外に宮崎の神楽をPRしていきたいと考えているところがございます。

観光推進課からは以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑を賜りたいと思います。

中野委員 13ページについてお尋ねいたします。このうちの創業・新分野進出支援貸付金のことでの確認であります。融資枠は1億、1億、設備運転、合わせて2億円は借りられるということですか。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりです。

中野委員 借入れが最高2億になるんですが、満配でいけば8人分ということになるんですか。

菓子野金融対策室長 融資枠を今16億円で設

定しておりますけれども、16億円については現在の枠でございます、借り入れ状況を見ながら調整もできると考えております。

中野委員 それと借り入れの金額、最高は2億円ですが、事業費の何%まで借りられるんですか。

菓子野金融対策室長 その制限はございません。

中野委員 事業費の100%を2億円の範囲内であれば借りられるということですか。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりです。

中野委員 再生エネルギーということで、今、花形というかあちこちで事業が進んでいるようではありますが、西ドイツはとうの昔にこういうのをやって、今いろんなトラブルが発生しているんです。そうした場合に、融資期間が最高で15年ということになっておりますが、枠は幾らでも16億プラスアルファでふえるということでありましたけれども、これが返済、回収のときになってトラブルの発生はないものかどうか。特に今のこの事業は創業・新分野進出ですから、全く素人というか、取り組む人から見れば初めての分野に進出する事業ですね。非常に危険性もあると思うんですけれども、そういう懸念等はないかをお尋ねいたします。

菓子野金融対策室長 この事業につきまして、太陽光発電の場合は買い取り価格が42円で、買い取り価格が保証されているということで安全性が高い事業と言われております。一方で、委員がおっしゃるように、自然災害や日照時間の問題、機械のトラブルなどいろんな問題が15年の間には起こり得るだろうとおっしゃる方もいらっしゃいます。その対応につきましては、保険で対応するといったことが議論されて

いるようでございます。以上でございます。

中野委員 この保証料は、信用保証協会が保証するんじゃなくて保険でやるわけですか。

菓子野金融対策室長 この保証料は、信用保証協会が保証するに当たっての保証料でございます。先ほど申し上げました保険というのは、事業者が設備の安全を図るためにみずから掛ける保険という意味でございます。

中野委員 保険加入が条件になるということですか。

菓子野金融対策室長 そのような条件はつけておりません。みずからの判断でお願いしたいと思っております。

中野委員 ということは担保されないということですよ。

菓子野金融対策室長 それは自己責任でというふうに考えております。

中野委員 自己責任ですよというところの危険性があるから、回収のときに問題になりはしないかという気がしてなりません。というのは、西ドイツは早くからスタートしてトラブルも出てきているんです。そのことは御認識だと思えます。それで、今、電気の買い取り価格が下がって買っていくようになりましたが、それが本当にこの期間だけ担保できるかということです。細かく言えば、政府が政策でしてきたとはいえ、電力会社は今のところでは非常に経営が厳しくなるんです。きのうもテレビでやっておりましたが、LNGの買い入れ価格が日本向けはアメリカ向けの4倍以上あるんだそうです。足元を見て日本に売りつけているんです。アメリカの購入する4倍以上、ヨーロッパ向けからもかなり高い、そういうもので電力会社の体力がもてるのか。きのうも田口委員がその辺に触れて質問をされておったような気がいたし

ますが、非常に懸念するところが多いんじゃないかという気がします。融資に当たっては、ただ、新規にスタートするから、創業するからというばかりじゃなくて、相手をきちんと調査されて融資をしてもらうようお願いをしておきたいと思います。

続いて、みやざき経営アシストの設立についてお尋ねをしていきたいと思うんですが、これは先日、日経新聞に載っておった、「中小再生へ地域で基金」という見出しでしたが、企業再生ファンドの設立や計画が相次いでいるということで、北海道、千葉、長野、広島、九州では長崎ということでありました。これを設立したところは今から取り組むところも含めてでありましたが、この中小企業向けの再生ファンドに該当する制度なんでしょうか。

菓子野金融対策室長 いいえ、該当しません。

中野委員 既にこれはことしの7月17日にスタート、設立されておりますが、11ページの4の最後には、条件変更を実施とか経営改革を実施と。このアシストでは条件変更もできるように読めるんだけど、今までの融資の分の条件変更がこの制度では可能になっていくということですか。

菓子野金融対策室長 ある企業がA銀行、B銀行、C銀行に借りていた場合に、リスクをしないと経営が成り立っていかない状態のときに、これまでの企業は、A銀行に行き、B銀行に行き、C銀行に行き、それぞれ自分の経営改善計画を説明する必要がございました。いろんな注文があるということでございます。この経営アシストは、信用保証協会が呼びかけましてA銀行、B銀行、C銀行の担当者を集め、さらには経営上の問題があるということで、専門家

を呼んだりして、その方の経営改善を図るという仕組みでございます。そのときにリスクをする必要があるれば、それぞれ持ち帰ってリスクを決定していく、同じような結果が出ていくという仕組みでございます。

中野委員 中小企業金融円滑化法が来年の3月で終了するわけですが、返済猶予に関してですね。円滑法で宮崎県はどのくらい融資されたものかをお尋ねしたいと思います。件数、金額で。

菓子野金融対策室長 今までの金融の条件変更の状況でございますけれども、宮崎県内では累計で1万5,436件の申し込みがございました。このうち1万4,493件について条件変更が実施されているということですので、実施率は98%となっております。

申し込みの金額でございますけれども、これも累計でございます。1つの企業が複数行に申し込んだり、何回も申し込んだりしておりますので、延べとお考えいただきたいんですけども、5,666億1,200万円の申し込みに対し、10行が5,492億5,900万円となっております。

中野委員 みやざき経営アシストの中身を見れば、返済等の見直しをせざるを得ない、あるいは最終延長を見据えなければならないということで、返済猶予がなくなれば非常に難しくなるということで、言うなれば資金繰りができなくなるということが心配されて設立されたと思うんですが、そういうものはどのくらいと想定されておるわけですか。

菓子野金融対策室長 実際の条件変更を受けた企業数は、A銀行、B銀行、C銀行それぞれに行っているといった状態がございまして把握が非常に難しいと。金融庁がサンプル調査で推定値を出しております。それによりますと、条

件変更を受けた企業数が30～40万社、そのうち要注意、破綻も懸念されるのが5～6万社と推定されております。

中野委員 宮崎県においても6分の1ぐらいはあるということですか。

菓子野金融対策室長 人口比にいたしますと100分の1でございますので、そういった検討かとは思いますが、今ははっきり言えないところでございます。

中野委員 それでいったら900～1,000億ぐらいは取引に懸念される人が出てくるということになりますね。それを見越して、他県において企業再生ファンドの設立ということで、既にこれをスタートさせようとしているわけですね。宮崎県も経営アシストの設立をされたわけですが、これをもっと進めて企業再生ファンドの設立ということは考えていらっしゃるんですか。

菓子野金融対策室長 再生ファンドでございますけれども、企業再生手法の一つといたしまして、再生ファンドを設立し企業の支援をしていくというのは有効な施策の一つと考えております。しかしながら、再生ファンドの設置のためには多額の資金を必要とする。また、その運用には高度で専門的な人材を必要とする。資金回収が困難な場合がある、こういった問題があるところでございます。私どもといたしましては、全国の様態、金融機関の御意見、また関係団体の御意見を勘案いたしまして、今後、研究、検討していきたいと考えております。

中野委員 ぜひその辺を検討してもらわないと、今から件数にしても200件以上になると思うんですが、1,000億ぐらいのものが県内で焦げついて中小企業が倒産となると、県内に与える影響が大きいと思いますので、ぜひやっていただ

きたいと思います。

もう一点、関連であります、この円滑法に基づく条件変更は、全て信用保証協会の保証をしていると思うんです。それで、当時かなりの増資をしたように思うんですけれども、その出資したもので900～1,000億円焦げついたら、保証協会ですべて全部賄える状況であるんですか。

菓子野金融対策室長 ただいままで申し上げました数字は全部の債権でございます、信用保証協会だけではございません。

中野委員 全てが保証協会が保証しているわけではないということですね。保証つきでないもので条件変更もあったということだと思っておりますが、信用保証協会もかなりの割合で保証しているんじゃないか。円滑法ができたころ、保証協会への出資がふえたように記憶しているんです。保証協会が保証している分だけでも、万が一の場合は新たに保証協会の出資を増額したりするような懸念は考えられないんですか。

菓子野金融対策室長 信用保証協会の代弁の状況ですけれども、平成13年度から今年度までの10年間で平均30億ほどの代弁をしております。しかしながら、22年度、23年度については、円滑化法の影響だと思っておりますけれども、20億円に減少しているということでございます。今のところ出資の必要性はないと考えております。

中野委員 20億円がまたもとの30億円に戻るかもしれませんから気をつけていただきたいと思うんですが、仮に代弁額が30億であっても、保証協会としては再保険をしていると思うから、保険からの回収ができるんですよね。それで、実質どのくらい保証協会が巻きかぶるんですか。

菓子野金融対策室長 信用保険制度の仕組みは、仮に10億円の損失、代弁が出た場合は7～8割が保険で返ってまいります。これは保険制度によって違いまして、一般的には7割、特別法に基づきまして、ここは融資を促進したほうがいいといった政策に充てる分については8割とか9割という保険制度がございます。その分については返ってくるということですので、信用保証協会が負担するのはその残りの割合になります。

中野委員 管轄外かもしれませんが、指導する立場の課だと思えます。1～2割は保証協会みずからが負担せないかんということになると思うんです。それについて保証協会が今云々ということはないんでしょう。また、そういう分が出た場合は県が新たな出資をするか出捐があるんじゃないかと思うんですが、そういう対応はされるわけですね。

菓子野金融対策室長 信用保証協会の損失負担につきましては、基本的に関係機関ができるだけ分担することが必要だろうと思っております。その観点から県でも今、13の貸付がございますけれども、10の貸付につきましてはその半分を損失補償として補填をする制度を持っております。

中野委員 せっかくの信用保証という制度ですから、ここが万が一ということがまずはないように、そして条件変更で融資したものの、多額の金額が変なことにならないように、できれば他県がやっているようにファンドの設立も含めて前向きに検討していただくように御要望を申し上げておきたいと思えます。

押川委員 話を聞いておりますと、県内でも条件変更だけでも1万4,430社ぐらいということでもあります。円滑法がなくなってくると、今ま

では円滑法の中で利息を中心に払い込んで経営が何とか維持されたと思うんです。元金は相当まだ残っている状況だとすると、今、中野委員のほうからありましたとおり、国あるいは民間も一緒になっていただいて、他県がやっておられる形のファンドをつくっていくべきじゃないかと私も思うんです。

それと商工のほうでも預託が幾らかあると思うんです。そういったものをファンドに回していきながら救済措置をとっておかないと、6次産業化とかいろんな格好いい名前はありますけれども、新たにそういったものを立ち上げるのは無理だろうという気がするんです。中小企業を今減らすよりはですね。そこらあたりは、もう一回、国あるいは民間を入れてできないものかお聞きをしておきたいと思えます。

菓子野金融対策室長 ファンドの設置については、先ほど御答弁したとおり、研究、検討していきたいと思えます。

預託金につきましては、私どもの金融制度を支える根幹になっておりますので、委員の御意見を踏まえて、今後、見直しもやっていきたいと考えております。

押川委員 よろしく願いしておきます。

それから再生可能エネルギーの中で、昨日の一般質問の中でも洋上風力発電が出たんですが、これは宮崎県であれば県南のほうだというお話もあつたんですが、こういったものも新しい追加の再生エネルギーの中にカウントできるんでしょうか、お聞きをしておきたいと思えます。

菓子野金融対策室長 洋上発電の件は買い取り制度の中で整理がされておまして、まだ実現可能性がないということで、買い取り制度の

47ページに訂正発言あり

対象になっておりません。

押川委員 現状はそうでありますけれども、新しく再生可能エネルギーを求めるということであれば、これは国のほうでしょうから、また要望等もよろしく願いしておきたいと思いません。

右松委員 9～10ページの宮崎県中小企業振興条例について伺いたいと思っています。大変大事な取り組みだと思っていて、商工観光の中で幾つかの大きな柱がある中で、観光振興と中小企業活性化というのは極めて大事な分野だと思っています。基本的な考え方の中に、「中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県を挙げて中小企業の振興を図る」ということで、大変な決意がここに述べられているわけですが、私も同様の考えを持っていて、中小零細企業が活性化しないと宮崎の再生は難しいと思っています。そういった中で、具体的な事業内容がイメージで見えてきたと思っているんですが、2の(5)施策の基本方針というところが事業内容にかかってくるころだと思っています。人材育成から資金供給の円滑化、創業・新事業創出支援、あるいは技術・新商品開発支援、海外展開まで大変多岐にわたっています。

そこでお伺いしたいのが、先ほどの話の流れで、実は熊本県が平成19年3月に中小企業振興基本条例、同じ条例を制定しています。その中で具体的に中小企業振興基本条例に基づいて熊本県が取り組んだ事業の中に中小企業金融総合支援事業というのがあります。中小企業金融総合支援事業は融資金額で2,157件で138億、うち金融円滑化法特別資金として932件で88億、金融支援としてこういうふうな取り組み事業が入っています。それも踏まえた上で、この条例に

よって取り組む具体的な事業の内容はどのように描かれているのかということと、重点施策、本県の振興条例に伴う大きな目玉としてどのようなものを描いているのかお伺いしたいと思います。

中田商工政策課長 中小企業振興条例の具体的な事業の内容というのが1点あったと思うんですけれども、条例には基本的な考え方を記載しまして、具体的な事業等についてはそれぞれの施策の中で実施していくこととなりますので、条例の中では特に事業名が出てくるということではございません。

ただ、委員から目玉というお話もございましたけれども、中小企業振興というのはいろんな分野で総合的にやっていかないといけないと思っています。その中でも重点的に取り組む施策を考えていく必要があると思っています。それにつきましては、今、商工団体や中小企業者の方々から意見をお伺いしておりますけれども、今後も引き続き意見を聞きながら、例えば、本県の強みである食品産業などの重点施策をある程度示していくことも大事なのかなと思っています。ただ、条例の中では、全体的、総合的な施策をやっていくということで基本的な考え方を示したいと考えておりますので、ここに書かれおります基本方針で取り組むことを考えています。

右松委員 私は、条例の中に具体的な事業内容を盛り込むとか一言も言っていません。条例を制定すれば、ただ目的とか基本方針を羅列しただけでは余り意味がないわけであって、それをいかに生かしていくかということで、その先の話をお伺いしたかったところです。熊本の基本方針の中には、中小企業の振興に資する企業立地の促進とか、基本方針の中で書けるものは書い

ています。そこも含めてお伺いしたかったのと。

それから、条例に基づいた施策。事業内容としては部局横断的な内容になってくると思います。そこで、商工政策課だけでは当然賄えないわけであって、中小企業振興のためのワーキングチーム、この条例を具体的な施策に持つていくための、促進につながるような組織的な取り組みは描かれているのかどうか伺いたいです。

中田商工政策課長 部局横断的な取り組みのための体制ということでございます。中小企業基本法で定めております中小企業の範囲は、建設業も入りますし1次産業も入りますけれども、基本的に中小企業振興条例で掲げておりますのは、商工観光労働部で取り組んでおります一般的な中小企業ということで考えております。ただ、今、業種の垣根がなくなってきておりますし、農商工連携の取り組みもやられております。他部局と連携していく必要があるものについては当然連携していかないといけませんし、部内でも各課連携していく必要がありますので、これまで以上に関係部局との連携を強化して取り組んでいきたいと考えております。

右松委員 大変大事な取り組み条例だと思っています。私もいろいろ見ていきたいと思っていますので、頑張ってください。

緒嶋委員 みやざきアシストをつくることは大変いいことだけでも、言われたとおりファンドまでつくっていかなければ、来年の3月で終わった場合、それぞれの中小企業が次の展開ができればいいけど、中小企業金融円滑化で融資を受けた人がにっちもさっちもいかんようになることは想定されていないわけですか。

菓子野金融対策室長 企業の再生につきましては、金融機関も利害関係の一人でございます

ので、金融機関ともいろいろ協議をしているところです。金融機関の中には、近隣県の同種の銀行と共同設立会社を設置して債権の回収とか経営支援を行う仕組みをつくったりしております。また、企業の経営改善は非常に専門的で、十分な調査が要るといったことで、国でいいますと企業再生支援機構、これは日航を再生した機構でございます。宮崎県でいいますと宮崎県再生支援協議会、そして民間ファンドを活用して経営支援をするということを言っております。

また、企業の再生の手法はいろいろございまして、今までいろんな試みが行われ、その実績も上がってきております。例えば、劣後性ローンといいまして、今ある債権がなかなか返ってこない。だったら、1回資本整理みたいな形で凍結してあげて、最後に一括払いをしてもらうと。その間、債権の支払い、元金の支払いをしないでフローが出てくるというような取り組みで、企業の再生を図るといったことがあるようでございます。さまざまな手法を講じて企業の再生を図ることもできるんじゃないかと金融機関からは聞いているところでございます。

緒嶋委員 経営アシストの皆さんでいろいろ知恵を出していただいて、今言われたように解決すれば問題ないんですけど、本当にそれで解決するのかという懸念を……。我々も詳しい内容はわかりません。どういう経営状態か、倒産寸前の会社はかなりあるんじゃないとか、当然金融機関は知っておるわけですね、内部資料でわかるわけです。そういうことを含めた場合、厳しい中小企業が倒産しないように何とか対策を立てていかにゃいかんのじゃないかというのが私たちの考えだから、十分そういうことを頭に入れながら 県民生活を守る、中小企

業を守るといのは県政の大きな仕事です。そういう思いで対策を立てなければ、民間だけでやってくださいというようなものじゃない。あなたたちは「全然心配ありません」と言われればいいけど、景気も悪いし、深刻な状態がいろいろとあらわれておるので、その懸念を我々は持っておるから、ファンドまで頭に入れて対策を立てなくていいのですかという思いがあるわけです。

菓子野金融対策室長 金融円滑化法はこれまで2回延長されておまして、そのたびにその議論がございまして、企業の経営改善・再生をいかに図るかが非常に重要じゃないかということで、これまで経営支援と金融支援が別々に行われていたのを、国や関係機関・団体と連携してこの問題を解決しようということで、いろいろな機関も賛同してくれて経営アシストといったこともできております。委員おっしゃったように、資金的に本当にそれでいいかといった観点もあると思いますので、これから研究なり検討をさせていただきたいと思っております。

緒嶋委員 ぜひいろいろと検討して、中小企業の人たちの今後の行く末を考えながら努力していただきたいと思います。

それから、香港・上海市における宮崎プロモーション展開について。御案内のとおり、今、日中間で例の尖閣列島の問題で厳しい局面を迎えている中で、11月14日から17日まで。それがなければ当然いい。しかし、このことをやることで逆にトラブったら、その後この展開はできんと思うんです。これは慎重にしなければ、逆に急ぐことでデメリットのほうが大きくなる可能性もある。メリットが出ないといけないうのが、これでトラブって負傷事件が起こったりしたら、その後、プロモーション展開という

のはなかなかできないし、アジアの新たな展開も厳しくなるんじゃないかという気がします。

「今後変更の可能性がある」とも書いてありますが、これは慎重にしなければ、時期が時期なので逆に大変なことになるんじゃないかと思うんですけど、このことについて基本的にどう考えておられますか。

椎商業支援課長 委員御指摘のように、現在、中国では状況が日々変化しております。そういう中で、本県においても状況によっては延期あるいは中止について検討せざるを得ない時期が来るかもしれません。ただ、その場合におきましても、実務レベルでできるのか、あるいは民間レベルでできるのか、さらには本当に困難なのか、一部事業は実施可能なのかどうか、その辺を十分検討して最終的な判断をさせていただきたいと思っておりますので、上海事務所とも十分連携をとりながら最終判断をしたいと思っております。

緒嶋委員 何もないなら、当然積極的にやってほしいと思うんですけど、時期的なものというか、日中間がかえって難しくなるようなことであれば、後が厳しくなるということでもありますので、そのあたりは慎重に対応していただいて……。何もなくスムーズにいけば万々歳でありますけれども、そこあたりは十分考えていただきたいと思っております。

それと中小企業振興条例は、ある意味では総論的なものが出てくるというのは一つの指針としてはいいと思いますけれども、言われたとおり、絵に描いた餅ではいかないので、実のある施策をいかに進めるかが一番重要なわけです。条文が皆出てこないといわゆるどうこうということは言いにくいので、そういうことも含めて、本当に宮崎県の中小企業の振興に寄与する

条例になったと言われるような条文にしてほしいということを要望しておきます。

菓子野金融対策室長 発言の訂正をさせていただきます。先ほど押川委員から洋上風力発電は対象になるかというお話でしたけれども、これは対象になるということでございます。私、海洋温度差とか波力、潮流等の発電はまだ対象になっていない、これから追加をするという話を聞いていまして、それと勘違いしております。申しわけございません。

押川委員 洋上風力発電にはそういう支援もあるということで理解をされていてよろしいですね。

菓子野金融対策室長 はい、そのとおりです。

山下委員長 そのほかありませんか。

先ほどプロモーションの話が出ておりましたが、上海の県人会のほうは、今回の騒動に対して何も問題は発生していなかったでしょうか。

椎商業支援課長 上海県人会はこの11月に10周年記念式典を行われますが、今のところ予定どおり実施したいというお話はお聞きしております。

山下委員長 そのほか、皆さんございませんか。

その他のその他でございせんか。

緒嶋委員 いつも問題になるのが100万泊運動です。知事の提唱されたことであるけど、政策としてどのあたりまで商工観光労働部は積極的に取り組もうとしておられるわけですか。知事が言われたのを皆さん努力してくださいという程度ですか。先ほどいろいろ出ましたが、古事記編さん1300年の周遊ルートの神話ゆかりとも絡めていろいろ言葉も出ておりましたけれども、どのくらい熱意を持って取り組もうとして

おられるのか、その熱意が伝わらないんです。知事言葉も伝わらないし、皆さんの言われるのも、「100万泊」という言葉としてはわかるんですけれども、どのあたりまで積極的に取り組もうとされておられるのか。そして現実、通常であれば、宮崎県では年間何万泊ぐらいなっておられるわけですか。

向畑観光推進課長 商工観光労働部としては、100万泊県民運動は、運動といいましても、県内での活性化といいますか宿泊の増加を目指して、新しい事業でも、県内の旅行業者の方々と組んで、県内にどうやって県民の方に泊まらせていただくかという「ゆっ旅大賞」というのをつくらせていただいております。私どもが一つ一つ積み上げていく中でお話に出るのが、西米良、諸塚等では、県外というよりか宮崎から、もしくは延岡からお客さんが来ていただけるような取り組みをしていらっしゃると思いますので、そういった取り組みと一緒にPRも含めてしております。実際、今回のゆっ旅大賞につきましても、30数社から上がってきて8社が大賞になりました。最初は小さい取り組みにはなると思いますけれども、そういったものを積み上げていきたいというのが一つ。今回お願いしておりますタクシーでの神話巡りにしてもそうですが、そういったものをつくってきたい。

まだ確定値ではございませんけれども、23年度の県内での延べ宿泊者数は80万を超えております。こういった方々をもっとふやしていきたい。そういった取り組みをすることによって県内、県外の宿泊者がふえていくんじゃないか。ただ、宿泊施設については、どうしても5割近くが宮崎市内になりますので、それ以外の、例えば農家での民泊、五ヶ瀬や北霧島でやっている取り組みをもっと私どものほうでも

PRしていきたいという形でやっております。済みません、先ほどの約82万は確定値でございました。そういった取り組みが、県外からのお客様が来ていただける観光地づくり、磨き上げにつながっていくということで取り組んでいるところでございます。

緒嶋委員 高原町は宿泊された人に1,000円とか、連泊までは何とかというのがある。200何十万の予算の範囲内とか。これは市町村も含めて積極的に対応しなければ、市町村でも高原だけしか努力されておるなという印象もないんですが、今のような声かけ運動みたいなことで、80万泊が100万泊になる可能性はあるわけですか。

向畑観光推進課長 おっしゃるように数字が上がっていくのは厳しい状況にあることは間違いございませんが、これを毎年少しずつ上げることによって100万泊に近づけていく努力は今後も継続してやらなくちゃいけないと考えております。

緒嶋委員 私が言うのは、具体的な努力をどうするかというのが見えてこんというわけです。それをもうちょっとやらんと、100万泊、言葉としてはわかるんです。だけど、どういう手法で100万泊に近づけようとしておるのかというのが見えない。言ったことは実行され、実現しなければ、運動としての成果が上がったとは言えんわけです。そうなれば、知事はこれだけ言ったんだから、100万泊にするために県としては予算的にもちょっと組んでやろうとか、特に中山間地の宿泊が少ないところに支援するとか、目に見える対策、方針を打ち出すべきじゃないかという気がしてならんわけです。言われたように五ヶ瀬なんか農家民泊で頑張っておられる、そこにもうちょっとプッシュすること

によって100万泊に近づける。西米良でもどこでも同じです。そういう運動をする中で、県も口だけではなく実現できるような地道な努力をしておられるなというのが我々に映ればいいんだけど、言葉としては100万泊県民運動と言いながら、前に進んでいないんじゃないかという気がする。やはり、知事が言われたことが実行できるように職員は努力するし、知事は先頭に立って……。総力戦、総力戦と言いながら総力戦になっていないんじゃないかという気がするので、そのあたりの政策の詰めをもうちょっと我々の目に見える形で進めるべきだと思うんですけど、商工観光労働部長どうですか、100万泊というのは私は大賛成です。だけど、それが見えんとです。

米原商工観光労働部長 100万泊運動、まさに県民の方々に県内を動いていただく、さらには泊まっていただくということで、正直、以前であれば外に向いていた。県外からいかにお客さんを持ってくるか、あるいは国外からということを中心に来てきていましたので、そういう意味では非常に新しい切り口で、私どもとしても、確かにこういう方向性を頑張らんといかんということ受けております。

それで、さっき観光推進課長が申しあげましたように、ことし当初で予算をいただいて、一つはもちろん県民の方にいろんな情報を出していくということ。ちょっとそれですけど、古事記1300年でやっているこの事業がまさにそういった方向性とちょうど相まって、この辺の効果は出ているなと思っています。それともう一つ、県内の方が情報を知った上で回ってもらうために、具体的に県内の資源、特に中山間地等の魅力を見出していただいてコースとして回っていただく、あるいは泊まっていただくという

ことで、さっき説明しました、なじみのない言葉ではありますが、「ゆっ旅」ということで県内の旅行業者に手を挙げてもらって幾つかコースを出してもらって、その中で優秀なものを選定しています。実際に今募集していると思いますが、こういった形で少しずつ進んでいるところでございます。

それと、宝の例もございましたけれども、地域で、県北でいえば「えんぱく」、都城地域でいえば「ボンパク」という形で、広域的なつながりでいろんな素材、資源を使ったコースとか宿泊メニューみたいなものを提案して今募集していますので、それについてはいろいろ支援をさせていただいています。一気にはいけないと思うんですが、少しずつ今動き出しているということで御理解いただきたいと思います。もう少し頑張らなければいけないというのは十分受けとめておりますので、よろしく願います。

緒嶋委員 口蹄疫復興で、西都とか高鍋、川南の特に被害が大きかった一番厳しい立場に立ったところに泊まれば1,000円でも支援しますとか。そして宮崎県内で泊まれば観光の宿泊の地産地消ですね。それと、教育委員会、小学校の修学旅行を、県南の人は延岡でもどこでも県北にとか、そういう中で県内の古事記、神話ゆかりのところに行って1泊する。そして次のところに行くとか、皆が総力戦で連携をとってやれば100万泊というのはいくと思うんです。だけど、82万泊と言われたその定義、何と何が82万泊になるわけですか。どこに泊まったらカウントされるわけですか。我々が寮に泊まってもカウントされないでしょう。

米原商工観光労働部長 おっしゃるとおり、これはホテル・旅館、簡易宿泊所などでござい

ます。委員の方々が泊まっていた分がカウントされるかと言われるとなかなか厳しい部分もございます。そういった部分があるともっとふえるんでしょうけれども、統計上は既存の施設等が対象になっております。

緒嶋委員 それから、県の職員が一番回るんだが、そういう人たちが県内で1泊するだけでも1万泊はふえるわけです。みんながその気になって努力すれば100万泊はいくと思うんです。特に商工観光労働部は1泊は県内に泊まろうじゃないか、そういうことで支援しようじゃないかという姿勢が見えないのが、私は残念でならん。個人的に部長なんか特に泊まったりされるわけだから、そういうような思いで努力して、口先だけではなくて、我々は汗もかき努力もしておりますというのが見える県の政策じゃないといかん。知事の政策が心が伝わらないとみんなが言われるのは、口先だけではだめだ、それをみんなが実行し実践しておるといふ、心に伝わるような行動をとってほしい。それが今、県の全体の施策の中で足りないと思うんです。だれかがやるじゃろうじゃなくて、自分がやろうという思いで努力することが一番必要だと思うんです。100万泊はやろうと思えば1年でできる、そういう思いがするので、熱意の伝わるような運動にしてほしいというのが私の要望であります。

米原商工観光労働部長 少しでも熱意が伝わるようなことに取り組みたいと思います。特に県内、我々がどんどん泊まれということでございましたので、旅費の予算の許す限りさせていただきます。よろしく願います。

中野委員 82万泊が確定数値と言われましたが、これはいつからいつまでの数値ですか。

向畑観光推進課長 国の統計でございまし

て、23年の1月から12月までの数字でございます。

中野委員 国の統計上、昨年度が82万泊ということですが、国の統計のとり方というのは、さっきも緒嶋委員がどういうところに泊まったのがという質問で、既存の施設、旅館等と言われたけれども、そういうところにどういう要件、目的で泊まった人がカウントされるんですか。

向畑観光推進課長 これは官公庁の宿泊旅行統計調査でございまして、旅館業法に基づく営業許可を得ていらっしゃるホテル・旅館、簡易宿所で、目的がどんな方でも泊まれた方ということでカウントしていらっしゃいます。

中野委員 県内の旅館、宿泊施設、部屋数が幾らあるんですか。

向畑観光推進課長 これは厚労省の統計ですけども、施設数が869、客室数が1万5,757となっております。

中野委員 これを365倍すれば幾らになりますか。

向畑観光推進課長 575万1,305でございます。

中野委員 延べ575万の部屋数ですね。1部屋に数名泊まれる場所もあるわけだから、それ以上の宿泊ができるということになりますね。その中で82万泊。それぞれのホテル・旅館等の回転率、宿泊率を見れば、実際泊まった数値は出ますね、それから県外から来たであろう人たちを引けば幾らと出るはずだと思うんですが、それが82万になるんですか。

向畑観光推進課長 これは宿泊された実数でございまして、ちなみに23年度の県内全体でいきますと約309万7,000の宿泊がございまして。これは全体ですけども、客室稼働率を出してい

らっしゃいまして、全国で宮崎は20番目で50.3%ということで、稼働率としては、九州内では福岡、熊本に次ぐぐらいの数字になっております。

中野委員 さっき部屋数が575万と言ったから、288万ぐらいは泊まっているということですか。

向畑観光推進課長 全体では309万7,000です。

中野委員 統計のカウントの仕方で、82万泊というのが幾らでもなるということにはなりませんでしょうか。

向畑観光推進課長 泊まれた方は実数でございまして、基本的な旅館業法に基づいた施設に泊まれた方の実数という形になっております。

中野委員 では、鹿児島、大分、熊本は、同じような数値が出ていると思うんですが、教えてください。

向畑観光推進課長 鹿児島が199万、大分が112万9,000、熊本が163万7,000でございます。

中野委員 隣の県からすると、82万泊というのは少ないですよ。それで、この100万泊運動というのは、知事が選挙のときの提言書の中に掲げてある文言ですよ。それを具現化しようということで政策の中に打ち込まれたのがこの100万泊運動という言葉になっていると思うんです。ですから、運動としては、100万泊という言葉は100万ということでもいいんですが、これは100万泊運動というかけ声だけに終わらずに

通常が82万泊かどうか、前年度はわかりませんが、他県よりも少ないわけだから、少なくとも100万泊は目指さないと、100万泊運動の100万という数字も、実際は可能な数字と語呂合わ

せでひっかけた公約であったらと思うんです。何とか運動というのがあの提言書の中にあと3つばかりあるんです。見れば全部可能なものばかりです。そのあたりを受けとめて、国があらわす数字が82万泊、外の機関から見て数字が出るわけですから、この4年間の任期中には100万泊は達成されるような取り組みをぜひしてもらいたいと思っております。そして泊まる概念がいろいろあると思いますけれども、その辺も明確化してもらって、どんどん泊まってもらって経済効果を出そうという呼びかけだと思いますから、運動という裏には100万泊を達成するという気概を、そしてまたその実数を目掛けてやってほしいと思います。

次に移りますが、宮崎県中小企業振興条例も知事の提言なんです。知事が公約された中小企業振興条例、知事が公約として掲げたものやりたいということでしたよね。

中田商工政策課長 おっしゃるとおりでございます。

中野委員 だから、先ほどからいろいろ話が出ておりましたが、その公約を満たすための条例にならないように、中小企業を振興するための条例ということで、公約は中小企業振興条例であったかもしれませんが、中小企業振興基本条例ぐらいにはしてもっと公約を前に進めて、本当に中小企業が振興される条例をつくっていただくようお願いをしておきたいと思っております。その決意も。

中田商工政策課長 私どもは、条例はつくることが目的ではないと思っています。条例をつくって、その後、どういう施策を打って中小企業の振興を図っていくかが非常に重要だと思っていますので、そういう考えで今後取り組んでいきたいと思っています。以上でございます。

中野委員 先ほどちょっと質問も出ましたから、そういうことも参考にしながらしんしゃくして取り組んでいただきたいと思います。

先ほどコンベンション協会の会長のことでお願いしました、出勤日数は何日ぐらいかということもお尋ねしましたが、もうそろそろその数字も出たろうと思いますので、教えてください。

向畑観光推進課長 済みません。出勤日数がまだわかっておりません。

緒嶋委員 中小企業振興条例はいいんですけど、宮崎県の場合は観光立県ですね。観光振興条例というのはないですか。

向畑観光推進課長 ございません。

緒嶋委員 観光は宮崎県の目玉です。熊本は観光振興条例があるんです。中小企業振興条例ができれば、観光まで進めてやらんと、何となく片手落ちじゃないかという気がしてなりませんので、これについていろいろ研究してできるだけ早くつくってほしい。宮崎県の経済浮揚を図るためには前は商工労働部だったのが商工観光労働部にかわったわけです。そういうことも含めて、観光というのは商工観光労働部の一つの目玉、そういう意味からすれば観光振興条例を制定すべきだと思うんですが、部長、そのあたりはどうですか。

米原商工観光労働部長 研究させていただきたいと思っております。

押川委員 今、観光のことが出たんですが、私もそれは賛同しますし、実はスポーツランドの目玉、巨人軍だと思うんです。3年ぶりにリーグ優勝がマジック3ぐらいなんです。県は、来てもらうときにはそれなりのおもてなしはされるけど、優勝の瞬間、巨人軍に対する思い入れ、県あるいはコンベンションとしてはそ

ういったことに対して何らかのお考えがあるかないか、部長にお聞きをしておきたいと思いません。

井手みやざきアピール課長 巨人はマジック1になっております。優勝は目の前ということで、お花を贈る準備をしております、優勝したらすかさず鉢の花を持っていくようにしております。実際の応援の部分については、宮崎市の観光協会ともお話をしております、駅前のKITEN西口のビルの1階にスポーツプラザ宮崎JERSEYというのがありまして、あした巨人の試合がありますので、ぜひ皆さん応援に来ていただきたいということで、巨人軍優勝の決定をみんなでお祝いできたらということで宣伝をしております。

押川委員 私は、球場に行って「宮崎県」という旗でも何でも持って行って運動をしないと、今、沖縄県から半分とられているわけでしょう。こういったことを油断しておると……。ここが穴が抜けると相当スポーツランドにおいては影響が出てきます。そういうものを考えれば、コンベンション協会の会長でもいいでしょう、知事でもいい、誰でもいいからそこに出て行って、宮崎県としての思いを伝えることが大事だと思うんです。そこらあたりを重きを置かないと、来るだけで、あるいはこっちでするということはわかるけど、それはそんなに広がるわけないわけですから、そこに行ってそれなりのものを早くから準備をしておくことが皆さん方の仕事だと思うんですけど、どうでしょうか。

井手みやざきアピール課長 委員おっしゃるとおりで、東京事務所の職員が東京におります。個人的なネットワークも通して、ぜひみんなでお花を持っていくというお願いはしている

ところであります。できれば我々もあした東京に行ってドームで応援をしたいなと思ってはおるんですが、そういう気持ちが伝わるべく、優勝したらすぐお花を持っていく準備を一生懸命させていただいているところです。我々も非常に危機感を持っております。

押川委員 いつぐらいに優勝ができるとか期間とかわかるわけだから、こういう組織を使ってコンベンションあたりが音頭をとっていけば、先ほどから出ているように会長がどうのこのじゃなくて、協会がそれなりのことをぴしゃっとすればできるわけです。それが会長の顔であったり、トップの知事の顔であったりするわけでしょう。商工であれば米原部長がそういうことではありますが、今は議会中だからそういうことはできませんけれども、こういうものを動かして、宮崎の観光をどうするかということの一番チャンスだと思うんです。宮崎がここまで巨人軍に対して思い入れがある、あるいはソフトバンクが優勝すればそうだとということで、県内でキャンプをする人たちを支援する、応援するという形をつくっておくべきだと思うんです。毎年あるということじゃないわけでしょう。3年とか何年おきしかできないわけですから、もちろん毎年してくれればそれでいいわけですけど。ただ、県民がそのことを応援していることが伝わらないといけないという気がします。

井手みやざきアピール課長 おっしゃることはわかりました。組織を挙げて動けるように努力をしてみたいと思います。

押川委員 日本シリーズに行けるように、もし行けたらできるだけそういうことの計画もしていただくとありがたいなという要望にしておきたいと思います。

山下委員長 皆さん、ありませんか。

最低労働賃金の請願が前回出されておりました、継続にしているんですが、今回も継続で上がってきているんですが、特段何かありませんか。

山之内労働政策課長 特にございません。

中野委員 ちょっとお尋ねしますが、最低賃金は24年度既に示されて653円になりました。過去、手元にある6年間足らずで、九州は大体同じ金額なんです。そろえてあると思うんです。それで、最低賃金を決める機関はどこですか。

山之内労働政策課長 最終的には宮崎労働局で宮崎県の方を決めるんですけども、その前に宮崎地方最低賃金審議会というのがございまして、こちらのほうに諮問して答申をいただいて決めるという手続になっております。

中野委員 それを管轄しているのは、県は全く関係ないんですか。

山之内労働政策課長 この件については県は関与しておりません。

山下委員長 それでは、商工観光労働部の審査を終了いたします。

長時間、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後4時53分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

あしたは午前9時に県土整備部の審査を開始するということで御了解ください。よろしいですね。そして午後12時には、終わり次第、バスでえびののほうに移動ということで態勢をとっていただくとありがたいと思っています。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、そういうことで、あしたまたよろしく願いいたします。

散会します。

午後4時53分散会

平成24年9月21日（金曜日）

午前9時7分再会

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	重松	幸次郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		中野	一則
委員		押川	修一郎
委員		右松	隆央
委員		田口	雄二
委員		函師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	濱田	良和
県土整備部次長 （総括）	坂本	義広
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	大田原	宣治
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	井上	康志
高速道対策局長	中野	穰治
管理課長	江藤	修一
用地対策課長	河野	俊春
技術企画課長	前田	安德
工事検査課長	高橋	利典
道路建設課長	谷口	幸雄
道路保全課長	永田	宣行
河川課長	東	憲之介
ダム対策監	上山	孝英
砂防課長	加藤	人志
港湾課長	坂元	政嗣

空港・ポート セールス対策監	矢野	透
都市計画課長	大谷	睦彦
建築住宅課長	伊藤	信繁
営繕課長	酒井	正吾
施設保全対策監	上別府	智
高速道対策局次長	沼口	晴彦

事務局職員出席者

議事課主査	関谷	幸二
議事課主任主事	大山	孝治

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県土整備部の審査をただいまから行います。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

濱田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきますと目次がございます。まず、1の議案につきましては、一般会計補正予算及び工事請負契約の締結についてであります。2の報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めただことについて、及び県が出資しております法人等の経営状況報告が右側のページにわたりまして3件ございます。最後に、3のその他の報

告事項は、小倉ヶ浜有料道路の無料化についてであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

江藤管理課長 管理課でございます。

まず、本日の議会提出資料について御説明いたします。関係各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、平成24年9月定例県議会提出議案、平成24年度9月補正歳出予算説明資料、それに平成24年9月定例県議会提出報告書が2冊、薄いものと下に括弧書きで「県が出資している法人等の経営状況について」とあるものの合わせて4つでございます。このうち議案と薄いほうの報告書につきましては、県土整備部関係分を抜粋してお手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、この資料で説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の9月補正予算の概要について御説明いたします。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧にした県土整備部の予算総括表であります。今回の補正は、表の右から3列目の太線の枠で囲んでおりますDの列であります。補助公共・交付金事業で8億4,589万8,000円の増額補正をお願いしております。これは、当初予算計上額を超えて国の内示がありました道路保全課と公安課の予算を増額するものであります。なお、一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、その右隣の列、E列の9月補正後予算額の一番下の部予算合計に記載のとおり784億1,144万円となりまして、前年度の9月現計予算との比較では96.9%

となります。

次に、その内訳について御説明いたします。2ページをごらんください。補助公共・交付金事業の一覧であります。太枠の9月補正額D列をごらんください。道路事業が2億1,263万5,000円、港湾事業が6億3,326万3,000円、合わせまして8億4,589万8,000円の増額であります。

次に、3ページをお開きください。一般会計の繰越明許費であります。今回お願いしております繰越事業は公共道路新設改良事業など14の事業で、繰越申請額は50億3,450万円であります。繰り越しの主な理由は、工法の検討や用地交渉及び関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

次に、4ページをごらんください。一般会計の債務負担行為の追加であります。今回お願いしておりますのは都市計画課の流域別下水道整備総合計画策定事業で、期間は平成24年度から25年度まで、限度額は3,500万円であります。

県土整備部の補正予算の概要につきまして御説明いたしました。管理課は以上でございます。

谷口道路建設課長 道路建設課であります。

議案第8号「工事請負契約の締結について」説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業、新相生橋のP2張り出し上部工工事の請負契約の締結についてであります。下に位置図を示しておりますが、主要地方道宮崎西環状線松橋工区は、宮崎都市圏の外環状線として市中心部の交通渋滞の緩和や空港、高速インターなどへのアクセスの向上を目的に整備に取り組んでおります。新相生橋につきましては、平成21

年度から下部工事に着手し、平成26年度中の完成を目指して工事を進めているところであります。

右の6ページをごらんください。一番上に平面図を載せております。新相生橋は、1級河川大淀川をまたぐ橋梁で、昨年度から、右岸側のP1張り出し部と左岸側のP3張り出し部におきまして上部工の施工に着手しております。今回契約を締結いたします工事は、図面中央部のP2張り出し部の上部工を施工するものであります。

5ページに戻っていただきまして、1に新相生橋の概要、2に議案対象工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。契約金額が15億6,450万円、契約の相手方がピース三菱・戸敷・山崎特定建設工事共同企業体、工期といたしましては平成26年10月31日までとしております。

道路建設課は以上でございます。

永田道路保全課長 道路保全課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の97ページをお開きください。当課の補正予算額は2億1,263万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目ではありますが、125億939万7,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。99ページをお開きください。まず、(事項)公共道路維持事業費であります。これは、県が管理する国道において落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所等の防災対策や舗装・補修工事などを行う事業で、8,075万6,000円の増額であります。

次に、(事項)地方道路交付金事業費であり

ます。これは、県道の防災対策などの道路整備を行う事業で、1億3,187万9,000円の増額であります。

補正予算につきましては以上であります。

坂元港湾課長 港湾課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをお開きください。当課の補正予算額は6億3,326万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして82億7,783万2,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

103ページをお開きください。(事項)公共港湾建設事業費であります。これは主に、重要港湾の細島港と油津港の防波堤や岸壁整備などを行う事業で、6億3,326万3,000円の増額であります。

港湾課は以上であります。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑を承ります。

緒嶋委員 補助公共8億4,589万8,000円という9月補正額が出たんですが、予算額から見て内示額はどのぐらいの割合で来ているんですか。

江藤管理課長 委員会資料の1ページの補助公共・交付金事業の関係でお答えいたしますと、今年度当初予算額がおよそ351億計上されておりますが、国からは300億の内示をいただいております。ですから、補助公共関係で51億程度内示差が生じているということであります。

緒嶋委員 今後の見通し、補正があるかどうかは思うんですけれども、そういうことを含めた場合、私は当初予算額から内示額が減らんよ

うにと、2月補正はいつも減額補正だから、減額しないで増額補正になるくらい頑張っておしということを言っておるんですけども、51億の追加というのはかなり厳しい。国が公共事業を減らす中で、宮崎県だけでそれだけというのは、全国的には相当な金額を増額しないと予算額には到達できんんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの見込みはどうか。

江藤管理課長 今年度の内示差の状況については、特に今申しました補助公共の関係が大きくなっておりませんが、一方で、今年度の内示の状況を見ますと直轄の負担金がかかなりふえております。ただ、県の事業として取り組む補助公共の関係は、昨年度より若干内示差が広がっている状況でありますので、今後とも引き続き、機会を捉えて国に対する働きかけを行ってまいりたいということと、今、委員からお話がありましたように国の補正の動きにも十分留意しながら適切に対処していきたいと考えております。

緒嶋委員 特に河野知事になって2年間、交付金、補助金等が少なくなっておるということにいろいろ懸念を持っているわけです。2年連続して減額になっておる。一方では、宮崎県は社会資本の整備が九州でも一番おくれておる。そういう中でこのような状態が続くと、社会資本の整備については九州内でもますます格差が広がる。これは政府の方針が宮崎県の思いとは相反するというところでもあるわけですが、ほかの県は宮崎県以上に戦略交付金等が余計行っておる。そういうことを考えると、国に対する宮崎県のいろいろな要請、要望の仕方がどこにかまずいところがあるんじゃないかという気がしてならんわけです。これだけ厳しいんだということを国の皆さんにも理解してもらっ

て、そうであれば交付金がふえるというような形に持っていかなければ、宮崎県はますます整備がおくれる。特に九州では、西のほうは新幹線まででき、また、高速道路も整備は終わって自動車専用道路まで整備が進んでおるということを考えると、将来を展望した場合、特に地震・津波対策等も含めて、宮崎県の社会資本の整備を進めることが、県民の安心・安全な生活のためにも大前提になるわけです。いずれにしても、公共事業は九州では宮崎県が一番必要な財源になるわけですので、今後どうふやすかという知恵を出すことが一番重要じゃないかと思うんですけど、知恵の出しようがありますか。

江藤管理課長 特に補助公共事業についてはこれまで長年、国と地方との関係において、必要な社会資本の整備について、まずは地方が抱えている公共事業の必要量の総額を確保することが大前提ということで、要望をまず掲げて、総額の確保を前提にした上で、本県の実情に応じた個別の事業の要望をしておりました。こういうやり方自体は基本的に大きくは変わらないと思いますが、今回、国の社会資本整備の重点計画が策定されましたので、計画の重点項目に本県の実情が取り入れられるものは、できるだけそちらの重点項目の中に含めて要望するか、道路でいきますと、特に通学路の安全という部分についても国のほうが重点的な項目として取り上げておりますので、事業ごとに必要な度合い、あるいは目的をもう一回練り直してやっていかななくてはいけないと感じております。

緒嶋委員 特に国の場合は継続事業を中心に予算の配分をしておることは間違いのないわけです。ところが、予算が少なければ新規事業にも取り組めないということであれば、継続事業中

心で 道路延長とかでちょっと見直しがあったということだけど、基本的には継続的な事業が多いところに重点配分されておるといような手法でありますので、国の手法を、整備のおくれているところ、特に津波とか安全・安心対策がおくれているところに重点配分できるように、命を中心とした国土整備を宮崎県の場合は特に強調していかないかのじゃないかなという気がするわけです。これは政府にも強く要望するというので、知事を先頭にやってもらわにゃいかんわけですけれども、近ごろは知事の国土交通省に対する足の運びぐあいはよくなったんですか。

江藤管理課長 今年度に入りましての状況から申し上げますと、特に7月は集中して何度か国のほうに行っていたいております。また、部長以下も同行させていただいて、国交省本省を中心に繰り返し出向しているような状況であります。

緒嶋委員 特に国交省も幹部職員がかなり異動があったので、できるだけ早目に行っていざつをして、必要に応じてというよりも、必要性をつくっていかんと、私は足の運びぐあいが特に重要ではないかと思っておりますので、部長以下知事の尻をたたいて同行させていただいて、そのあたりから進めていかんと、予算をふやしてくれと要望しますだけではなかなか進まんのじゃないかという気がするんですけど、県土整備部長、そのあたりはどうですか。

濱田県土整備部長 知事に対しましては、年度当初から、国の内示状況がこういう状況であるということ、来年度はもちろんですけれども、今年度国の補正があれば、ぜひこれは追加内示をお願いせないかんとということ、特に国交省に対しては要望活動を行っていただきたい

と。知事のほうも「わかった」ということで、先ほど管理課長が申しましたように、7月、8月、来週も行っていただくようにしております。大臣以下各局長さん、道路局、水管理国土保全局、港湾局長にとどまらず、特に道路関係の内示が非常に少なかったものですから、担当の課長、企画官のところにも足を運んでいただいて、来年度の予算と、今年度補正があればぜひ追加をお願いしたいということで、県の内情を御説明した上で要望はさせていただいております。知事だけでなく副知事にも行っていただきましたし、また私も、今後機会を見つけて、国と福岡の地方整備局のほうにも要望に行きたいと思っております。

押川委員 新相生橋関係であります。私は行き帰り見ておるところでありますけれども、今回、P2というところで、全長412.3メートル、うち132.8メートルが予算が決まったということで、議会の議決が要ということで今回上げていらっしゃるわけですね。

谷口道路建設課長 工事契約の額が15億という大きなものでございまして、5億円超えるということで、契約に当たりましては議会の議決が必要ということで、今回、議案としております。

押川委員 橋梁関係というのは、総体は70億というものがある中で、部分的に予算をつくっていくということになってくるんですか。全体は412.3メートルですよ、そのうちのP2。部分的にやっていくのか。予算は最初から決めなくて、総体は最初決めて、今回こういう債務負担行為でするわけですから、予算が決まってから上げてということですから、そういうものはまだわからないという状況の中で始まっていくわけですね。

谷口道路建設課長 今、委員がおっしゃいましたように、全体は70億かかるわけですが、こういう大きな橋梁をつくる場合には、まずは下部工事から着手する必要があります。この橋の場合は、大淀川ということで河川内の工事の制約等もありまして、どうしても同時期にできない橋脚の工事がございます。今回の工事はP2ということで、一番最後に完成した橋脚から張り出す上部工工事ですので、どうしても分割が必要になります。また、予算につきましては、あらかじめどういった形で施工するのか決めて、それに必要な予算を年度年度要望していくような形になります。

押川委員 よくわかりました。

県内こういう施工は何カ所かしているらっしゃると思うんですけども、どこらあたりがあるんでしょうか。

谷口道路建設課長 この橋と同程度の橋といいますと、近くで天満橋というのがございますが、橋梁のタイプとしてもほぼ同じでございます。ただ、今回の新相生橋につきましては、新相生橋の概要に書いておりますように、波形鋼板ウェブということで、上部工の上床版と下床版をつなぐ縦壁に、コスト縮減ということで鋼材を使っております。天満橋はそれがコンクリートになっていますけれども、ほとんど同じ構造でございます。

押川委員 わかりました。ありがとうございました。

それから繰越明許費ですが、用地あるいは繰り越しということでありますからわかるんですが、本県の場合は50億3,400万ですけども、他県との比較はどのような状況ですか、こういう出し方というのは各県あるんでしょうか。

江藤管理課長 繰越明許につきましてはほと

んど公共事業の関連ですけれども、工期を設定する場合に、明らかに今の時点で次年度にまたがるというようなものについては繰越明許を出させていただいているということでありまして。以前は、繰越明許については2月議会のときにまとめて提案させていただいた時期がございました。ただ、入札契約適正化法が施行されて、その中で情報開示の問題、あるいは適正な施工ということでいくと、あらかじめ、標準工期でとった場合の工期をきちっと入札においても公告をして出す必要があるということから、その後は、標準工期で設定した場合に明らかに年度をまたがるようなものについては出させていただいていると。他県の状況はよくわかっておりませんが、同様の取り扱いをされている県もあると思います。

押川委員 そうするのはわかるんですが、用地交渉でなかなか相談ができないというものの理由の一つに上げておられます。我々素人で考える中で、これだけ公共事業が少なくなっていく中で、できるだけ繰り越しがいいような形での発注のやり方ができればそういう方向もいいなと思うけれども、次年度につなぎとして繰越明許費というのは必要なんだと言われる方もいらっしゃるんです。どちらが本当に大事なのかと考えることもあるんですが、管理課長はどのように考えられるんですか。

江藤管理課長 公共事業の年間の予算執行上の事業量ということで考えた場合には、現年の予算と繰り越しになっている事業を同じ年度で執行していくような格好になります。当然、繰越事業は繰り越した年度内で完了するようにやっていくわけですけども、一方で現年の予算についても、まずは早期発注という観点で執行していくと。そういう中で用地交渉のおくれ

とか設計の見直し、いろいろな事情があって現年予算で現年内に終わらないものについてまた次の年度に繰り越すわけです。最近は繰越額も減少傾向にあります。200～250億程度は次年度に繰り越していくような感じ、そして現年予算もそのうち200～300億程度が次の年度というように感じて回っているような状況でして、年間トータルで考えると、毎年ある程度の事業量としては回っていると。ただ一方で、先ほどお話がありましたように公共事業が全体的に減少していますので、年間で回るトータルの事業量としては徐々に減少傾向ではあります。

もう一つは、国が経済対策などを年度途中ですることがありますが、それに呼応する形で県が補正予算を組む場合、特に年末とか1月、2月ぐらいの時期になりますと、そういったものについては繰り越しをお願いするような形で、次年度の事業量としてカウントされていく状況になっているのが実情であります。

押川委員 大体わかっておりましたけれども、そういうことだろうと思います。できるだけ地元業者の皆さん方が受注できるような形で、できるだけ早く回る形の方向で、できるだけ越さないような形での努力もお願いをしておきたいと思います。

田口委員 相生橋の件ですけれども、最近はや予算が余りないものですから、橋の長寿命化と申しますか長くもたせようと。今だんだん古くなっている橋も何とか少しでも長くもたせようと。そういう意味では、今の工事はそういうこともある程度想定した工法になってきているのか。従来と一緒に、途中で悪くなったところだけやればいいのかということをやっているのか、そこだけ教えてください。

谷口道路建設課長 現在の橋をつくるときの

基準になります道路橋仕様書というのがあるんですが、最低でも100年はもつような指標を設けてまして、そういった形の構造を求めておりません。

田口委員 今のを単純に受ければ、この橋も何もなければ100年もたせる形でつくるといことですか。

谷口道路建設課長 そういことです。ただ、海岸部に近いということもありますので、塩害といった非常に外的な劣化要因はあります。その辺は今後の維持管理をしっかりと、橋梁のアセットマネジメントということで、そういう症状が出た場合にはいち早くコンクリートの保護塗装を施すというような形で、さらにまた長もちさせていくことはやっていかなければならないと考えています。

田口委員 100年と言いましたけど、今補強しなければならぬというのは40～50年だったんですか。

永田道路保全課長 私どもで始めていますアセットマネジメントにつきましては、従来、一般的に言われていた、50年以上たつと劣化とかいろんな症状が出てくるということを基準にしております。ただ、長寿命化の計画を立てたときは、60年とか80年 昔の橋梁ですので、今、道路建設課長が言われた100年というのは、昔の橋梁の場合はなかなかそこまではいかないだろうと考えておまして、そういったものがいずれ更新の時期に来る。更新の時期に来て事後対応していたのでは、とてもじゃないけど間に合わないの、そういうものについて延命化を図りましょうと。基本的に、メタルの構造物であれコンクリートの構造物であれ、施工がちゃんとしていて、その後のメンテナンスがしっかりとしていればほぼ半永久に近い形でもつ

と。ただ、そう言い切れないのがありまして、戦後、最初に仕様書ができたり、生コンがなかった時代の橋梁もありますので、そういったものについてはずっともちますよとは言えないということで、早目早目の点検と補修をやっております。

田口委員 よくわかりました。もともと50年ぐらいをめどでつくったものが、これからのものは倍近い期間を想定してつくるということでいいんですね。ありがとうございます。

山下委員長 ほかありませんか。

なければ、次に、報告事項に関する説明を求めます。

永田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の7ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、国道448号の道路施設不全事故以下、物損事故5件、人身事故1件の合計6件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が3件、道路施設不全事故、側溝ふた不全事故、安全施設不全事故が各1件ずつであります。

発生日、発生場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。

損害賠償額の範囲は2万7,090円から34万3,420円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

前田技術企画課長 技術企画課でございます。

地方自治法第243条の3第2項及び「宮崎県の

出資法人等への関与事項を定める条例」第4条第3項の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

「平成24年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の131ページをごらんください。財団法人宮崎県建設技術推進機構であります。

まず、平成23年度の事業報告について御説明いたします。当推進機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村が、守秘性や公正さなどの観点から民間企業の活用が図られない分野について、業務の補完・支援を行っております。

平成23年度は、2の事業実績にあります積算等事業などの事業を実施したところであります。

次に、ページをめくっていただきまして、裏面の132ページをごらんください。このページ以降には、当推進機構の資産や財産の増減を示します貸借対照表などを掲載しておりますが、これらの経営状況等の詳細につきましては、この報告書の193ページに記載しております出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

193ページをお開きください。一番上の概要について御説明します。上から4行目、総出資額は3,000万円で、県出資額が2,000万円となっており、県出資比率は66.7%となっております。次に、その下の設立目的、その下、特記事項を記載しておりますが、当推進機構は、宮崎県における建設事業の技術水準の向上を図り、公共事業の円滑な執行と建設事業の振興発展に寄与することを目的として設立された法人であります。

次に、その下にあります県関与の状況について御説明いたします。まず、上の段の人的支援

についてであります。表の右側をごらんください。平成24年度の状況であります。役員につきましては常勤役員3名と非常勤役員7名の合計10名で、常勤役員の内訳は、県職員が1名、県退職者が2名であります。また、職員数につきましては、県職員7名を含めました合計12名であります。次に、財政支出等についてであります。委託料のみで、平成23年度の実績額は2億893万円余となっております。次に、その他の県からの支援等についてであります。事務所は企業局より賃借しております。賃借料につきましては2分の1の減免を受けております。

次に、その下の主な県財政支出の内容についてであります。まず、の積算等事業は、工事の予定価格を算出するために必要な実施計画書を作成する事業でありまして、平成23年度の決算額は1億4,557万円余となっております。次に、の施工管理事業は、工事現場において施工体制の点検を行う事業でありまして、決算額は4,285万円余となっております。次に、の電算事業は、予定価格を算出するためのシステムの保守管理をする事業でありまして、決算額は1,508万円余となっております。次に、の新技术・新工法等各種情報提供事業は、建設事業に関する新技术、新工法等各種情報の提供を行う事業でありまして、決算額は542万円余となっております。

次に、その下の実施事業についてであります。からにありまして、県からの受託事業のほか、市町村等からの受託事業であります。市町村工事検査事業や県内建設関係業者への研修等事業などを実施しております。

次に、その下の活動指標についてであります。当推進機構の運営上重要となります。県か

らの受託件数と市町村からの受託件数及び研修延べ受講者数を指標としております。まず、の県からの受託件数は、年間の契約件数を実績数として評価してありまして、平成23年度は目標値の60件に対しまして実績値が42件であったことから、達成度は70.0%となっております。次に、の市町村からの受託件数は、同じく年間の契約件数を実績数として評価してありまして、平成23年度は目標値の23件に対しまして実績値が7件であったことから、達成度は30.4%となっております。次に、の研修延べ受講者数は、当推進機構が県内の建設関係業者を対象に開催した研修の1年間の受講者数の合計を延べ受講者数として評価してありまして、平成23年度は目標値の1,900人に対しまして実績値が1,733人であったことから、達成度は91.2%となっております。

次に、指標の設定に関する留意事項について御説明いたします。県の受託件数につきましては、県の公共事業規模の縮小を見込んでおります。当推進機構としての経営努力も含めた目標値設定を行ったものであります。また、市町村からの受託件数につきましては、災害の有無で大きく変わるため、通常時ベースで全町村から受託するものとして目標値を設定したものであります。

次に、裏面の194ページをお開きください。一番上の財務状況について御説明いたします。表の左側の正味財産増減計算書の平成23年度についてであります。列の一番上にあります経常収益は2億2,991万円余となっており、その1行下にあります経常費用は2億3,074万円余となっております。その結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス82万円余となっており、列の一番下にあります正味財産

期末残高は4億412万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の平成23年度についてであります。列の一番上にあります資産は4億2,937万円余となっており、その3行下にあります負債は2,525万円余となっております。その結果、資産から負債を差し引いた正味財産は4億412万円余となっております。

次に、その下の財務指標についてであります。当推進機構の経営及び財務状況をあらわす指標といたしまして、収支バランス、事業収支比率及び市町村からの収入比率を指標としております。まず、の収支バランスは、収入に見合った健全な運営実施の状況等を判断するための指標といたしまして、当期収入合計に対する当期支出合計の割合で評価してありまして、数値が小さいほうが経営状況がよい指標となっております。平成23年度は目標値の100%に対しまして実績値が92.2%であったことから、達成度は107.8%となっております。次に、の事業収支比率は、費用の効率性及び経費節減の状況等を判断するための指標としまして、事業収入に対する事業費の割合で評価してありまして、数値が小さいほうが経営状況がよい指標となっております。平成23年度は目標値の74%に対しまして実績値が89.9%であったことから、達成度は78.5%となっております。次に、の市町村からの収入比率は、市町村等からの受託の拡大状況等を判断するための指標としまして、事業収入に対する市町村等からの収入の割合で評価してあります。平成23年度は目標値の11.5%に対しまして実績値が7.9%であったことから、達成度は68.7%となっております。

次に、指標の設定に関する留意事項について御説明いたしますと、収入バランスは、健全な運営を目指せば本来100%以下となるべきであり

ますが、公共事業の縮減に伴い、当推進機構の経営努力に関係なく収入が減少することが予想されることから、赤字にならないことを目標としまして、目標値を100%としております。

次に、総合評価であります。右側の県の評価をごらんください。市町村への積極的なPRは行われておりますが、活動指標の「市町村からの受託件数」に見られますように、市町村からの受託実績が少なく県への依存度が高い状況にあります。このため、今後も引き続き市町村からの受託量の増加を図る必要があると考えております。また、先ほど御説明いたしました積算等事業などの公益性が認められ、平成24年度から公益財団法人への移行を果たしております。今後も引き続き、財務構造及び業務執行体制の適正化を図るとともに公益目的事業の適正な実施に努める必要があると考えております。評価といたしましては、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をAとしております。

続きまして、平成24年度の事業計画について御説明いたします。この報告書の136ページにお戻りください。1の基本方針に記載してありますとおり、公益財団法人として認定を受けたものであります。今後とも当推進機構の基本的な立場を十分に踏まえ、社会資本整備の分野において体制を整えながら全力で貢献を図っていくものとしております。

平成24年度は、2の事業計画にあります積算等事業などの事業を実施することとしております。

次に、右側の137ページをごらんください。3の収支予算書についてであります。まず、の事業活動収支の部であります。1の事業活動収入は、表の中ほど線で囲まれているところであり、事業収入など合計で2億2,256万円

余を見込んでおります。次に、2の事業活動支出であります。ページをめくっていただきまして、138ページをごらんください。この表の中ほど、やや上のほうでございますが、事業費と管理費の支出の合計としまして2億1,806万円余を見込んでおります。その下、事業活動収支差額は、事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた額として450万円を見込んでおります。最後に、平成24年度の当期収支差額といたしまして、下から3行目にありますとおりマイナス626万円余、一番下の行の次期繰越収支差額を1億5,661万円余と見込んでおります。

技術企画課につきましては以上でございます。

谷口道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

報告書の9ページをお開きください。宮崎県道路公社の平成23年度事業報告であります。

1の事業概要に記載しておりますように、道路公社では、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の2路線の料金徴収業務及び維持管理等を行っております。

2の事業実績であります。右側の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線は、通行台数が年間192万3,000台余、料金収入が3億3,500万円余、南線で、通行台数が327万台余、料金収入が5億9,200万円余、小倉ヶ浜有料道路では、通行台数が44万4,000台余、料金収入3,400万円余となっております。平成22年度と比較しますと、これら合計で通行台数、料金収入ともに約1.5%の減となっております。

次に、10ページ以降は道路公社の資産や収支状況を示す財産目録等でございますが、経営状況等の詳細につきましては出資法人等経営評価

報告書により御説明をいたします。

この報告書の195ページをお開きください。一番上の概要の上から4行目でございますが、道路公社の総出資額は29億8,700万円、その全額を県が出資しており、県の出資比率100%となっております。次の行に設立目的、特記事項を掲載しておりますが、道路公社は、地方道路公社法に基づきまして有料道路事業を実施することを目的として設立された団体でございます。

次に、その下の県関与の状況であります。まず、人的支援についてであります。右側に、24年度、本年度の状況を示しております。役員につきましては常勤3名と非常勤1名の合計4名で、内訳は、常勤が県職員1名、県退職者が2名となっており、非常勤1名は民間の公認会計士であります。なお、いずれも住宅供給公社役員との兼務であります。また、職員につきましては県職員3名を含む合計13名であり、職員のうち8名は住宅供給公社との兼務職員となっております。次に、財政支出等ですが、右側の県借入金残高の1億1,500万円は、昭和57年に実施した赤江ランプの乗降口建設等に伴う長期の無利子貸付金で、返済期限は平成25年3月31日となっております。また、3行下のその他の県からの支援等の欄に記載しております道路公社運営資金貸付事業に係る借入金ですが、これは、道路公社の運転資金等にかかる金利負担を軽減するため、不足する資金を県が短期で貸し付けているもので、平成23年度は5億円であります。

次に、一番下の表であります。まず、実施事業です。から にありますとおり、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の維持管理のほか、休憩所や自動車駐車場の管理等を行っております。

次に、活動指標であります。有料道路の運営上重要となる一ツ葉有料道路と小倉ヶ浜有料道路の利用台数及び回数券の販売額を指標としております。それぞれの目標値につきましては、一番下の指標の設定に関する留意事項の欄に記載しておりますとおり、一ツ葉有料道路については、平成19年度から実施しております新事業計画の数値を目標値としております。また、小倉ヶ浜有料道路は前年度の実績を目標値としております。また、回数券の販売実績につきましては、前年度の販売実績に一ツ葉有料道路の事業計画の伸び率を乗じた額としております。それぞれの指標ごとの実績であります。表中央の平成23年度の達成度の欄をごらんください。達成度は目標値に対する実績をあらわしたものであります。まず、一ツ葉有料道路の利用台数は94.9%、小倉ヶ浜有料道路の利用台数は91.8%、有料道路回数券の販売実績は88.7%となっております。利用台数、回数券販売額ともに目標値を下回っておりますが、これは、昨年6月で終了いたしました高速道路無料化社会実験の影響や周辺道路の整備が進んだことなどが要因と考えております。

次に、196ページをごらんください。財務状況であります。まず、左側一番上の収支計算書であります。収入及び支出ともに約9億6,700万円であります。その内訳ですが、収入のうち事業収入のほとんどは通行料金収入でありまして、平成23年度は約9億6,600万円で、前年度比約1,500万円の減収となっております。また、その下の支出であります。事業費で前年度比約5,000万円増の約3億4,800万円となっております。これは、主に道路施設の老朽化対策事業等の増加によるものであります。また、管理費

につきましては主に人件費で約1億2,100万円となっております。前年度比約800万円の増となっております。これは、土地開発公社の廃止に伴いまして役員報酬の負担の増によるものであります。次に、その他の支出は、主に銀行への返済に充てた経費であります。約4億9,700万円と約7,800万円の減額となっております。これは、先ほど説明いたしましたが、通行料金収入の減少や道路施設の老朽化対策費の増加に伴い減額となったものであります。

次に、右側の一番上、貸借対照表であります。資産のうち流動資産は、公社の現金・預金等であります。また、固定資産は約190億円であり、そのほとんどが道路資産となっております。次に、負債であります。流動負債が約1億3,500万円となっており、昨年度より約3億2,000万円ほど減額となっております。これは、平成23年度に市中銀行からの借入金が無くなったことによるものであります。また、その下の固定負債162億円余は、主に法律で定められた特別法上の引当金であり、償還準備金や道路事業損失補てん引当金の累計額であります。その下の正味財産29億8,700万円は、全額県からの出資金であります。

次に、その下の財務指標であります。下のほうの指標の設定に関する留意事項に記載しておりますとおり、経費の削減や借入金の償還状況を指標としております。指標の目標値は、一ツ葉の事業計画と小倉ヶ浜の実績数値をベースに設定しております。まず、業務収入一般管理費率であります。これは業務収入に占める事務費や人件費等の一般管理費の割合を示したもので、数値が小さいほど経営状況がよいこととなります。平成23年度は目標値11.8に対して実績12.6で、達成率は93.2%であります。次

に、 の総資本経常利益率であります。これは資本総額に占める経常利益の割合で、数値が大きいほうが利益率が高いわけですが、平成23年度は目標値3.0に対して実績2.0で、達成率は66.7%であります。また、 の借入金等償還率は、有料道路の建設資金185億4,500万円の償還状況を示すもので、これも数値が大きいほうが償還率が高いこととなります。平成23年度は目標値87.4に対して実績86.7、達成率99.2%であります。指標のうち、 の業務収入一般管理費率と の総資本経常利益率は、通行台数の減少に伴う料金収入の減少等により目標値を下回っております。また、 の借入金の償還状況につきましても、わずかではございますが目標値を下回ったところであります。

次の、直近の県監査の状況につきましては、記載しておりますとおり2点の注意事項がありましたが、いずれも今後適切な処理を行うよう指導したところであります。

最後に、総合評価でございますが、右側の県の評価の欄をごらんください。平成23年度は、高速道路無料化社会実験の影響もありまして通行台数、料金収入ともに減少しましたが、一ツ葉有料道路北線では通行台数の回復傾向もあります。また、収入減少となっている中、経常経費の節減や道路補修の計画的な執行に努めるなどした結果、借入金について計画どおりの縮減が図られており、経営状況はおおむね良好と判断しております。今後も経費縮減や収入確保に努めていくことが重要であると考えております。評価といたしましては、左側の道路公社の自己評価と同様に、活動内容、財務内容、組織運営いずれもBとしております。

続きまして、平成24年度の事業計画について

御説明いたします。戻っていただきまして、報告書の13ページをお開きください。まず、1の事業概要であります。引き続き有料道路の管理運営を行ってまいります。近年、利用者が減少傾向にありますことから、回数券の販売促進など利用促進を図り、収益の向上に努めることとしております。

次に、14ページをごらんください。3の収支計画と4の資金計画でございますが、いずれも収入、支出ともに合計11億4,100万円余を計上しております。なお、収入の内訳としましては、業務収入の9億4,100万円余と県からの短期貸付金2億円余を合わせた11億4,100万円余となっております。

道路建設課については以上でございます。

伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

平成24年9月定例県議会提出報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。宮崎県住宅供給公社であります。

まず、平成23年度の事業報告について説明をいたします。1の事業概要につきましては、賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務を初め、宮崎市内にありますキャンパスタウンまなび野において宅地の分譲を行ったところであります。

2の事業実績につきましては、賃貸管理事業や分譲宅地2区画の分譲事業などを実施したところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により説明いたします。この報告書の197ページをお開きください。上段の表の概要をごらんください。総出資額は1,020万円で、そのうち県出資額は同じく1,020万円となっており、県出資比率は100%であります。特記事項にありますように、住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき昭和41年に設立さ

れ、分譲事業、賃貸管理事業等を実施しております。

中段の表の県関与の状況をごらんください。人的支援についてであります。右側が24年度の実績ですけれども、役員数は県職員3名と県退職者2名を含めました8名となっており、常勤役員3名及び非常勤役員5名のうち1名を合わせました合計4名は、先ほどの宮崎県道路公社役員との兼務であります。また、職員数は県職員4名を含めました13名となっており、職員のうち8名は宮崎県道路公社との兼務職員であります。24年度の県職員数は前年度と同数となっております。次に、財政支出等につきましては、23年度の県からの委託料は824万円余であり、県の補助金や交付金等はありません。

主な県財政支出の内容については、全て委託料となっております。の住まいの常設相談等業務委託については、住宅相談の窓口設置やホームページの維持管理などで、23年度決算額は681万円となっております。の建築物防災展実施業務委託につきましては、建築物に係る防災展を実施し住宅相談や耐震相談等を行っており、決算額は143万円余となっております。なお、以上の県からの委託につきましては23年度をもって終了しております。

下段の表の実施事業をごらんください。の賃貸管理事業は、公社が保有する賃貸住宅及び賃貸施設の管理を行うもので、の管理受託住宅管理事業は、民間の特定優良賃貸住宅の委託管理を行うものであります。次に、の分譲事業、のその他事業となっております。

次に、活動指標についてですが、の分譲住宅用地残区画数につきましては、分譲用地の残区画数をゼロ、つまり完売することを最終的な目標にしておりまして、23年度については、残

り6区画のうち半分の3区画を分譲し残区画数を3とすることを目標としておりましたが、実績としては2区画を分譲し残区画数は4にとどまり、達成度は66.7%となっております。の賃貸住宅入居率につきましては、入居率の目標を100%としておりましたが、実績値及び達成度は93.5%となっております。

次に、報告書の198ページをお開きください。上段の表の財務状況をごらんください。左側の収支計算書の23年度実績について説明いたします。収入についてですが、23年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業などの事業収入は3億29万円余、受取利息等の経常収益や特別利益をあわせたその他の収入3,635万円余を合わせまして、合計3億3,665万円余となっております。これに対し支出につきましては、分譲事業原価や賃貸管理事業原価などの事業費が1億8,756万円余、人件費等の管理費が1億1,493万円余、消費税及び固定資産税等その他経常費用のその他の支出1,352万円余を合わせまして、合計で3億1,602万円余であります。収入から支出を差し引きました当期収支差額は2,062万円余の黒字となっており、前期繰越収支差額との合計であります次期繰越収支差額は75億5,666万円となっております。

右側の貸借対照表の23年度実績についてですが、資産につきましては、現金・預金や分譲事業資産などの流動資産が18億1,399万円余、賃貸事業資産などの固定資産が64億5,162万円余で、合計82億6,562万円となっております。これに対しまして負債及び正味財産につきましては、未払い金などの流動負債が1,968万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が5億4,877万円余で、負債の合計は5億6,846万円余となっており、資本金などの正味財産が76億9,715万円余

で、負債と正味財産の合計が資産と同額の82億6,562万円となっております。

次に、財務指標についてですが、 の分譲事業資産比率につきましては、資産合計に占める分譲事業資産の割合としておりまして、分譲事業資産を最終的にゼロにすることを目標にしております。23年度の目標値1.6%に対しまして実績値も1.6%となったため、達成度は100%となっております。 の借入金依存率につきましては、資産合計に占める借入金残高の合計としておりますけれども、21年度に完済し、その後も借入金はなく、達成度は100%となっております。

下段の表の総合評価をごらんください。枠の中の右上、県の評価につきましては、「分譲事業は、早期完売に向けての努力が評価できる。公社は、民間市場の成熟、分譲事業の終了に伴い、その目的を概ね達成しつつある。また、当期は利益を計上しているが、今後は賃貸管理が主要事業となり、事業収益が減少し、毎年度経常赤字が見込まれることから、将来的には廃止を含め、整理縮小の方向にある。そのため、賃貸住宅や賃貸施設等の効率的な管理に努めるとともに、保有資産の取扱いなどを検討する必要がある」としてしております。評価としましては、左側の宮崎県住宅供給公社の自己評価と同様に、活動内容をB、財務内容をA、組織運営をBとしております。

続きまして、24年度の事業計画について説明をいたします。この報告書の前のほうに戻っていただきまして、6ページを開いていただきたいと思います。宮崎県住宅供給公社の平成24年度の事業計画であります。

まず、1の事業概要につきましては、昨年度に引き続き、賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業

務や、キャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウンの宅地分譲などを行う予定としております。なお、宅地の分譲については平成25年度での完売を目指すこととしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に賃貸管理事業や分譲事業などを予定しております。

報告書の7ページをごらんください。3の収支計画につきましては、公社事業の大きな柱であります分譲事業が終了することから、事業利益の減少が避けられない状況であります。表の中ほどにあります事業利益は3,555万円余の赤字を見込んでおり、その他の収益を計上しても当期純利益は2,285万円余の赤字を見込んでおります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ22億1,151万円余となっております。

建築住宅課の報告事項については以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑を賜りたいと思っております。

右松委員 まず、建設技術振興機構についてお伺いしたいんですが、公社等改革の対象となっている43団体の一覧を拝見していく中で、県職員の派遣数を、21年度を基準として24年度の目標値を設定している中で、総数としては5名で、そのうち県職員が2名削減されております。それに対して県のOBが1名プラスになっております。県のOBがこういった人なのかわかりませんが、OBが入る理由として、例えば市町村の受託につながるような具体的な成果を出していくというふうな明確な理由があれば、県民感情からしても大丈夫だと思うんですが、

1名ふやした理由を教えてください。

前田技術企画課長 まず、平成21年度から県のOBが1名ふえているということですが、御説明いたしますと、21年度は県職員が理事長に就任をしておりました。平成22年の2月に、今言われました新宮崎県公社等改革指針が示されてまして、県職員は原則として公社等の代表者には就任しないという方針が出されたので、それに伴い、かわりに県のOBが就任したことによりまして、24年度、県OBが1名ふえたということになっております。

なぜ県OBかというお話ですが、これにつきましては、当推進機構が行う事業自体が公益事業ということでありまして、県、市町村の業務の補完、支援を主な業務としております。そういう業務上の特性から、推進機構からは、行政に経験豊かな人材をとということで要望が出されております。それに応える形で県のOBを充てているということでございます。

右松委員 わかりました。

同じく建設技術推進機構について、活動指標で、市町村からの受託件数が30.4%、自己評価としては災害対応がなかった等々書かれております。積極的なPRが認められるということですが、具体的にどのような形で市町村の受託をふやしていられる考えなのか教えてください。

前田技術企画課長 現在、PR活動といたしまして、理事長を初め推進機構の役員、担当課長が県内の市町村を訪問いたしまして、これまでの実績、業務内容等を直接首長さんに御説明しPRをさせていただいております。そのときに、あわせてどういうニーズがあるかお聞きいたしまして、そういう方面からも体制を整えるように、今、検討しているところであります。

右松委員 続いて、道路公社について伺います。道路公社の県職の派遣状況ですが、もと21年度が職員総数3名ということですが、今回、20年度と対比したところ、職員が2名ふえて、うち県職員が1名ふえているわけですが、その理由を教えてください。

谷口道路建設課長 まず、平成21年度当時は土地開発公社も含めた3公社ということで、県職員の1名について兼務ということで、実数としては住宅供給公社のほうでカウントしてあるということでございます。また、現在は土地開発公社が廃止になっておりますので、道路公社の職員ということで、実質的な人数としては変わらなくて、数値としては道路公社の人数として上がっているということでございます。

右松委員 道路公社については県借入金残高が21年度から1億1,500万ということで推移をしておるんですが、このあたりの現状を教えてください。

谷口道路建設課長 県借入金残高の1億1,500万円につきましては長期で県が貸し付けているものでございまして、57年に赤江ランプの大淀川側のランプを追加した工事に必要な経費ということで県から貸し付けたものでございまして、返済期限が24年度末、25年の3月31日になっております。一ツ葉につきましては市中銀行からの借入れが終わっておりますので、本年度の料金徴収から全部返済する予定でございます。

中野委員 損害賠償額を定めたことについて2~3お尋ねします。確認ですが、まず、損害賠償額の対象者、人、物。物であれば車、その他で教えていただけませんか。

永田道路保全課長 資料の7ページに損害賠

償額の表がございますが、上から、国道448号の道路施設不全事故は、自動車の荷台がトンネル内のロックボルトに当たりまして荷台が損傷したものでございます。

中野委員 車か人かその他か、それだけ。

永田道路保全課長 1番目が車です。2番目も車です。3番目が人です。4番目、5番目、6番目、いずれも車の事故になっております。

中野委員 一番下は言われましたか。

永田道路保全課長 一番下も車でございます。

中野委員 一番上の車が2台ですか。

永田道路保全課長 これは郵便車の後ろの荷台の屋根部分でございます。

中野委員 郵便車の荷台という意味ですね。

永田道路保全課長 自動車も1台、人も1人です。

中野委員 確認しますが、上から、車、車、人、車、車、車ですね。上から3番目だけが人ということですね。

一番上の448号線での車の事故34万3,000円、ちょっと大きいんですが、これは施設不全事故ということですが、448号は通行どめのところじゃないんですか。

永田道路保全課長 こちらは、夫婦浦集落のちょっと宮崎寄りにある夫婦浦トンネルです。場所的には、今通行どめしている箇所とは別な箇所でございます。

中野委員 それから4番目と5番目、日にちが違うけど場所が同じところですが、これは場所が違うんですか。「諸塚村大字七ツ山国道503号上」と書いてあるけど。

永田道路保全課長 場所も期日も違っておりまして、4番目が503号のずっと奥のほう、5番目の503号は比較的諸塚の集落に近いほうでござ

います。以上です。

中野委員 それから、道路施設不全事故というのが小型を入れたら3カ所あるんですが、一番上の例で、施設不全事故となれば道路が完全でなかったという意味ですよね。完全でないところでなぜ車が通行できて、不全というのはどういう意味で、しかも危害を加えるような道路状況になるんですか。

永田道路保全課長 一番上の例で申し上げますと、過去にトンネル内の補強工事でロックボルトを施工していた箇所がございまして、トンネルの上のほうにロックボルトという鉄筋を打ち込み、その先端が出ておりました。ちょうど補強工事を発注しておりまして、業者がセンターラインの反対側でセーフティーコーンを置いて作業をしておいた関係で片側通行にしておいたと。ラインとラインの間を走っていただければ、従来車が通っていたわけですから何も問題なかったんですけども、かなりトンネルの側壁側に寄った関係で、突き出ているロックボルトの先端と接触してしまったと。このケースの場合は、通常どおり走行していれば事故も起こらなかったんですけど、工事中ということで必要以上にトンネル側に寄ってしまった関係で事故が起こったということで、事故の過失相殺も50%ということで計上しております。

中野委員 相手方の過失があったのかも聞きしようと思ったら、5対5ということですね。その辺のことは教えてもらわないと不思議に思うんです。

それから落石というのが3つあります。落石という概念も私はわからないし、なぜ落石で事故が発生するのか。車に落ちたという意味だと思うんですが、その概念等含めて事故の概要を教えてください。

永田道路保全課長 県内の道路、特に山間部の道路につきましては、道路上側ののり面から落石等がある場合もございますのでロックネット等の対策工事も行っているところですが、対策工事が行われていないところで落石等がございます。通常に走行しているんですが、たまに落石が車両に衝突し車両のフロントガラスとかボディを傷つける事故が起こっております。以上です。

中野委員 3件とも、本当に落石があって車両に損傷があって、それに賠償を支払ったということになるんですか。

永田道路保全課長 御本人から連絡がございましたら、土木事務所の職員が立ち会いまして、落石の状況や当たった石を確認させていただいております。基本的には、警察の立ち会いのもと事故証明等を取りまして、道路に係る落石だということを確認した上で補償しているところがございます。以上です。

中野委員 落石というのは、たまたま車で、人を直撃しなくてよかったわけですが、歩行者の場合もあるだろうし、車であっても、運転している人、あるいは助手席に乗っている人に直撃する場合も想定され、大事故が発生する可能性があると思うんですが、そういうところを実際通行できているというのは、管理者としてもとがいかなのじゃないですか。

永田道路保全課長 おっしゃるとおりでございます。山間部の道路を走っていると「落石注意」という看板がございまして、どうやって注意するんだという話も確かに聞きするんですが、かといって、落石防護対策が十分でないからといって交通どめにもできない。そうは言いながら道路管理者としての責任もございまして、日ごろからパトロールをしたり、場合に

よっては、ロックネットまではできないけれども、何らかの措置をしながら安全な走行に努めているところでございます。以上です。

中野委員 落石の危険性があるところを通行させているということですが、通行者にはその旨を承知させる対策がしてあるんですか。

永田道路保全課長 落石の多い箇所につきましては、危険予防という意味で、落石が多いという標識を置いたりという措置は行っているところではあります。

中野委員 この3カ所も「落石注意」とかの表示がしてある場所なんですか。

永田道路保全課長 残念ながら、山間部の道路においては、緊張性をとらせるという意味で落石注意という看板は至るところに立っております。

中野委員 至るところじゃなくて、ここに書いてあるか。ほかのところは聞いていません。3カ所に、落石注意とか指導板みたいなものがあるかということです。また、住所を見たら地元の人です。日ごろからそういう場所だということ認識させることがしてあるかお尋ねしたいと思います。

永田道路保全課長 道路管理者としては、日常の道路パトロールで、落石が多い箇所につきましては注意を促す看板を事前に立てておるところでございます。いずれの箇所につきましても、この近辺に落石注意という看板は立ててございます。以上です。

中野委員 今、いずれもと言われたのは、2、5、6の3件を指してのことだったろうと思うんです。そのことを聞いておるわけですから。そういう場合、過失割合というものもあるんですか、通行させている県に100%責任があるんですか。

永田道路保全課長 落石の場合、走っている途中で当たったというのは、基本的に県の瑕疵100%になります。ただし、落石でも、30分とか1時間前、事前に落ちていた落石に突っかった場合は、過失相殺で2割とか3割というのが出てきます。

中野委員 この場合は、直撃されたということで過失割合はしてないんですね。100%こっちに過失があったという損害賠償額ですか。

永田道路保全課長 こちらにつきましては100%県のほうの過失ということで考えておりません。

中野委員 ちょっとこことは離れて、関連があると言えはるんですが、ずっと以前にこういう場で「落石注意」と書いてある看板について聞いたことがあったんです。そのときに、落石注意という看板は、看板をすること自体が大変な問題ですよ、落石注意しなさいということだから。実際、道路に落石があるということで、その場合は落石注意という看板を掲げるという説明をされたんです。今もそういう認識は変わらないんですか。

永田道路保全課長 「落石のおそれあり」という表現になっていたたり「落石注意」となっていたりするんですが、行った先に落石があるということではありませんで、路線としてぱらぱら来たりとか、天候などによっては落石の可能性が有りますということで注意喚起をしているところです。

中野委員 端的に答えてもらえんですか。落石注意という看板のところは、落石があるという事実でこの看板を立てるという説明を受けたんです。昔の議事録を持ってきてもいいんですよ。それが今も変わらないのかということを知っているんです。さっきからのやりとりで違う

ような認識を受けたものだからですね。

永田道路保全課長 落石注意看板につきましては、落石が実際にあるところとか、パトなどが走っていてここは多いなと……。落石を取り除く作業をしていますので、そのおそれがあるという両方の意味で看板を設置しております。

中野委員 今はおそれがあるという看板にかわっているということですね。

永田道路保全課長 基本的には、落石が多い箇所とかおそれがあるということで看板は設置しております。

中野委員 端的に答えてもらえないような気がするんです。全部教えると困ることがあるのかどうかわかりませんが、そういうおそれがあるところは、通行しているんですか、通行どめになっているんですか。

永田道路保全課長 基本的には通行可能になっております。余りにもしょっちゅう来るとか、雨が降り続いていて危険だというときは事前にとめたりすることもあるんですが、天気であれば落石のおそれはないというときには、先ほども申しましたように代替ルートもございませんので、気をつけながら通っていただくということで、特に通行どめまではしていない路線が多いかと思えます。以上です。

中野委員 要望しておきますが、そういうところは早目に危険防止の工事をしてください。人命が失われるようなことがあったら大変なことだし、取り返しがつかないことのないようによろしく願いしておきます。

それから報告書の194ページ、建設技術推進機構について教えていただきたいと思いますが、ここの真ん中に財務指標というのがあります。23年度の目標値、実績値、達成度の説明が先ほどありましたが、この収支バランスの項目

だと思うんです。算式も書いてあって、収入合計分の支出合計ということでパーセントで書いてありますが、この事業は、上から見ていくと、収入と支出の目標値が100とあるのに、実際はこの数字からいけば費用のほうが大きいですね。そしてマイナスで当期経常額が出ています。いわゆる赤字であったということだと思うんです。そういうことで正味財産が前年度からすると減っておりますよね。そういう中で実績値は92.2%、この実績値の92.2というあらわし方、この算式となぜこうなったかということ。全部マイナスであって、しかも正味財産が減っていったのに、収支バランスという項目とはいえ達成率が107.8ということで、7.8%もよかったというあらわし方です。その表示の仕方をわかるように説明いただけませんか。

前田技術企画課長 この収支バランスの算出につきましては、これだけでは非常にわかりにくいと思います。申しわけありません。

この収支バランスは別の計算書がございまして、具体的に申しますと、当期の事業活動支出が2億2,799万8,000円、当期活動支出計が636万9,000円、この2つを足したものが当期の支出合計になっております。それから当期の収入合計が、事業活動が2億2,991万4,000円、当期活動収支計が2,422万4,000円でございます。当期支出合計を当期収入合計で割った数ということで92.2%と出ております。先ほど申しましたように収支バランスとしては非常に厳しい状況ということもありまして、プラス・マイナス・ゼロということで100%を目標値にしているんですけれども、それがこの数字でいきますと92.2%ということで、この評価の仕方では達成度が107.8%という結果になっております。

中野委員 説明が全然わかりません。収支バ

ランスとはいえ、正味財産が減っていった過程で、収支はとんとんであればいいという目標を立てていらっしゃるから100だと思うんです。その実績が実際は92.2%しかなかったという見方じゃないんですか。

前田技術企画課長 この数値目標の設定の仕方は、これでいくと収入のほうが支出よりも多かったということでこういう数字になっているということです。

中野委員 どれを指して「こういう数字」と言われたんですか。実績値、達成率どっちですか。

答える意思がないのか答えられないのかわからない状況ですが、平たく言えば、こういうところで我々に数値としてあらわすということは、収支バランスという状況で目標を立てて、実績がどうだった。現実には財産が減っているわけだから、そして23年度は赤字なんです。だから正味財産が減ったんです。そういうのを端的にあらわすような数値で出してもらわんと、収支バランスをこの達成度だけ見たら、目標値からすればえらい立派な数字が出たように見えます。その辺のあらわし方、この表であらわす目的とは違う書き方をされているんじゃないですか。財政課が求めた書き方はこういう数字であられるものなんですか。収入分の支出という算式まで書いてあるわけですからね。その算式そのものがおかしいのかわかりません。どうしても理解できないんです。上の数字を並べてここに財務指標と書かれているのは、関連性があるから上下あると思うんです。別な数字で説明する場所であれば、それをあらわしたものをちゃんと表示してもらわないと、我々は判断ができません。幾ら報告事項といえども。

前田技術企画課長 ちょっと整理をさせてい

ただきたいと思います。194ページで23年度82万8,000円マイナスになっている分は、その上の正味財産増減計算書で示しているとおりマイナスですけれども、収支バランスのほうは、委員がおっしゃるようにこれではわからない内容になっておりますので、ちょっと時間をいただいて整理してお答えしたいと思います。

中野委員 それで結構なんです。であれば、上から見られないような数字は書かないように、我々が見てわかるように、算式のところに数字をあらわすとかしないと、単純に考えた場合に、上の表から見れば1年間の収支はマイナス、それにつれていろんな取引があったと思うんですが、正味財産はどんどん減っていく中で、達成率が107ありましたと、収支バランスと書いてありますからね。あなたたちを評価していいのか、評価しないほうがいいのかわからない出し方なんです。後でまた教えてください。

緒嶋委員 住宅供給公社だけど、分譲が終わると後は管理だけになると思うんです。今後の状況が縮小とか廃止、整理の方向とかいろいろ県の評価が出ておるけど、基本的に県はどういうふう考えておるわけですか。

伊藤建築住宅課長 住宅供給公社の今後ですけれども、現在の経営状況としては健全な状況にあります。その後につきましては、分譲住宅の宅地が少なくなりまして、これからは賃貸事業に移行します。ただ、経営状況としては、賃貸住宅を指標にした場合には経常的な赤字が見込まれるということで、今後は保有資産の取り扱いを整理する必要があるということで、現在検討を進めている状況です。

緒嶋委員 今後、老朽化すると補修とか維持管理でかなりとられるということ、将来的に公共関与でこれを継続することがいいのかどうか、

長いスタンスで考えた場合の行く末も十分考えんと、ちょっと問題じゃないかなという気がするんですが、そこ辺も含めて検討されておるわけですか。

伊藤建築住宅課長 この保有資産の取り扱いにつきましては、保有資産の評価の問題、それから管理運営、現在、民間に委託している分もありますし、今後の所有の問題等もありまして、その課題を整理することにしております。ただ、課題整理に当たりましては、実際、賃貸住宅については入居者がいらっしゃる、テナントについてもいらっしゃるということ。それから関係市町村との関係、URとの共同の施設を持っておりますので、関係団体との調整が必要だと考えておまして、これを今、課題として取り組んでいるところでございます。

緒嶋委員 いろいろな課題を解決しながら、できるだけ公的関与がないよう、何らかの整理がつくような方向が 今のような課題があるからそう簡単にはいかんだろうと思いますけれども、方向性を見きわめながら進むことが必要じゃないかという気がしますので、十分そこ辺を含めて検討していただくといいかなと思います。お願いしておきます。

図師委員 道路公社について、以前も取り上げたと思うんですが、道路公社側にも直接問い合わせをしたこともあります。一ツ葉の有料道路についてですが、今回、指定管理者がかわって労働者の方々の労働条件がすごく悪くなっていると聞きました。というのは、賃金が下げられているのはもちろんですが、以前ついていた手当までも削られている。具体的には通勤手当がなくなったとか、時間外も相当分支払いがされていないというような状況があって、そこに勤めていらっしゃる方が集団で退職しようかと

いう動きもあった時期があると聞いたんですが、そういう状況については当局は把握されていますか。

谷口道路建設課長 道路公社を所管する私どものところでは、そういう話は、私は聞いたことがございません。

函師委員 道路公社側にその実態を直接問い合わせて職員の方との意見交換もしてもらったんですが、その報告は受けていないですか。

谷口道路建設課長 しばらくお時間をいただきたいと思います。

そういう報告は受けておりません。

函師委員 以前は公園協会が管理されていたんですかね。今、県外資本の会社が指定管理を受けていると思うんです。以前雇用されていた方々が再雇用されておるんですが、そのときに賃金が最低賃金まで引き下げられて、なおかつ、勤続年数に応じてある程度歩合が高くなっていった方々も一気に最低賃金まで落ちていると。以前役職につかれていた方も一般雇用扱いといいますか、最低賃金で再契約できる人なら残ってくださいというようなことがあったと聞いていますが、先ほど言った通勤手当まで削除されているという実態は把握されていないということですか。

谷口道路建設課長 確かに以前は公園協会がやっておりまして、現在は、一般競争入札で決定した民間の企業がやっているような状況でございます。

先ほど委員もおっしゃいましたように、雇用関係はちゃんと引き継がれたというふうに聞いております。賃金につきましては、従前の賃金と比較はできませんが、少なくとも最低賃金という観点からは遵守されているというふうには聞いております。具体的にそれで何かあったと

かいうのは、先ほどもお答えしましたけど、直接的には聞いておりません。

函師委員 最低落札価格が決められていないままで入札、落札が行われたということと、雇用は継続されているものの、人件費に関しての申し渡し事項というんでしょうか、労働環境が悪くならないようにという条項もないままに契約が変わっていつているところがあるみたいですので、ぜひ担当課としても一度公社側にそのあたりの実態を確認されて、できることなら速やかに労働環境がいい方向に改善されるような、せめて搾取されてしまった部分が、一気にとは言わないまでも、前の労働環境に近づくような指導はぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷口道路建設課長 今お話もありましたので、再度道路公社のほうに事情をお聞きし実態をつかんだ上で、問題があれば改善していただくような形で申し入れなり協議をしていきたいと思っております。

函師委員 公社側に1回問い合わせをしますので、ひょっとしたら改善されているかもしれないし、今後、指定管理者の見直しが行われるたびにこういう状況がないように、今後は入札条件をもうちょっと細かに検討された上で入札が行われることを要望しておきます。以上です。

中野委員 住宅供給公社のことで聞きたいと思うんですが、前年度の数字の修正に触れることは何も説明ではありませんでした。事前の説明だけで済まされたという御認識だったろうと思うんですが、前年度報告して本年度違ったのであれば、ちゃんと説明するべきじゃないかと思うんです。また、変わった理由も数字を示して説明するべきだと思うんですが、追加して、

今言ったことに答えてください。

伊藤建築住宅課長 住宅供給公社の評価報告書の件だと思っておりますけれども、この件につきましては、昨年から経営状況の評価をすることになっておりまして、今回、内容についての統一を図るために、21年度、22年度について横並びの修正を行っております。これにつきましては事前に皆さんのほうに説明をしたわけですが、大きな内容としては2つほどありまして、収入の中のその他の収入のところでは、収入の各項目の合計が一致するようにその他の収入を計上することとしております。

次に、2番目の次期繰越収支差額についても昨年度と集計方法を変えておりまして、次期繰越収支差額につきましては累積の額を計上するというので、これについては庁内での統一を図ったということで、今回、修正しております。以上であります。

中野委員 その他の収入の22年度の修正額が1,000万を超えているわけですね。また、21年度が600万近く。これは収入計が合わないままで我々は見落としているんですけれども、具体的に何がふえたんですか。事前にしていたからでは通らんです。公式な場でちゃんと説明しなければ。

伊藤建築住宅課長 その他の収入につきましては、昨年度の常任委員会でも説明しまして、昨年までは、その他の収入の中では会計経理上でいうその他の経営収益等を上げておりましたけれども、この数字をそのまま上げますと、今回の経営評価シートでいいます集計欄の合計が合っておりません。ということで、今回はその他の収入はその他の経営収益と特別利益を合計したものを上げておまして、合計の欄を一致するというので統一しております。

中野委員 今回の修正でプラス1,012万5,000円ですね。その部分は特別何とかという部分になるわけですか。私は、事前に詳しく聞くよと言っておったんだから、ちゃんと説明しなさいよ。

伊藤建築住宅課長 以前は、その他の収入は、先ほど言いましたように、その他の経営状況の中の会計上のその他の経営収益だけを上げておまして、合計の欄が合っていなかったということで、今回につきましては、雑収益等もありますので、事業収入と補助金等収入とその他の収入、このその他の収入には雑収入等を含めて、合計の欄のAを合わせたということになります。

中野委員 前年度まではなぜ計上しなくてよかったんでしょうか。

伊藤建築住宅課長 その他の収入につきましては、会計処理上でいうところのその他の部分だけの経営状況の収入を上げていたということで、それ以外の部分は上げていなかったということになります。

中野委員 上げていなかったということが正当化されるんですか。

伊藤建築住宅課長 この評価シートは、会計処理上のある部分を持ってきておまして、明確にあらわしていなかったと。要するに引っ張ってきたところで合計が合わない部分はおかしいということで、今回は合計の分を合わせるために、その他の収入につきましては雑収入等含めて合計を合わせるという意味で訂正をさせていただいているところです。

中野委員 今回は合計を合わせるために計上しました。以前は合わなくてもよかったという認識で合わないまま計上しておった。どっちのほう正しい処理の方法なんですか。

伊藤建築住宅課長 昨年度については表上で合計が合っていなかったというのは、前回の報告書の中でも話をしていたところであります。

中野委員 前年度は口頭だけで、書類上は書かなかったということですね。

伊藤建築住宅課長 はい、そうであります。

中野委員 それをなぜ今度は計上せざるを得なくなったんですか。

伊藤建築住宅課長 今回の評価はこの表の中ですべてをあらわそうということでありまして、収入の合計がAであらわされていますので、その他の収益については全てを含んだ格好で合計を一致させることがわかりやすいということと、合計が一致する方法で計算をするということでの統一を図ったものであります。

中野委員 前年度もこの委員であれば、口頭で説明があつて、収入Aの欄の内訳が違つておつた理由もわかつたと思うんですが、我々が昨年もらった資料はそういう説明はもちろんです。委員でないわけだから。それを合わなままで正当化されるというのは、どうも私は合点がいきません。

それで、今回も住宅公社以外で、家畜改良事業団が別なものを足していなかったということで修正があつて、議会運営委員会で担当部長が謝罪をされましたが、こういう数字を前回は口頭で説明したから……。例え前年度であっても、修正したということをしよっぱなに正式な場でちゃんと説明するべきじゃないですか。それも飛ばしてやっている。

この前新聞に、えびの市の市長あるいは副市長が謝罪をして、みずから減俸処分までしたと載つておりました。間違つた箇所が33カ所という書き方でありましたが、私が聞いたら、小さな文言の違いとかも含めて33、中身は皆さん方

のこれと家畜改良事業団の間違いと全く同じです。前年度の数字の書き方を間違つて提示したというだけの話、似たようなものです。市町村はちゃんと謝罪をする。県は謝罪をしないところ。しても総務部長が謝罪をする。きょう、担当部長もされたかもしれません。将たる人間がちゃんと本会議で謝罪すべきことだと思うんです。処分までは求めませんけれども。

そういう認識で、前年度の数字のあらわし方が、口頭で説明してそれを正当化されても、実際は記述を修正したんだから、修正理由をちゃんと述べてほしい。ここの場合は謝罪は必要じゃないけれども、きちんと説明しておく、あるいはただし書きでも米印でもいいから、末尾にこういうことでしたというのを書いてもらうべきだと思うんです。不親切ですよ。たまたまこの常任委員会のメンバーだったから知り得たということじゃないかんと思うんです。これはずっと永久に残る資料です。後日、前年度のを比較する人がおつたら、なぜ違うのということになるじゃないですか。

濱田県土整備部長 この問題につきまして、昨年度は確かに常任委員会のために、収入合計が合わない形での計上になっておりました、それは、その他の収入以外にまだこういった収入がありますけれども、こういった形で整理しておりますということで御説明はしておりました。今回は庁内統一して合計が合うような形で整理すべきだということで整理し直しまして、今回、委員会で事前にちょっと御説明したんですが、確かに今、中野委員おっしゃいますように、今回、昨年度と集計の仕方を変えたために、その他の収入の額が合わないという形になっておりますということを事前にしっかりと御説明すべきでございました。申しわけござ

いませんでした。

中野委員 それから、次期繰越収支差額の欄についても疑問を呈しておりましたが、御回答ください。

江藤管理課長 今回の報告につきましては、議会条例が制定されたことに伴いまして、昨年度から各法人についてこのような形で報告をさせていただいております。この報告の様式につきましても、昨年度は1回目ということで、今ありましたような解釈上の不統一な面も確認されましたので、そのあたりについては全庁的な統一を図るということで、収入の内訳の項目の取り扱い、考え方等は整理をさせていただいたところであります。

今、委員が言われているのは、次期繰越収支差額の欄自体が要るのかどうかということかと思えますけれども、議会の報告書ということで様式については統一的に定めておりますので、この件につきましては委員からの御意見があったということを総務部のほうに伝えたいと思います。

中野委員 よろしく願いいたします。

私の意見を言わせてもらえば、この収支計算書の中に次期繰越収支差額を表示することはどうも解せない、こういうのをあらわしたければ貸借対照表の中にきちんと整理すべきだと考えております。財務課にはその旨申し上げまして、恐らく修正されると思います。以上、蛇足でしたが。

前田技術企画課長 先ほどの収支バランスについて御説明いたします。経営評価報告書の194ページでは、委員御指摘のとおり中身がおわかりにならないと思っております。ただいまお配りしました資料が平成23年度の財務諸表の中の収支計算書でございます。先ほど私が申し上げ

た数字は、収支計算書の少し黒くなっているところの数字でございまして、11ページの上のほうのマークがついているところが事業活動収入計ということで2億2,991万4,000円余となっております。一番下のほうの事業活動支出計が2億2,799万8,000円、それから2枚目の12ページの上のほうが投資活動収支の部でございまして、特定資産取崩収入ということで2,422万4,000円、下のほうのマークがついているところが投資活動支出計ということで639万9,000円余となっております。冊子になっているほうの正味財産の増減計算書の値でいきますと、御指摘のようにマイナスということで、この資料では財産が減っているという形で整合していないんですけれども、財務指標の収支バランスにつきましては、後からお配りしました収支計算書の値をもって評価をすることにしておりまして、その辺の整合がとれていないことは御指摘のとおりでございます。何が違うかと申しますと、内容的には、正味財産増減計算書でマイナスになっている部分につきましては、減価償却費あるいは退職引当金費用等の実際の支出に伴わないものが正味財産増減計算書には含まれているということで、マイナスという値になっております。

冊子のほうの報告書の133ページを見ていただきたいと思いますが、具体的には、1の(2)経常費用のうち、事業費の上から4行目、退職給付費用とか、その5行下の減価償却費、この辺の経費が正味財産増減計算書の中では計算されることになっております。指標のとり方で混乱しているところですが、内容的には収支計算書のほうで評価をすることにしておりまして、その結果、194ページに示しておりますような実績値が92.2%ということで、達成度

を107.8%としているところでございます。以上でございます。

中野委員 別途見なければ数値を説明できないような欄は変えたほうがいいんじゃないですか。そして今説明を聞くと、現実的には正味財産が減っているんですね。だから、つじつまを合わせるために 我々がもらったこれからすると支出計が低くなる計算。その本元といえは、せっかく積み立てておいた資産を取り崩さざるを得ない、それを収入に計上しておくという計は、194ページを見る以上に危ういと思いました。そういう読み方はできないんですか。先々これは大変ですよ。前部長の児玉さんも大変だと思いますがね。

前田技術企画課長 委員御指摘のとおり、經常収益のほうは82万8,000円のマイナスということでございまして、本来ならばプラス・マイナス・ゼロ、特に今年度から公益財団法人になりましたので、目指すところはそういうことですが、けれども、公益財団のほうで多額の収入を得てもいけないという定めもありますので、その辺も考えながら、できるだけ財産を取り崩さなくてもいいような形で運営していくことにしたいと考えております。以上でございます。

中野委員 マイナスの方向にあることは間違いないですよ。

さっき言った特定資産取崩収入の欄ですが、基金か何か積み立ててあるんでしょう。それを取り崩したということで2,422万4,000円されておるわけだけれども、残高が幾らぐらいあるんですか。

前田技術企画課長 当推進機構には現金での預金が約1億6,000万円、それから国債で約2億円の基金がございまして。

中野委員 今言われたことは、この貸借対照

表の正味財産云々のところにはあらわされているんですか。今、4億400万という残がありますよね。今言われたのはその中の内訳ということですか。

前田技術企画課長 当推進機構の財産といたしましては、資料の132ページの 資産の部の流動資産の合計が1億8,576万7,000円余、基本財産の合計が3,000万円、特定資産の合計が2億1,047万円余、その他の財産として固定資産等がございまして、資産といたしましては合計で4億2,937万7,000円強でございます。

中野委員 さっき言われた国債の2億というのは、公共事業円滑化支援特定資産を指しているんですか。

前田技術企画課長 はい、この2億円でございます。

中野委員 資産とは書いてあるけど、国債と書かないとわからないんじゃないですか。さっきは国債と言われましたよね。国債なんですか。

前田技術企画課長 はい、国債の形で所有しております。

中野委員 まだ資産がたくさんあるから、特に流動資産も1億8,500万あるから、経営上は大丈夫だということですね。しかし、これを取り崩さなければならない状況にはあるということですから、収支のほう、きちんとマイナスにならないように努力してください。

そしてまた、さっきの指標の見方を、ぐだぐだせな説明ができんようなものを書かないで、幾ら財務課が統一しても、ちゃんと財務課にも説明して、統一できないところは統一できないままで書くべきだと思います。そういうことをお願いしたいと思います。

山下委員長 それでは、その他報告事項に関

する説明を求めます。

谷口道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の8ページをお開きください。県の道路公社が管理運営しております小倉ヶ浜有料道路無料化につきまして、県としての方針を決定いたしましたので御報告いたします。

まず、無料化するに至った背景でございますが、(1)、(2)に記載しておりますように、小倉ヶ浜有料道路につきましては平成25年5月9日で料金徴収期限を迎えることとなりますが、制度上は認められています料金徴収期限の延長をしたとしても、一定額の出資金の償還は見込めるものの、全額の償還は現在の利用交通量から困難な状況にあること。また、(3)にありますように、平成25年度には東九州自動車道の日向 都農間が開通予定であり、高速道路インターチェンジからの細島港へのアクセス機能の向上を図る必要があり、細島港の利用促進にもつながること。また、地元の日向市や経済界等からも無料化への強い要望をいただいていたことがございます。

これらの背景を踏まえて決定した、2の方針であります。まず(1)ですが、料金徴収期限後の平成25年5月10日から道路施設は県に帰属し、無料開放することにいたしました。また(2)でございますが、県が出資しております出資金2億2,000万円につきましては、その返還を猶予し、一ツ葉有料道路の出資金とあわせて返還させることといたしました。

3の今後の無料化に向けての手續でございますが、次の11月議会に道路公社の定款変更認可申請に係る議案を提出し議決をいただいた上で、国土交通省への変更認可申請を行うこととしております。

4には、参考資料として、小倉ヶ浜有料道路及び一ツ葉有料道路の事業費、県出資金、料金徴収期限日を記載しております。

なお、表の下の米印にありますように、一ツ葉有料道路の料金収入から小倉ヶ浜有料道路の民間からの借入金の返済に充てた約4億5,000万円につきましては、今回の無料化に当たりまして、一ツ葉有料道路の損失補てん引当金による会計処理ということで確定したいと考えております。

説明は以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑を賜ります。

緒嶋委員 有料道路等の今言われた話は大変意義ある決定だと思うんですけども、一ツ葉有料道路は、借入金がどうなるかよくわかりませんが、今後の見通しはこのとおり、無料化するとしても平成32年まで引っ張らないと仕方がないんですか。

谷口道路建設課長 一ツ葉有料道路につきましては、先ほど御説明しました小倉ヶ浜有料道路の2億2,000万円の出資金と一ツ葉への出資金がありまして、それを合わせて約29億8,700万円を料金徴収日までに積み立てて一括返すような形になります。今後の交通量にもよりますが、23年度の交通量での試算、これは平成22年度に行われた無料化の社会実験の影響を受けてかなり減っている状況の交通量を維持できれば、29億8,700万円は32年2月までに返済できるのではないかと試算は立っております。言われましたように、今後の交通量が伸びることがありますと、当然それよりも早く無料開放になりますので、県といたしましては引き続き、利用促進といいますが、一ツ葉有料道路

の通行台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

緒嶋委員 県北の人から見れば、西都から宮崎西に行くよりも、西都から春田バイパス、佐土原のほうを流れて、宮崎市内に行くのには一番スムーズです。向こうは迂回して宮崎に入るようなものである。将来、全体の流れから言うと、無料化することによって逆に、東九州の西都まで乗ってこれに来る。そうでないと、開通しても高鍋から新富を流れてこちらに来るといような流れであって、東九州の利用者は、県北の人から見れば、都城に行くときは乗りますけど、それ以外のときは余りふえないんじゃないかという気がします。ここを無料化することによって、佐土原からこちらに行かれるということで東九州の利用者がふえる。でないと、高速道路に乗っても宮崎西まで行くということになると、県北の人は抵抗があるのではないかという気もします。これを無料化することによって有料道路の利用率を上げることにもつながるんじゃないかという気がしてならないです。そのような私の解釈は間違っていますか。

谷口道路建設課長 委員おっしゃっていることだと思います。ただ、厳しい県の財政状況がございまして、直ちに開放となりますと約30億の出資金を放棄しなければならなくなります。一ツ葉有料道路については黒字路線でございまして、着実にこの負債は返せるということもございまして、当面は予定どおりの32年2月ということできたいとは思っておりますが、28年度に広瀬バイパスが完成予定ですので、その辺の交通の動向等見ながら、あるいは出資金の返済状況等も見ながら検討はしなければならないと思っておりますけど、当面は予定どおりの

無料化の時期というふうに考えております。

緒嶋委員 今言われたとおりだろうとは思いますが、一年でも早く無料化になればいいなという思いを込めての意見でございますので、交通量がふえて償還が前倒しになるようにみんなで努力する必要もあるのかなと思いません。ありがとうございました。

山下委員長 その他でほかにありませんか。

ないようですので、以上をもって県土整備部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時55分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、24日に行いたいと思います。

開会時刻を13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

何もありませんでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前11時56分散会

平成24年9月24日(月曜日)

午前10時30分再会

出席委員(8人)

委員長	山下博三
副委員長	重松幸次郎
委員	緒嶋雅晃
委員	中野一則
委員	押川修一郎
委員	右松隆央
委員	田口雄二
委員	函師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米原隆夫
商工観光労働部次長	成合修
企業立地推進局長	福田裕幸
観光交流推進局長	安田宏士
商工政策課長	中田哲朗
金融対策室長	菓子野信男
工業支援課長	田中保通
商業支援課長	椎重明
労働政策課長	山之内点
地域雇用対策室長	平原利明
企業立地課長	黒木秀樹
観光推進課長	向畑公俊
みやざきアピール課長	井手義哉
工業技術センター所長	勢井史人
食品開発センター所長	工藤哲三
県立産業技術専門校長	篠田良廣

事務局職員出席者

議事課主査	関谷幸二
議事課主任主事	大山孝治

山下委員長 委員会を再開いたします。

緊急な委員会ということでお集まりをいただきました。

内容につきましては、皆さん御案内のように、金曜日の午後、えびの高原の施設を見学に行ってくださいまして、今回の第2号議案の予算措置で妥当なのかどうか、安全確保が担保できないんじゃないかという疑念がさらに強まったという思いで、その問題をどう解決すべきか、緊急的な常任委員会を開かせていただいたところです。

実はその後、私のほうにも、執行部からの見直し案とか、何とか今回の予算に対して採択してほしいという要望も来ております。それについてはそれなりの考え方を出示していただくということで、今から説明をするということで控えておりますので、そういう方向できょうは進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、執行部に入ってくださいます。

きょうは、緊急的な商工建設常任委員会ということで開催させていただき、執行部の皆様方に出席をいただきました。

今議会に上程されております議案第2号えびの高原の施設整備に関する予算について、満足いく予算なのかどうか疑念が発生をいたしました。私たちも、金曜日の午後、現地視察をいたしまして、この内容について、本当に安全の確保が担保できるかということに対してさらなる疑念を深めたところであります。そのことで皆

様方とも話し合いを何回かしてくる中で、私たちも問題点を出してきましたから、それに対する皆さん方の考え方も聞かせていただきたいと思いますので、きょうは招集をかけましたので、ぜひその点について説明をしていただくとありがたいと思っています。

米原商工観光労働部長 今回の特別会計の補正予算につきましては、いろいろ御心配をおかけしまして、申しわけございません。また、さまざまな御意見をいただき、金曜日には現地まで足をお運びいただきまして、ありがとうございます。

22年度の工事につきまして幾つか御指摘等もありましたので、まずそこから御説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては観光推進課長から説明させます。

向畑観光推進課長 22年度のフェンス工事につきまして御説明申し上げます。

22年度のフェンス工事につきましては、施設の更新を基本として、従前との変更も小幅なものでありましたことから、商工観光労働部のほうで担当させていただきました。結果として今回の修繕という形になっております。まことに申しわけないと思います。

今回の安全性の根拠でございますが、北側のフェンスの修繕に関しましては、架台下のアスファルトの排水溝について、凍上現象を抑制するため排水溝を設置いたします。それと、現在ある支柱を除去して架台下後部にH鋼を取り付けるとともに、H鋼等部材とのボルトの穴にゆとりを持たせることにしております。また、現場でも土台が脆弱だという御指摘もございまして、土台をやりかえコンクリートの厚さ等を高める対応をさせていただきたいと考えております。

こういった修繕に当たりましては、専門業者のほうからいろいろとお話を伺っていたんですけども、こういった事案が発生したとき、錯誤がわかった段階から、3月中に2回ほど現地を見ていただきまして、その報告書をもとに4月に基本設計をさせていただきました。この基本設計をもとに毎月のように専門の業者さんと協議を重ねまして、7月末には、今回御提案させていただきました中身となったところでございます。

米原商工観光労働部長 続けまして、今お配りしている資料まで御説明申し上げたいと思います。先ほど観光推進課長がお答えしましたけれども、今、お手元にA4・2枚つづりのものを御用意させていただいております。「修繕工事の変更案について」という資料でございます。左側が当初案、右側が変更案となっております。北側フェンスのコンクリート土台でございます。当初案が左側にあるサイズでございますが、これを右側のように、幅が40センチ、長さが80センチ、深さ30センチ、そして鉄筋入りという形で土台を変更させていただきたいと考えております。

2番目でございますが、この土台に取りつけるH鋼のボルトの直径を12ミリから20ミリに大きくさせていただきたいと思っております。これによりまして断面積が2.8倍になりますので強度が増すと考えております。それから長さのほうも、右側にありますように30センチとさせていただきます。それから、その下にございましては、今回、フェンスが傾いた要因、凍結したときの圧力がかなり強いということで、左側の一番下にありますように、当初案でもボルトの穴にゆとりを持たせて凍結の圧力を緩和させようと考えていたんですが、さらに安全度を見まし

て、コンサルタントの助言等を伺った上で、右側にありますような圧力を緩和するためのボルト穴をルーズ穴にして、氷が押した場合にその圧力を吸収できるような形に変更させていただきたいと思っております。

それから、その次の写真を見ていただきたいんですが、これは現地でごらんいただいたとおりでございます。一番上は、22年度の工事をしたときにアスファルトをカッターで切った跡が残っています。ここに雨水等が入って中が凍結したということでございます。その下の2枚は、土台の部分がひび割れを起こしたり破損をしたりという状況がございましたので、水の浸入がないようにあわせて修復をさせていただきたいと思っております。

以上のような変更といえますか追加の措置を講じることによりまして、冬場の今回のシーズンに備えさせていただきたいと思っておりますが、営業するに当たりまして、利用者の安全確保はもちろんのことですが、とりわけ今回の工事箇所に係る部分の安全点検については、これまで以上に徹底をさせて、指定管理者だけでなく県からも随時現地を訪れて点検をさせていただきたいと考えているところでございます。

資料の説明については以上でございます。

山下委員長 私から確認したいと思うんですが、この設計変更というのは、フェンスのモタセがあった部分の変更ですか、南側のフェンス全体の基礎の変更じゃないんですか。

米原商工観光労働部長 1枚目のペーパーにあるものは、今回の北側フェンスについての工事の変更でございます。

山下委員長 確認します。南側を我々が見たときに、見越設計の説明では3センチぐらい浮いていたというわけです。それは基礎部分が持

ち上がって、氷が解けた時点でまた沈んできた。我々が指摘したのは、今の基礎ではだめです。すねという話をしたと思うんですが、その部分の改善策というのは今回全然出されていないのでしょうか。

米原商工観光労働部長 先ほど原状修復と申し上げました。もちろん破損したりひび割れがしているところを一度とりまして、改めてそこにH鋼等含めて取り付けをするということで考えております。

山下委員長 私は、基礎の部分の写真が撮ってありましたから、それを出してくださいというお願いをしておったんですが、準備されていないんですけど。

私のほうできのうお願いをいたしまして、平成22年度時点での設計の基礎、そして安全性はどういう中で担保されたのかの説明と写真を要求しておりましたから、ここでその説明をしていただきたいと思います。

安田観光交流推進局長 今お手元にお配りしました資料は、22年度のスポレク施設の工事の内容でございます。1枚目ですが、この年は合計で2億1,817万4,000円の工事を行っております。今回問題になっております屋外リンクは、一番上のスポレク施設修繕工事2,854万3,000円のうち、1,470万4,000円で屋外リンクの修繕工事を行っております。

1枚はぐっていただきますと、この写真が22年の工事前の状況であります。一番下の写真を見ていただきますと、フェンスの取り付けが直接アスファルトにとめてある状況がごらんいただけたと思います。その次のページには全体の様子をお示しいたしております。この状況を更新ということで、次のページになりますけれども、アスファルトをカッターで取り除きまして

クラッシャーランを入れた後、12センチの穴をつくりましてコンクリートを流し込み、フェンスを取りつけている状況でございます。

6ページには、大変小さくて申しわけないんですが、図面をつけております。上側が南でA、北側はBです。7ページをはぐっていただきますと、南側の支柱A - 42カ所とあり、左下に基礎が出ております。ここにありましており、10センチのクラッシャーを入れて12センチのセメントを流し込んでいる状況であります。次の8ページは北側です。支柱はありますけれども、ベースになる部分につきましては、左下にありましており南と同じような基礎で工事しております。

22年度の工事の内容につきましては以上であります。

右松委員 我々が何のために現地調査したかが反映されていないというのが率直な感想です。北側のフェンスの修繕案について出ましたけれども、南側もコンクリートの支柱基礎部分が壊れていました。亀裂も入っているわけです。北側フェンスのコンクリ土台は、変更案で30センチ、ボルトも30センチとなっておりますけど、これは南側もやるということですか。

安田観光交流推進局長 今回の改善案につきましては、北側については先ほど説明したことでやらせていただき、南側につきましては、壊れているところは1回セメントをとって原状に修復をしたいと。委員長からも御指摘がありました、カッター跡等については埋めて雨水の浸水を防ぎたいという形で御説明をさせていただきました。

右松委員 原状に回復するということは、そのままの状態でも亀裂も穴埋めをします。その状態で、シーズンのときに浮き上がって同じよう

な状況になると考えられないですか。

米原商工観光労働部長 コーナーとか西側には多かったと思うんですが、それにつきましては、先ほど私や局長がお答えしたとおりです。ただ、かなり氷の圧力がかかるという状況は、今回の北側フェンスでもはっきりしておりますし、ルーズ穴のような工夫を加えていきたいと考えております。

中野委員 質問させていただきませんが、土日は行かれたという話ですが、次長も部長も行かれたんですか。それで現場の内容がわかっていらっしゃると思うんです。でないとならぬ右松委員のような質問が出ないと思うんだけど。

米原商工観光労働部長 土曜日に、私、次長等が参ってつぶさに見せていただきました。箇所数等も目視できる範囲で確認をしまして、これは原状回復しなきゃいけないということを私自身も強く思いまして、先ほどから御説明しているようなことで対応したいと考えているところでございます。

中野委員 もう一回言いますが、最初もらった資料、一番上の表は北側だけを変更したいという案の図面ですね。

安田観光交流推進局長 はい、そのとおりです。

中野委員 2枚目の写真は、北側の写真ですか。

安田観光交流推進局長 南側及び両脇のコーナーあたりの写真をお示ししております。

中野委員 では、2枚目の写真は何を言いたかったんですか。

安田観光交流推進局長 現地でのこういったものについて対応の必要があるということで、先ほど言いましたように基礎から修復をしたいということで、現状の写真をつけて説明をさせ

ていただいたものであります。

中野委員 カッター跡があったり、新たに出てきた。これを穴埋めをしたいと、こういうことの補修工事をしたいということで出された写真ということですね。

安田観光交流推進局長 はい、そういった趣旨でございます。

中野委員 1ページのこんなふうにするというのは、写真でわかるんですか。現場を見ただけで、記憶違いもあるんですが、こんなふうにしたいという写真はどこを見ればいいんですか。5ページでいいですか。

向畑観光推進課長 5ページの箇所でございます。

山下委員長 私が非常に疑念を持っているのは、22年に2億1,800万の予算措置をして設備を新たにして、観光推進をしたいということでこれだけの設備をされたと思うんですが、2年目にしてシーズン途中でふくあいが出て非常に危険な状況になってきたと。そのことを中心に今回提案をされたところですが、今回提案されている予算の内容について、私たちが現地を見てさらに疑問を持ったのは、この予算で本当に安全確保ができるのかが1つ目の疑問点。

そして、全体の設備を見て回りましたら、南側の基礎の部分まで持ち上げたということを聞いておりましたが、そのことの安全確保に今回全然配慮がなされていない、そのことが2つ目の疑問点。

3つ目が、いろいろ話をしてきた中で、皆さん方から言われたのは、東京の一流のコンサルが入って、今回はこの程度の設備修理で安全、大丈夫だということを何回となく言われました。私たちが現地を見て回ったときに、東京のコンサルということをおなた方が非常に自信を

持って言われたことに、さらに不信を持ったんです。全体を調査入れて、何でこれが安全確保ができたのか、そのことに対しての不信を今非常に持っている。その点を明確に説明していただくとありがたいと思います。

向畑観光推進課長 安全確保の面でございます。私どもが今回の事案を受けて一番懸念を持ったのが、北側の傾きが強い、そして氷の圧力が強いということで、まずもってそこを対応しなくちゃいけないんじゃないかということがございましたから、今回の案件については、私どもは知見がございませんでしたので、スケートについて詳しいと言われる方々に御意見を求めさせていただきました。その意見をもとに出たのが、現工法によって凍結圧力が緩和できるというお話がありましたものですから、意見をいただいたことを受けて、今回設計をさせていただいたところでございます。そしてこの工法によって修復した部分について御懸念があられるように、私どもも持っておりますので、しっかり安全確認をやっていく、毎日のように指定管理者のほうで見ていただく、私どものほうも確認に行くという形で対応させていただければと思っております。

くどいようですけれども、今回の更新に当たって、フェンスが倒れていくことが一番懸念するところではございましたから、そういったことがない工法が今回の修復によってなされると伺っております、そういった形をお願いしたところでございます。

山下委員長 その東京コンサルの名前と、現場打ち合わせをいつされたのか。そのときにかかった費用はどれぐらいか教えてください。

向畑観光推進課長 会社はパティネレジャーという会社でございます。

山下委員長 株式会社ですか。

向畑観光推進課長 はい。

山下委員長 いつ。

向畑観光推進課長 今回、東京パティネレジャーをお願いしたのが、指定管理者の宮交ショップアンドレストランの確認だったものですから、日にちについてはまだ確認しておりません。3月16日に現地を確認してもらっております。計2回現地確認をいただいたところでございます。

山下委員長 県は2回とも立ち会っていないんですか。

向畑観光推進課長 立ち会っておりません。

山下委員長 そして予算はどこがどれだけ負担したんですか。

向畑観光推進課長 予算につきましては、宮交ショップアンドレストランのほうで対応させていただいております。

山下委員長 幾らかかったかわかっていないんですか。

向畑観光推進課長 金額については確認しておりません。現地調査のときには指定管理者と基本設計をされた方が協議しております。それから先は一緒に協議させていただいて、今後の対応策を検討したところでございます。

山下委員長 確認していきます。それでは、東京のコンサル会社は何回県と話し合いをして、今回の安全対策の結論が出た経過を説明してください。

向畑観光推進課長 4月9日に基本設計ができ上がってきました。その間にも電話で何度か話をしていたんですけれども、詳細について御意見をいただくということで、直接お会いはしておりませんが、電話なりファクス、メールで意見交換をさせていただいております。最終的

に7月には今回の基本設計ができ上がったところでございます。

山下委員長 これだけ2年目にふぐあいが出た中で、私が疑問に思ったのは、当初、指定管理者の宮交さんに丸投げしておいて、そこである基本的なことは話をされているんですよね。県として、最初からこういう話し合いに入っていないのか、そのことが疑問点の一つ。

それと、皆さん方は、私たちの今回の重なる疑問に対して、東京のこういう一流のコンサルがしたんだと。あなた方は必死で安全性は大丈夫ですということをおっしゃったんです。何をもって安全だということが言えるのか、そのことが私たちが非常に疑問を持ったところです。それで今、一つ一つ確認したところです。基本的なやり直しに対して、私たちが疑問を持つ前に皆さん方が持っていなかったことが一つの疑問点と、相対的に基礎の部分の見直しまで東京のコンサルが指摘していなかったことに対して、私たちはどうしても疑念を持つんです。我々が言わないとそのままだったわけでしょう。一番安全確保のチェックを入れないといけない南側の部分、基礎が浮き上がっていたという話は皆さんされていたわけですね。当初設計の図面を見せていただくと、10センチぐらいしか生コンも入れていない、亀裂が生じている。皆さん方は必死で、ここは寒くて氷の張りが違うんです、長野の軽井沢とも違うぐらい寒いところですよと、今回曲がった部分の正当性の理由としておっしゃったんでしょうけど、あれだけひび割れがして、そこに水が浸透していくと何倍という勢いで膨張すると思うんです。

私どもが非常に心配したのは、あそこを何とかしないことには、去年は3センチで済んだか

わからんけど、余計水が入っていくと、10センチ以上膨張したときに段差ができて倒伏する可能性がある、途中でがらんと割れる可能性が出てくるということを非常に心配したんです。何であなた方や東京のコンサルはその辺まで安全確保という議論がなされなかったのか、そのことがどうしても不安だったんです。そのことに対して皆さん方は説明責任がある。我々が話しているのはそういう結論です。安全担保についてぴしゃっとした皆さん方の説明がないことには、今回の予算の見直しは無理なのかなという思いです。

中野委員 今の関連で重複する面もあるし、前の繰り返しになるかもしれませんが、まず、破損の始まりですが、おとといの新聞報道によると、ことしの1月下旬から押し出されたような書き方がしてあったんですが、先日、我々には2月8日に破損が開始したと言われました。どっちが正確性があるのか確認させてください。破損の開始だけ教えてください。

向畑観光推進課長 フェンスの傾斜が大きくなったのは2月8日と聞いております。ただ、1月末には傾いているんじゃないかなと感じる程度だったという報告でございます。

中野委員 実際は1月ごろから壊れだしたという話ですね。それを我々には、2月8日に破損が開始されたと確かに言われました。県がそれを承知したのは2月12日と言われたましたが、それは間違いはないですか。

向畑観光推進課長 間違いございません。

中野委員 そして現地には2月16日に確認しに行かれたと言われましたよね。それは間違いはないですか。

向畑観光推進課長 はい、間違いございません。

中野委員 最初の起こりは余り把握されていないような感じがしてならんとですがね。

それから、3月28日に関係者で協議をしたと言われましたが、3月28日の協議には東京パティネレジャーというのは入っておられたんですか。

向畑観光推進課長 入っておりません。

中野委員 先ほど説明があった3月16日以前と3月16日にパティネレジャーが現地確認で来られたということですよ。

向畑観光推進課長 そうです。

中野委員 結局、これと呼んで来てもらって現地でのいろいろな確認をしたのは指定管理者の宮交関係の会社だけで、県は全く入っていなかったということですがね。

向畑観光推進課長 コンサルとの現地での協議はしておりませんが、報告を受けた後、協議は行わせていただいております。

中野委員 それで、さっき言った3月28日の関係者協議というのは、コンサルが現地確認されたことを受けて、そのときに初めて県も入って協議をしたということの先日の説明だったんですか。

向畑観光推進課長 おっしゃるとおりです。

中野委員 そのときには見越設計も既に入っていたんですか。

向畑観光推進課長 入っております。

中野委員 そして設計は4月2日から9日までの間を委託期間ということで、少なくとも4月9日には設計ができ上がったということですか。

向畑観光推進課長 基本設計ができ上がっております。

中野委員 そして先ほどは7月までかけて毎月のように協議をしたと言われましたが、その

協議とは何だったんですか。

向畑観光推進課長 基本設計の詳細について私どもはわからないところがございますので、そのわからないところをお尋ねし、そして今回お願いしている基本設計をつくられた方の御意見も伺いながら、3者での意見調整、それと指定管理者と、もう凍っておりませんでしたので、今までの状況をお互いが確認し合ったところでございます。

中野委員 そういう協議をされて、基本設計が4月9日までにでき上がった。その設計にまた修正もあったんですか。

向畑観光推進課長 ありました。

中野委員 その設計のぴしゃっとしたのは、我々はまだもらってないですよ。それに基づいて今回の予算も含めた大まかな設計というのは、先日もらった3枚つづりのペーパーですか。

向畑観光推進課長 委員に一番最初に配っております左側の図面でございます。この資料の右側のとおりでございます。

中野委員 これが見越さんがつくった設計書ですか。

向畑観光推進課長 そのとおりでございます。

中野委員 数字も何も抜けている。こういう設計書があるんですか。

安田観光交流推進局長 委員の皆さんにお配りしている当初の設計書は見越設計がつくっていますが、お配りしているのは、最初に説明いたしましたこの図面のこちら側が当初、委員会に御提案した案でございます。御指摘いただきました設計書はこれでございます。

中野委員 設計書といたら、正面図から平面図、立面図いろんなのを入れて設計書という

んです。それを聞きたいんです。もらってなければもらってないでいいんです。

聞きたいのは、見越設計も専門家等のあれは全くないわけですね。

向畑観光推進課長 見越さんは現場で確認はしております。

済みません。間違っておりました。一緒の協議はしてありません。ただ、コンサルがつくられた報告書をもとに協議を重ねているところでございます。

中野委員 言いたいのは、設計をされた見越さんもあなた方も、専門といわれる人とは1回も会っていないということでしょう。

向畑観光推進課長 お会いはしていません。

中野委員 専門の人の意をどんなふう設計に反映させるか。また、協議を毎月されて、7月にされて設計も修正されたようであります。そして今回、工事をしようという最終案まで出た。それは、あなたたちが指定管理者で募集して決めた運営する会社に任せ切りの話ですがね。運営は指定管理者だけど、施設の管理とか修繕も含めて県総務部がしなくちゃならんんじゃないですか。そこが大きく間違っているんじゃないですか、いかがですか。

向畑観光推進課長 委員のおっしゃるとおりだと思いますが、今回の案件に関しましてふぐあいの詳細な内容を一番わかっていたのが、毎日見ていらっしゃる指定管理者であったことから、指定管理者のほうで協議をさせていただいたところでございます。

中野委員 そんなことではいけません。本来なら、素人のあなたたちが、リンク場のフェンスをつくりたいということで、営繕課にも確認せずをお願いしたと言いましたよね。せめて当

時設計した設計会社との連携をするべきじゃなかったんですか。それが壊れたんですから。

向畑観光推進課長 今回の協議の中には施工業者の方も中に入っておつくりになっておりますので、指定管理者と見越設計と当時の施工業者と協議はしております。

中野委員 今のは当時の設計者もですか。

向畑観光推進課長 最初、施工業者、そして設計業者も入って協議をさせていただいております。

中野委員 さっきの3月28日という日がその日だったんですか。

向畑観光推進課長 3月28日は、施工業者と基本設計された方と指定管理者、6月27日に、指定管理者、今回の基本設計をされた見越設計、そして前の工事の設計業者と営繕課が入っております。

中野委員 あなたたちの言うのは、一回一回違うわけじゃないけど、具体性がなかったり、聞くから答えるんだけど、聞かなければ積極的に答えないというか教えない。いかがなものかと思えます。事ここに至ってですよ。だから、そういう関連のことをきちっとしてほしいと思えます。

これを理解したわけではありませんが、さっき委員長が要求してもらった冊子に、今度の工事は、当初、支柱の除去と言われましたよね。排水溝を幾らつくって支柱の除去と。この支柱というのは突っかい棒のことを意味しているんですか。

向畑観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。

中野委員 そうすると、施設をやりかえるというのは、支柱はないリンク場になるということですか。

向畑観光推進課長 そういった形になります。

中野委員 それで、さっきもらった昔のを見れば、昔のは全部支柱があります。密度は少ないのかどうか、私もよく行っていたのに忘れておりましたが、支柱があるリンク場です。支柱がないリンク場にするという意味ですか。

向畑観光推進課長 北側については支柱をとる形になります。

中野委員 では、南側は支柱があったのをこのように……。

向畑観光推進課長 済みません。支柱のないリンクになります。

中野委員 それで本当に安全性は保たれるんですか。

向畑観光推進課長 今回、支柱があったがために押し出してしまったという建設コンサルタントからの話を伺っております。先ほど部長も説明申し上げましたけれども、ゆとりを持たせることによって安全性が担保されると伺っているところでございます。

中野委員 つけなくてもいいと言ったのは誰ですか。

向畑観光推進課長 国土開発コンサルタントでございます。

山下委員長 今、中野委員が言われたのは、突っかい棒をとっても安全だよと言ったのはどこかと。

向畑観光推進課長 パティネレジャーでございます。

中野委員 言ったのは指定管理者ですがね。パティネレジャーとは会っていないんですがね。

向畑観光推進課長 パティネレジャーが作成した報告書によってでございます。

中野委員 以前のものは支えがあって、今回は必要でないという言い方はいかなるものですか。南側のほうは、今回のを端的に言えば、こっちには支柱が立っていたんだけれども、氷の圧力が直接根っこのほうにかかったので、支柱に圧力がかかって力が下に行って何本もあるボルトを折って10メートル外側に落ちたという話です。今度は突っかい棒をとれば上下運動するという話ですが、南側のほうは、支えがなかったからか上下運動したというだけのことだけれども、突っかい棒がなかったら、単なる上下運動ばかりで支柱が立っているものですか。ましてや南側のほうはひびが入ったところだけ埋めるということでした。当初はひび割れはしなかったかもしれんけれども、この2年間にじわりじわりと少しずつ水が中に入って、南側のほうもかなり水が浸透しておって、今降る雨も中に浸透しておって、コンクリートの基礎が、土台だけじゃなくて、全体的にひびが入ったりして相対的に崩れるんじゃないかと思うんです。だから、そういう工事も含めて抜本的な工事をせざるを得んのではないかということと、専門家、専門家と言われたところが突っかい棒を外しても大丈夫だというけれども、以前のものは全部一種の突っかい棒があるんです。だからもっておるんじゃないかと思うんです。

安田観光交流推進局長 大変重たい御指摘でございますが、当初、補正予算で提案させていただいた、当初から北側については支柱をとろうということで御提案をさせていただきました。このことにつきましては、先ほど課長が御説明しましたように、パティネレジャーの報告書をもとに、今回設計をいただきました見越設計も入っていただいて、強度については大丈夫ということなんです。私も素人でうまく説明できる

かわかりませんが、円形のものなので、今回、確かに氷のすごい圧力では外に出たけれども、スケート場のフェンスとしては、全体がかちっと組み上がっているのです。そういったことはないんだという専門的な知見から、もともと南側はなかったもので、北側の支柱をとろうということで御提案をいただいたと伺っております。フェンスが倒壊することはないという設計者の御意見を踏まえて、今回、補正予算案をお願いしたという経緯でございます。

中野委員 南側のほうは2年前に、改築ではなかったけれども、現実には上下運動してボルトが外れたり、コンクリートが壊れたり、アスファルトにひびが入ったりしていますがね。これが今から拡大する可能性が非常に大きいですよ。北側のほうもやがてそういうことになるんじゃないですか。これはつくった施設を壊しながら維持していくという方式ですよ。つくったものは壊れないように維持するのが施設だと思いの、壊しながら維持するというのは、いずれ全部壊れますよ。私に言わせればそんなふうにするのはおかしいです。そしてまた、以前のものは何で支えが必要だったんですか。

押川委員 先ほど中野委員から出ていますとおり、以前、支柱があって、今回、その支柱があったことで内側からの膨張によって下のほうで10センチ外側に出て上が倒れてきたという説明です。今回はそこに土台を置いたわけですよ。以前はアスファルトに直接支柱は支えとしてあったわけですね。そこらあたりのことも専門の方と検討されて、今回出された案のほうで安全だという確認がとれて、こういう方向で見越さんが設計されたのか。そこらあたりの状況はどうなっているんですか。

安田観光交流推進局長 委員が御指摘のとおり

り、以前はアスファルトに直接支柱を打ち込んでいます。今回の設計者、コンサルの方も、記録は残ってないけど、当時もフェンスを支えごと押してたんだらう。ただアスファルトに直接打ち込んでいるということで、アスファルトがもともとルーズな部分がありますので、外に押されてたんだらうと。今回、22年の工事でベースにセメントを置くことで、そこがはっきりと表に出てきたと伺っています。

ただ、先ほど部長が説明しました案は、北側につきましては、12センチとありますが、圧力はあるものとして壁自体を外に逃がす構造にすることで、氷に対する対応が可能になるということで、当初私どもが提案していたものに比べて先生方の御指摘をいただいて、より改善されたものになるということで、建築関係のコンサルの方、あるいは先ほどから出ています東京のコンサル、あるいは土木の技術の方に伺っても、従来お願いしたものに比べると、今回、変更案ということで出されたものについては、より安全性が高まっているということで、今回お願いをしたものであります。

押川委員 我々が現場を見せてもらって感じたことは、今ずっと出ていますとおり、安全性が100%とは言えないかもしれないけれども、安全性というのが、東京の専門のパティネリジャーの方とか設計者の方、皆さん方の口から出てこない、自信を持って、今回壊れたけれども、今回のものは安全性を十分担保したということが言い切れるか言い切れないかだと思うんです。それを皆さん方が確認をされて、議論の中に入ってそのことができていないのか、最終的にはそこだと思うんです。我々も素人、素人だからこそ事故があったら困るわけなんです。そのことについて我々は今議

論しているわけですから、そのことをしっかり皆さん方が生の声として、東京の専門家と話をしようというものを出しているか出していないかということの中での確認をしていかないと、そこらあたりが私たちとしてはどうも不安だというのが今の意見だらうと思っています。そこあたりの確認はとれるんですかとれないんですか。支柱がなくても遊びができることによって安全なんだということが言い切れるか言い切れないかだと思うんです。

米原商工観光労働部長 今、垂直に1つフェンスがありまして、それを斜めで支えている。下は垂直のものが押さえて斜めにもがっちりしているということで、一種のトラス構造になっています。したがって、これになっているものが、リンクはここですから、これが支柱といたしますと、下が押さえていて、ここはがっちり残っているんです。意見として出たのは、土木の関係者では、これが余りにも強固過ぎて、ここを逃がすところが全然なかったことで、ここをとめているボルトが耐え切れなかった。だから今回はこれを外して、今度はL字型で支える。H鋼で支えて、そこをルーズ穴にして動くようにする。そのことで下の氷結した圧力を少し逃がすという形で安全であろうと。そしてさらに変更案につきましては、ルーズ穴のところをもう少し余裕を持たせたということ、それから基礎は少し強化をして、支柱がない部分をカバーしていくということで考えております。

押川委員 2年前にこれだけ予算をかけて新たに整備をされたわけで、これが2年ももたなかったということが、我々としても当時の設計施工に対して不満があるわけです。1年半ぐらいで修理をしなくちゃいけないような状況が出

るといふこと自体、皆さん方がそこにタッチしながら、十分やっておられたのかなといふことが一つあるわけです。今までずっと聞いていると、管理者任せとか、そういう方々にいろんなことを聞いて皆さん方が来ているという状況。先ほどからありますように、施設の管理は皆さん方がされて当然、そして運営は指定管理者でもいいんでしょうけれども、そこが今回議論の一番のところだと思うんです。2～3日あったわけだから、東京の方でもいいから専門の方を呼ぶなり何なり、我々に説明ができるようなもので我々としても安全を担保したいといふのが一番のことですから、そこが私としては一番言いたかったところです。

中野委員 安全性が100%本当に担保されるかといふことは非常に疑問があります。もともとが支えがあっているんですから、それを全部取り外して、果たして南側の上下運動ばかりでいいのか。上に力がかかったからこっちに来たんだと思うから、全部外側に倒れないのか。そういう危険性があるのかどうかといふこと。

それから、我々は本当はこういう技術的なところまで現場を見たから言う話で、あなたたちも素人、我々も素人、素人だけで議論したって何にもなりません。コンサルと話しました、協議いたしましたじゃなくて、ちゃんと専門のところに、こういう原因はどのようにことになったのか、本当の意味の知見のある人たち、大学教授など専門家と協議を経て報告書をもって、それをもとにして万全の策はどういう形がいいのかといふことを出して物をつくらないと、もし安全性に瑕疵があって営業すれば、始まってもすぐ中止ですがね。やめなければなりません。こういう不安定なものを、1年間に2万人も来るような施設、もっともっと来ても

らわなければならない、土日だけ来るんですから。何百人という人があそこの中ですから、スピードを出す競技でしょう。子供たちもいる競技、そういう中で安全性がどのくらい担保できるか。

それと、ちょっと中座しなければなりませんから言わせてもらうと、我々は予算を審議する立場です。今回こうなったといふことで、予算づけのものは一つもないじゃないですか。例えば、前の314万5,000円、今回の工事金が357万5,000円ですか、これはどういう予算だった、今回はどうだといふことを示してもらわないと予算審議にはならない。そして、これはさっきもらったから暗算で間違いがあるかもしれませんが、コンクリートの土台を当初案から変更案、一番上だけを見ても、体積というのは単なる倍じゃない、最終的に8倍、9倍になるんじゃないですか。生コンを8倍も9倍も入れなければならない工事を、前の予算で本当にできるのか、そういう会社があるのかどうか。かなりの量になりますよ。そういう計算もされて出されたのか。具体的な予算書がないと我々は予算の審議には入れません。だから前の予算で審議するより方法はないです。裏づけの予算書もないものをどうして審議できますか。我々は補正予算の審議をしておるんだから。

安田観光交流推進局長 今回の予算は、総額で314万、うちスケート場の修繕については245万を想定いたしておりました。ただ今回、今、委員が御指摘のとおり、基礎をふやすといふことで約50万円程度工事費がふえることが考えられますが、この補正予算314万の中にはあわせて休憩棟の暖房設備の更新も入っております。この暖房設備は、休憩棟の暖房がなかなかスイッチが入りにくいといふことで、かなり耐

用年数が来ているんで、その更新もお願いをしたいと思っていたんですが、当然安全性が優先されますので、もう1年そちらのほうについては継続して使うということで、そういった部分を変更点に充てることでより安全性を確保したいということで、当初の変更案を御説明させてもらったところであります。

中野委員 体積を計算してみなさい。縦掛ける横掛ける3を掛けた答え、たった50万ふえるぐらいの予算なんですか。そして大きなものを掘ってかえさないかんでしょうが、大きくなれば物すごい工事費がかかります。ただ、物量が5上げたから、8上げたから5倍、8倍すればいいという問題じゃないと思うんです。そして前のものを全部取り壊して除去するんでしょう。コンクリートが入っているのをどうして壊すのかどうかわかりませんが、そんなことをしたら3倍で済まんと思います。

それから、さっきは暖房機の更新をやめませうという話をしたが、そんな理由は認められませぬよ。必要だったから出したものを簡単にこういうことで外すなんて。冬は寒いに決まっているんだから、暖房のないところで休憩ができますか。そんなものを外されては困ります。

安田観光交流推進局長 暖房機につきましては、かなり性能が落ちてきているんですが、もう1シーズン何とか修理しながら使わせていただきたいと。

金額の増加については、私も専門ではありませんけれども、設計をお願いしているところに、工事費としてはどの程度の増額が想定できるんだろうということを御相談しましたところ、そういったお話がいただけたので、先ほど御説明をさせていただきました。

中野委員 一度提案したものを引っ込めない

ようにしてください。必要性があったものをいとも簡単にするということは、いいかげんなものを出しておったということですよ。そんな簡単なものですか、必要があったから出したんでしょうが。不転の決意で出すものは出してやらないといかんでしょうが。

それから、この工期を見ても、そのぐらいで工事が終わるとは思えません。ましてや、さっき言っている南側のほうもぼこぼこ物が当たっているんだから、あれも全部やりかえてもらわないと。それをひっくるめてどのくらいかかるか。そして安全性のために原因をいかにして確認するか、こういう事態が発生したんだから。遊具であっても、高鍋のどこかでもあったですが、人に危険があるとして、結局撤去しましたがね。高鍋の農大校の公園だったと思う。そういう記憶があります。そんなのがほかにもあります。こういうものは軽微でも何でも、けがしたらそれが原因で事業がストップする可能性があるんです。こういう事実が出たのなら謙虚に受けとめて、抜本的にやり直して万全を期すようにしてください。地元としても不安でたまりませぬ。宣伝もできません。

米原商工観光労働部長 御指摘はもっともなことだと思っております。

繰り返しの部分があったりして申しわけございませんが、当初案についても、私どもとしては安全に営業できるという判断をして提案させていただいたところですが、現地を見ていただいて、御指摘のようなこともあり、それを踏まえて、より安全性を高めるということで、今回変更案を出させていただきました。

もう一つは、南側といいますか西側、あるいはコーナー中心になりますけれども、そのあたりについても原状回復をさせるということで対

応させていただきたい。それにつきましても建設コンサル等の意見も踏まえて、これなら大丈夫ですよという意見ももらっておりますので、私どもとしてはこれで安全に営業できると考えております。

ただ、抜本的なというお話がございました。今、凍結する時期ではございませんので、実際にしっかり監視しながら営業させていただいて、そして営業期間中に、氷結による氷圧、ひずみ、あるいは温度、浮き上がり等のデータをきちんととった上で、それを踏まえて対応させていただきたいと考えております。営業させていただく中でデータを取り、そのデータを踏まえて対応するということが、営業させていただかなければ、実際に氷を張らなければデータもとれませんので、安全はもちろん一番に考えてまいりますが、そういうことも含めてえびの高原の冬場の目玉ということで営業させていただきたいと考えているところでございます。

右松委員 執行部が、安全性を担保できるからこの予算を提出されたと言いましたけど、実際に現場を見たら、南側があれだけぼろぼろやられて、北側だけの予算を提出されて、安全性が担保されているとは決して言えないと思います。それはおかしな答弁であって。

それからもう一つ、南側の原状回復はどこからお金を出すんですか。

米原商工観光労働部長 指定管理者のほうもある程度の修繕費は当然持っておりますので、指定管理者と協議をして、その中で南側等の修復にも当たらせていただきたいと考えております。

中野委員 おかしなことを言われましたが、指定管理者のお金を使うということですか。

米原商工観光労働部長 はい、一部は使わせ

ていただきたいと思います。

中野委員 県の施設に運営する会社のお金を使っていいんですか。

米原商工観光労働部長 指定管理をしていただく際に、日常的に修繕とか出てきますので、指定管理者としてもそういった予算を持っております。それを使わせていただくという意味でございます。

中野委員 大々的なことになってしまいます。指定管理者が所有権を主張されて大変なことになりますよ。我々は、ちょっとした目先の修繕じゃなくて抜本的にしてくれと言っている。幾らかかるかわからんのに、指定管理者のものに手を出すなんてことはいかなるものですか。あの施設は県のものでしょうが、県が自信持ってやらなきゃいかんでしょうが。指定管理者を泣かすようなことをされては困ります。指定管理者の修繕費というのはちょっとしたことだけのことでしょうが。

それから南側のアスファルトの下にたくさん水がたまってあって、それが凍結して持ち上げたんです。霜柱か氷か何かかわからんけど。あの下は変なことになっているかもしれません。だから、大がかりにあの付近のアスファルトを全部はがしてやるぐらいの点検工事をしないと大変だと思います。目先のことじゃできません。

米原商工観光労働部長 先ほど抜本的な話は申し上げましたけれども、雨水が入るとするのはこの前から御指摘をいただいているとおりだと私どもも思っておりますので、これは間違いなく塞いでいくことで考えております。そして、また繰り返しになりますが、抜本的な対応につきましても、営業する中でいろんなデータをとって、それを踏まえて対応させていただき

たいと思っております。

中野委員 結局、今までほっておいて、向こうから連絡が2月の12日にあつて、幹部も見に行かずに、打ち合わせも行かずに今までほうた責任もありますよ。それを今から営業して、その中でやっていきます。そんなことじゃ工事が終わっていないのに営業開始するのと一緒ですがね。完成したものは今マイナスの状態に戻っているんですよ。

緒嶋委員 私は現地に行っていないからいろいろなことは言えないわけですが、指定管理者の制度を取り入れたことで、県が直接の担当ではなくなって県の管理が間接的になったので、そのひずみが出てきたとも言えるわけです。県は指定管理者制度をつくったことによって責任を逃れたんじゃないかと、十分注視しながら指導するというその姿勢が今問われているわけです。

そして、私は前からの委員だが、県議会にもことしの3月までに、えびの高原がこういうふうになっておりますという報告もしていない。議会をどういうふうに理解されておるんですか。その辺の経緯、今度初めて、こういうことで発注します。そういうプロセスを含めて議会に対する対応の仕方を誤っているんじゃないかと思うんです。そこ辺はどういうふうに思われますか。

米原商工観光労働部長 まず、指定管理者との関係でございますが、指定管理者が運営していても、あくまで設置者は県でございますので、指定管理者を通じて、あるいは我々が別途チェックしていくという立場になっております。その点で不十分な点があったのかもしれませんが。その点はおわび申し上げたいと思います。

議会に対して御説明をさせていただかなかつた、いわゆる経過報告をさせていただかなかつたことについては、心からおわびを申し上げたいと思います。済みませんでした。

緒嶋委員 そうということが、今になってこういう問題になる発端にもなつておると思うんです。議会にいろいろと相談される中で、今言われたような安全性はどうするのかとか、我々としても意見を述べる機会もあつたと思うんです。ところが、そういう機会もないままにきょうの日を迎えておる。議会に対する執行部のあり方を根本的に認識を改めてもらわないと、問題があつて予算を通してくださいでは、我々の立場はどうなるかと。特に中野委員は地元でしょう。そういうことを含めた場合に、執行部の姿勢、知事を含め皆さん全体の姿勢を問われるわけです。そういうことがあつてはいかん。いいものにしなきゃいかんが、そのプロセスが全然我々に見えんまま、今になって何とかしてくださいというような言い方そのものが、言える立場にないんじゃないかと我々は思うんです。そこ辺を十分反省もし、こういうことがあつちゃいかんわけです。そこ辺の緊張感が全然我々には伝わってこないから、今になって大変なことになつたということになるわけです。

だから、我々が行つておれば、いろいろな議論の中で変更案が最初から出てきたかもしれない。6月議会とか報告があれば、当初案でだめじゃないか、やるなら変更案を最初に出してやるべきじゃないかという議論に当然なつておつたと思うんです。そういうことが今になって、予算提案した後で、暖房は今度は延ばすとか何とかいうことにならざるを得んようになるわけです。そういうことがあつていいのかというのを私は問いたいわけです。議会の立場を十分

考え、議会の意見も尊重しながら行政を執行するのが当然のことです。当然のことをやってこないから今がある。そこ辺を十分反省することからスタートしないと前に進まない。今後どうなるかわからない。

皆さん方が努力されてやることに対しては、我々も積極的に賛成もしなきゃいかん面もあるわけです。ところが、賛成しようにもしようがないじゃないかということになっておるものだから、あなたたちも困るし、我々も困るわけです。こういうことが二度と起こらんようにしなきゃいかん。だけど、この結論はどうなるか、本会議で最終的には決まることだからわかりません。しかし、我々としては、いろいろなことを考えた場合に慎重にいかざるを得んのかなということになるから、その辺はあなたたちも十分反省していかなければならないし……。

突っ張りがあったことが逆にマイナスだったというのは、最初の設計がまずかったんじゃないかということにもつながるわけです。そういうことを含めて、今までのことを反省もしながら物事を進める努力が今までなされていないからこうなる。そして2年過ぎたときには、修理で金が要ります。個人の金ならとてもじゃないが出せんですよ。県の予算だから出せる。ある意味では県民に対する背信になるわけです。2年前のをまた手直しするということは。県民の負託を受けて議員になっている立場も含めて我々も苦悩するわけです。苦渋です。そういうことを含めた場合には、あくまでも慎重にいて、行政というものは県民へのサービスも含め予算執行も適正でなきゃいかん。そういうことの反省の上に立って今度の案が出てきたのか、反省が足りない中で出てきたんじゃないかと思うんです。そこ辺をどう考えるかということでは、

す。

米原商工観光労働部長 まず、2年前に工事したものが今回壊れているということについては、本当に結果としてみれば大変申しわけなく思っているところでございます。今回の修繕について十分にやったのかという御指摘がありましたけれども、私どもとしてはやったつもりでございまして、御指摘をいただくと、確かにそのあたり不十分な点もあったかなということで、今反省しております。

ただ、今回御指摘をいただいた点も踏まえて、確かに暖房先送りとかございまして、安全という面が第一なものですから、そしてぜひとも営業させていただきたいということで、変更を一生懸命改めて検討して、建設コンサル等の意見も聞きながらまとめさせていただいたものと思っております。安全については、再三申し上げますとおり、これまで以上に徹底をして、指定管理者だけではなく、我々も随時出かけて、彼らの点検をさらに点検するぐらいの気持ちでやっていきたいと思っております。

それから、また抜本的な話にちょっと戻りますが、もちろん安全を点検した上で営業し、実際に人が滑る中で、しっかりデータをとって、抜本的なものかどうか見きわめて対応させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

緒嶋委員 今言われたこともわかるわけですが、これは党議にも諮らにゃいかんし、懸念材料が多過ぎるわけです。私も現地に行っていないということで反省もしているわけですが、現地を見られた人の意見は十分尊重しなきゃならんと思っております。執行部の今まで取り組んできた姿勢そのものも問われておる。コンサルにも直接会って意見も聞いていない、レポー

トを見てそういうふうになりましたということでは、対応が十分だったかと言われると、私はそのではないと思います。行政はどうあるべきかという原点を見失ってはいかんとするんです。そこ辺がややもすると見失われておるのではないかという気もせんでもないから、そういう反省の上に立って変更が出てきたんだらうと思うけれども、今のところ、どういうふうはこの委員会で結論を出すべきか、心配もしておりますし、私自信も悩んでおります。これは最終的には本会議でどうなるかわかりませんが、皆さん方の思いというのも十分理解はできますので、慎重に対応したいと思います。

田口委員 安全性の議論でわからないのは、数値は出せないのか。最初に設計した時点で、これぐらいの人が入った時点で強度がどれぐらい必要だというものがあって、それを前提につくったんじゃないかと思うんです。今回はそれがちゃんと条件を満たしたものになっているのかどうか。数値であらしてくれるとわかるんです。そういうデータがあればぜひいただきたいと思います。

もう一点は、もしもの場合、影響として向こうに対しての補償とかいろいろあるでしょうけど、仮に営業できなかつた場合にはどれぐらいの影響が出そうですか、その数値とか出ていますでしょうか。

山下委員長 今のは、県と指定管理者の宮交が組んでいるんですが、運営できることが前提に契約されておると思うんですが、その辺のふぐあいの部分を。

安田観光交流推進局長 前段の数値として、フェンスの強度とかだと思うんですが、平成22年の工事については、先ほどもお話ししましたように更新という形だったものですから、そう

いった検討がなされない中でフェンスの設置をいたしております。数値的なものではなくて、人が使うものなので、鉄骨で組んで、ぶつかっても大丈夫な強度ということでつくられたということでもあります。

今回の改善案ですけれども、写真にありますように、数値的なものというよりも、先ほど言いました、3月に専門のコンサルタントが入り、設計のコンサルタントが入られた中で、氷の圧力で外に出てきたんだらうということですが、実際には氷が解けていましたので、抜本的なという中で部長もお話ししましたが、数値的なデータ、圧力の大きさとかではなくて、10センチ壁が押されたという中でいくと、それ以上の幅で外に出ることで従来のものよりもより安全性を高めようということで、今回の設計は行ったところであります。

向畑観光推進課長 影響についてでございます。ここに訪れる方々も含めて、スケートリンクでの収益が3,500万ほどでございます。そこからいろいろなものが引かれていきます。あわせて、土日を入れますと若干多くなりますが、冬場の臨時的に働く方が約7名いらっしゃいます。もう一つは、スケートリンクがあることによってえびの高原荘というホテルにお泊まりになれる方もおりますので、影響は大きいものがあるかと考えております。

田口委員 23年度は売り上げが3,500万あったということですか。もし営業できなかつた場合にはこの分も補償する形になるんですか。

向畑観光推進課長 3,500万という数字は売り上げでございます。そこから利益が出ますので、その利益分の算出はしておりませんが、その利益分については損失補償という形で私どもが担わなくちゃいけない部分でございます

す。

山下委員長 何万人訪れるんですか。

向畑観光推進課長 2万2,800名の方が御利用
いただいております。

安田観光交流推進局長 今回の数字は有料の入
場者でございますが、6歳未満については無料
になりますので、昨年のシーズンは有料の入場
者が2万2,830人ということになっております。

緒嶋委員 3年契約の中で指定管理料はどう
なっているんですか。

向畑観光推進課長 指定管理の場合は収益が
上がりますことから、毎年県のほうに1,500万
いただいております。

緒嶋委員 これを中止したら、1,500万は県の
収入に入らないということですか。

向畑観光推進課長 納付金自体は1,500万
いただきますけれども、スポーツレクリエーション
センターがクローズになった場合には、そこで
上がる利益の分については損失補填が別途生じ
る形になります。

緒嶋委員 もらうことは1,500万もらうけど、
県のほうは損失補償を向こうに出さなきゃいかん
ということですか。

向畑観光推進課長 そうでございます。

緒嶋委員 それは、中止が全部か1カ月か
によっても変わるとは思いますけれども、金額
的には想定はできないわけですか。

向畑観光推進課長 詳細についてまだ数字を
はじいておりません。

緒嶋委員 宿泊の分はどういうふうな形
ですか、指定管理料に加算されているんですか。

向畑観光推進課長 ここはホテルとスポーツ
レクリエーションセンターが一体でございます
ので、一体として考えております。ただ、ス
ポーツレクリエーションセンターが使えなく

なって宿泊者の方が減った場合について、その
因果関係については別途検討しなくちゃいけ
ませんけれども、基本的にはスポーツレクリエ
ーションセンターの収益についてある程度の損失
補償が発生する形になります。

中野委員 精査する予算が変更になるん
じゃないですか。

向畑観光推進課長 変更にはなりません。

緒嶋委員 これだけ変更することによっ
て工事量はふえるわけですよ。金額的には50
万ぐらいという話だったというが、交付金も
相当変わってくると思います。今から発注し
てやるということであると、11月過ぎてから
でも間に合うかどうかの懸念もあるんですが、
これだけ変更となれば、工期は担保できま
すか。

向畑観光推進課長 確認したところ、大
丈夫だということです。

緒嶋委員 大丈夫というのは、いつ発注
した場合。

向畑観光推進課長 予算案が議決された
後に発注する形になります。

図師委員 細かい数字ですが、暖房の修
繕費の50万をフェンス代のほうに持ってい
くということですが、総体が314万で50
万流用した場合、残金が出ると思うんです
が、そういうものの取り扱いはどうされる
んですか。

向畑観光推進課長 設計料も入って
おります。

図師委員 同額でおさまるんですね。

向畑観光推進課長 そうでございます。

山下委員長 図師委員、暖房修繕費は
69万5,000円見ておられるんです。補
正額が314万5,000円でしょう。その
中の245万が今回の修繕費で出ている
わけですから、残りも充当しますよとい
うことでしょうか。

それと補正前の予算が43万あるんです。357万5,000円が今回の特別会計補正予算の全体額になると思うんですが、その辺の取り扱いはどう考えたらいいですか。

中野委員 これだけ資料要求してますから、当初の計画を下さい。

山下委員長 部長、商工から出していただいている資料の2ページ、補正前の額が43万あって、今度の補正額が314万5,000円、総体的には357万5,000円あるんです。この予算まで全部充当して今度の設備見直しをしようとするのか。そこまでぴしゃっと修正をかけた形で説明されないと、皆さん、予算的なことを心配されているんです。

中野委員 こういうふうな拙速なやり方はだめですよ。あなたたちが去年の2月か3月から、できるんですか。こんな設計見たことないです。こうなりますとか根拠まで含めたものを持ってこないで、何が施工ができますか。こういう拙速なことをするから大変なことになるんです。先ほど部長は、これは冬でないといわからんと言われたけれども、冬を経験していないのに予算を出すことがおかしいです。夏場したもの、冬場経験していないのに出せるわけがないです。さっきの答弁からすれば、しょせん来年以降でないといえなかったということじゃないですか。無理がありますよ。

米原商工観光労働部長 今あるスケートリンクのフェンスの修繕ということで、今想定されるものを勘案してつくらせていただいたものでございます。

それと、先ほどの変更案は、もともとの設計図ではなくて、その中で変更する部分を強調して、できるだけわかりやすく御説明させていただきたいということをつくったものでございま

すので、設計については別途ございます。

それと、先ほどから委員長から御指示があったように、積算内訳、変更案になったらどうなるのかというのを後ほど出させていただきたいと思います。

右松委員 どこまで委員会協議を引き延ばしていいかわかりませんが、パティネレジャーの報告書、何ページの報告書だったんですか。抜粋せずに全部出してもらえないですか。

山下委員長 観光推進課長、出せますか。

向畑観光推進課長 後ほど。

山下委員長 あわせて、どういう協議をされたのか細部まで説明していただくとありがたいです。皆さん方があれだけ東京の第一流のコンサルタントと強調して言われたので、もうちょっと深く皆さん方が協議をされたのかと思ったら、指定管理者との協議の内容だけであって、私どもも説明責任というのに非常に不信を感じていますから、打ち合わせの段階での内容を出していただくとありがたいと思います。

以上のようなことでよろしいでしょうか。

では、これで委員会を閉じたいと思います。

必要があればまた皆さん方に説明を求めることがあると思いますので、そのときは時間をお願いしたいと思います。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時17分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決については、執行部に資料の提出を求めておりますから、その中での協議を終えた後に

改めて採決の時間を決めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、そのように取り計らいたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 18 分休憩

午後 2 時 6 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、午前中お願いしておりました資料の準備ができたようですので、まず説明を求めます。

向畑観光推進課長 それでは、お手元の資料を上の方から順次説明させていただきます。

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営の積算内訳についてでございますが、当初予算43万円ということで、右のほうに補正後の予算ということで、私どもがお願いしておりました現行案が真ん中でございます。変更案ということで右側でございます。施設修繕費39万、そして事務費等を工事請負費に入れまして50万増の295万5,000円とさせていただきます。合計357万5,000円でございます。

引き続きまして、2枚目のえびの高原スポーツレクリエーション施設に関する協議等経緯でございます。

平成23年12月1日に営業を開始いたしまして、24年1月29日に指定管理者が北側フェンスの傾きを確認、2月12日に観光推進課に報告、20日に私どもが現地確認をさせていただきました。28日に観光推進課と指定管理者が協議を行っております。指定管理者に対しまして専門業者に調査依頼するよう指示したところで

ございます。3月2日に営業が終了いたしまして、3月9日パティネレジャー社が現地を確認、16日に再度確認しております。28日には、観光推進課、指定管理者、設計受託者及び平成22年の施工業者が協議を現地で行っております。専門業者の意見を踏まえて対応方策を検討したところでございます。4月9日、観光推進課、指定管理者及び設計受託者が現地で協議を行いまして、考案された対応策を検討し、修繕方法の検討をこの段階から始めたところでございます。12日に営繕課に私どものほうで状況を説明いたしました。先ほど申しました修繕方法の検討をずっと行ってございまして、6月27日に、観光推進課、営繕課、指定管理者、設計受託者及び平成22年の設計受託者が現地で協議を行ったところでございます。そして7月11日に観光推進課と営繕課が協議を行っております。

下の米印にも書いてございますが、関係者の協議につきましては、その都度、パティネレジャー社とメールやファクスによる協議を行ったところでございます。

次の図面が、当初考えておりました工事の設計図面でございます。1枚目が設計図面でございます。2枚目が詳細でございます。当初は、左側の突っかい棒をとりまして、真ん中にございますようなH鋼を入れて補強を図るということでございます。

続きまして、えびの高原スケート場がパティネレジャー社から送っていただいている「アイススケート場設備状況及び改良点」という報告書でございます。この報告書について御説明申し上げます。

2ページに報告書がございますが、3月16日にアイススケート場フェンスの破損状況を報告されております。管理棟側（北側）フェンスの

状況が書かれているところがございます。写真にございますように、こういうふうに押されている状況が書かれています。

3ページでございます。突っかい棒（ステイ）があるために、手すり部分はほとんど動かず、架台部分が後ろに下がっている状況が確認されたところございました。

4ページでございます。原因として、リンク内内側のキックボードとの間に水が入り、架台の内部の中に水が入って、その繰り返しで架台が徐々に下がったと思われましてあります。その下のほうに、ステイを固定している基礎と基礎の間のアスファルトもレベルが出ていないため、架台が浮いている状態も原因の一部と考えられるということでございます。

5ページでございます。ここが対処方法で、幾つかの対処方法を提案されております。架台方式をやめ、フェンス柱1本ずつに架台をつける。これは架台を分断するという形です。南側と同じように間をあけるということでございます。

は、現在の架台方式を残すなら、ステイを出入り口ドア取り付け柱のみ残し、ほかはなくすということございまして、今回、私どもが選択したのはこれでございます。この中でステイを出入り口の取り付け柱のみ残すということもありまして、ここで設計業者、専門家等との協議を重ねまして、もう少し強度を高める、安全性を保つためにH鋼を入れたところでございます。

は、キックボードつなぎ目のすき間をなくすという案でございました。

6ページをお開きください。30メートル方向出入り口のキックボードを氷面と同じレベルにし、雨水や氷の解けた水を逃がす排水溝とし

て使えるようにするというので、ここは管理者のほうで対応できると考えております。

が、基礎自体を、独立基礎でなく架台全体が乗る布基礎にする。これにつきましては後ほど述べますが、大幅な改修が必要となり、工期とか経費を考えると、今回は をとらせていただいたところでございます。

7ページをお開きください。コーナー部について同様な意見がありました。対処方法としては、架台自体は現工法でよいと思いますが、基礎部分を凍上しない施工を考えなければならない。凍結深度によって基礎の厚みを変えるとか排水をよくするとございました。これについても排水をしっかりとすることを管理者と協議したところでございます。

2番の機械室側フェンスは、対面フェンス側、南側でございます。1台1台に架台があるということ、管理棟側フェンスほど全体でフェンスを押ししたり傾いたりしていないということでございます。原因としては、ここは水はけが悪いため水たまりができ、基礎周りのすき間から水が入り、基礎自体が凍上している部分が多いということでございます。そしてここに白く散乱しておりますのは消費材でございます。ここについては毎年かえていく断熱マットでございます。原因としては、こういったことで水がたまるということで、管理者が持っている排水ポンプ等を使って水はけをよくすることでございます。

9ページの3番、コーナー部及びリンク30メートル方向の両サイドフェンスにつきましては、キックボードと氷の間に入った水が凍ってフェンスを押し上げているようだということで、大きな原因は基礎部分の凍上ということでございました。

10ページ、最終でございます。全体的な対処としてということで、基礎部分、架台部分の凍上が今回のフェンスの傾き等々が考えられるということでございますが、リンク内の凍上を心配していたが、断熱材を敷くことによって凍上しなかったと書かれております。「これを考えますと、リンク全体の柱を支える基礎部分において、凍上防止策がなされた事が、一番の大きな問題であります。今後リンクフェンスを修復する場合、フェンス基礎部分の凍上防止策（凍上深度を考える）とリンクフェンス基礎まわりの排水等も、改良される事を考慮して頂きたいと思えます」というような報告を受けたところでございます。

続きまして、A4横でございますが、先ほど話がございましたので重複しますけれども、えびの高原の入り込み客数につきまして、再度出させていただきます。

一番最後でございますが、今回、委員会の御指摘、御指導をいただきました結果を踏まえまして、左側にありますように、突っかい棒をとりまして、なおかつ、H鋼をつくるんですけども、アンカーを深目にしてねじを大きくする、そしてゆとりの部分を広目にするというような対応策の検討案でございます。よろしくお願いいたします。

山下委員長 説明が終わりましたが、意見がありましたら質疑を賜りたいと思います。

中野委員 この報告書ですが、午前中、パティネレジャーが現地に2回来て、現地確認のことを指定管理者と十分協議されたという説明でしたが、現実には1回だけ確認作業をされたということでいいんですか。

向畑観光推進課長 2回というふうに伺っております。

中野委員 この報告書は3月16日の何時につくられたんでしょうか。

向畑観光推進課長 時間はわかりませんが、報告書は3月17日につくられたと聞いております。

中野委員 2ページを見ますと、アイススケート場フェンスの破損状況確認しますということで、平成24年3月16日に来られたという意味じゃないですか。

向畑観光推進課長 私どもが聞いておりますのが、9日の日も確認されたんですけども、その状況を見られて、16日にしっかり写真を撮って確認されたというふうには伺っております。

中野委員 東京から何人来られたか知りませんが、帰って、この日のうちに簡単にばたばたとやって、翌日付で、郵送かファクスか知りませんが、3月16日は大したことはなかったんじゃないですか、1回目だけが主な協議じゃなかったんですか。

山下委員長 私のほうから確認させてください。

東京から3月9日と16日、2回おいでになっているんですね。何名お見えになったかということと、経費がどれくらいかかって、どこが負担されたかを教えてください。

向畑観光推進課長 人数につきましては、私どもが確認しているのは1名ですけども、一緒に別の方が来ていらっしゃるかもしれませんので、そこは確認をさせてください。

経費については、指定管理者のほうで対応していただいております。

山下委員長 経費がどれくらいかかったか確認してください。

向畑観光推進課長 承知しました。

中野委員 施設設備費の件ですが、現行案を
変更案のとおり増額ですという話でしたが、
暖房機は現行案ではどの金額になるんですか。

向畑観光推進課長 一番上の施設修繕費39万
でございます。

中野委員 さっきは50万と言われませんか
でしたか。

向畑観光推進課長 今回、施設修繕費と事務
費を減らして50万で対応していきたいと考
えております。

中野委員 暖房機修理はもともと39万で
よかったということですか。

向畑観光推進課長 はい、そうです。

中野委員 事務費を差額の110万円減額
するということですね。

向畑観光推進課長 11万でございます。

右松委員 関連ですが、積算内訳が変更
したものが来ておりますが、工事請負額が
50万という増加で、これは先ほど説明が
ありました支柱基礎部の基礎コンクリート
が大きくなりますから、コンクリート増
量分で50万ということでありま
す。そこで、先ほど申し上げた南側
については指定管理者のほうで補填を
して修繕するということで、その部分
の回復をしっかりとやるということで、
再確認の質問です。

向畑観光推進課長 そのように対応させ
ていただきたいと思います。

右松委員 私個人としては、この工事が
進めば、そこを確認する手段、写真か何
か提出してもらいたいと、事後のこ
とを要望として上げておきます。

それから、現行案で暖房設備が39万
で出てしまして、これはゼロになって
います。これについてはなしで一冬越
していくのか、それともこちらも指
定管理者の枠で修繕されるのか、そ

を再度確認をお願いします。

向畑観光推進課長 先ほど言葉足らず
だったんですが、現状においても全く
使えないという状態ではないんです
けれども、古くなっておりま
すから、修理をしながら対応させ
ていただきたいと思います。

田口委員 単純なことですけど、午前
中、支柱を外したことによって危険
度が増すんじゃないかというのが
大分出ましたけれども、本体の
部分をルーズ穴にスライドできる
ようにするわけですよね。支柱の
部分のボルトもルーズ穴にしたら
支柱もついたまま使えるんじゃ
ないですか。これは素人考えで、
技術的なことはよくわかりませ
んけれども、ルーズ穴に本体の
部分をされると言われましたね。
支柱のほうも一緒に動くように
すればと思ったんですけど。

安田観光交流推進局長 変更案
ですが、今回は、支柱ではなくて、
支柱のかわりに下にH鋼を置く
ことでL字で補強しようとして
います。一方で、どうしても支
柱は1本立ちますので、その部
分については12センチ幅の内
縁で可動式にしていこうとい
うことです。

田口委員 それはわかるんですけど、
先ほど中野さんたちから支柱が
なくなったときの安全性がとい
うのが大分出ていたので、そ
ういう意味では支柱もそのま
ま残してどちらもスライドで
できるようにすれば問題ない
んじゃないかなと、単純に素人
は思うんですけど。

安田観光交流推進局長 設計を
お願いした業者さんによりま
すと、L字型で十分強度は確
保できるんだというふうに伺
っております。

田口委員 僕はそれでいいと思
うけど、先ほどから、それじゃ
安全性がわからんじゃないか
というのがずっと出ているもの
だから……。

中野委員 あの写真を見る限り
では、前のは

全部支柱があったんでしょ。だから、支柱がなくても本当に大丈夫かということを知りたいんです。

向畑観光推進課長 何度も申し上げて申しわけないんですけども、今回の設計に当たっていろいろな業者の方と話をしますと、リンクが1つにまとまっておりますことで強度は担保できると、大丈夫ですというような話を伺っております。

緒嶋委員 これは、2年前の設計とか施工、瑕疵責任は何も問えないという状況であるわけですね。原因があるからこうなったわけですか。その責任はどこも追及できんということになるわけですか。住宅なんか10年間何とかいうのがあるけど、これはそういうのはないんですか。

向畑観光推進課長 これは私どもが22年にしておりますので、私どもの責任だと思います。

緒嶋委員 22年は、つくる前にコンサルに頼んで設計のアドバイスを受けたということはないわけですか。

向畑観光推進課長 22年の工事に当たっては、先ほどお話がありましたように、支柱があつて大丈夫だったと、ある程度ルーズな部分もあつたということで、そこを強化しようという視点で修繕させていただいたところであります。

緒嶋委員 前あつたのを取りかえるというぐらゐの発想で、営繕課とも相談もなしにやつたということですね。

向畑観光推進課長 そのとおりであります。

押川委員 午前中も、先ほどのような意見の中で私も言わせていただいたんですが、そのことの確認。

それと、9月の補正の常任委員会でこういう問題が出たんですが、パティネレジャーとの今

回のことについてのやりとり、あるいは御相談はされましたか。安全性について。

向畑観光推進課長 相談させていただいております。

押川委員 こういうものもあつたわけですから、もっと早い時期にこういうものを出しながら、なおかつ現状よりいい方向の中での整備、そして安全を担保するんだということを知りたいと早く話をさせていただければ、もう少し違つたかなとは思つたんです。再度、部長としてこのことについてどのようなお考えがあるのか、最後にお聞きをしておきたいと思つています。特に安全性について、皆さん方は不安を持っていらっしゃると思つていますし、利用者の安全を重視するのが本当かなと思つていますので。

米原商工観光労働部長 当初案につきましても設計業者あるいはパティネレジャーとも協議しながら、最終的に当初御説明をしたような形で対処したいということで御説明させていただきましたけれども、これについても私どもとしては安全であるという判断をしたところであります。

ただ、今回、いろいろな御指摘、御意見をお聞きしまして、さらにもうちょっと安全度を高められないかということで、県内の建設コンサル、もう一回パティネレジャーの御意見もお聞きしまして、一番最後にお配りしているような形で、ボルトを太くしたり基礎を大きくしたり、あるいはルーズ穴にしたりという形でやるとより安全が高まるという意見をいただいておりますので、私どもとしてはこれで大丈夫であると判断しております。さらに、営業後については、工事箇所等について点検、監視を徹底して、より安全にやっていきたいと思つております。

それから、何回も申し上げましたけれども、抜本的なものについて、特にこの報告書にも書いてありますけれども、凍上深度、どれくらい凍っていくのか、あるいは氷を張ったときにどういう力が加わるかといったデータは冬のシーズンにならないとわかりませんので、ぜひこういう形でやらせていただいて、その結果を踏まえて抜本的な対策については対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

右松委員 先ほどの部長の答弁で、安全であるという判断をされたと言われました。安全であるという判断基準が果たして観光推進課でできるのか。執行部が安全だという判断をされて出したと言われましたけれども、安全だという判断基準は商工観光でつくるものじゃないと思っていますので、そこはどうでしょうか。

米原商工観光労働部長 安全であるという判断をさせていただきましたのは、繰り返しになりますが、コンサルなりパティネレジャーの意見を何回もお聞きをした上で、私どもとして判断したということでございます。

右松委員 その割には、現場を見て、今回の修復の当初案を見たら、正直申し上げてそうになっていないんです。何もパティネレジャーの報告が生かされていない、そういうふうにおっしゃるのであればですね。正直言ってこれは猛省したほうがいいと思います。同じようなことがまた絶対起きますよ。先ほど中野委員がおっしゃいましたが、遊具の問題でかなり撤去されたというのが全国各地で起きています。そこが観光推進課が所管するところであれば判断を間違える可能性があると思います。そのところの根本的な認識がずれたままでいくとですね。ちょっと心配になってきました。

中野委員 もう一回、皆さん方が安全を確認された理由は、パティネレジャー社とそれが安全であると言い切ることになるということですね。万が一が出た場合の責任逃れの言葉じゃないかと思います。言い過ぎかもしれませんが、でなければ「抜本的な」という言葉は出ませんよ。我々が幾ら抜本的にと言ったからといって、あなたたちは抜本的なものをまだ考えているということは、今回のものが本当に安全を担保できたということにはならないですか。

米原商工観光労働部長 今回の補正案、それから変更案につきましては、繰り返しになりますが、コンサル、パティネレジャー等の意見を聞きまして、私どもが専門知識を持っていない部分はそこで補わせていただいて、そして幾つか提案をいただいている中で選択し、それについてももう一度確認をして、最終的なといいますか当初案で御説明をさせていただきました。そして、それでどうだろうかという御懸念、御指摘もいただきましたので、改めまして、さらに安全度を高める方法はないかということで再度検討させていただいて、先ほどのような変更案にさせていただいたところであります。これは、設置者は県でございますから、何かあったら責任は当然私どもが負うわけですので、そういうことにならないように、工事後の使用について、営業時の安全確保については徹底して点検、チェックをやっていきたいと考えているところでございます。

山下委員長 先ほど私のほうで問い合わせをお願いしましたが、出ましたか。

向畑観光推進課長 パティネレジャーは2回とも2名の方が来ていただいたということでございます。料金につきましては、今回は、今ま

での指定管理者との取引等もあって、全部会社のほうが対応されたと、無料だったというふうに聞いております。

山下委員長 2名飛行機でお見えになって、経費については東京のパーティネレジャーが見たと。

向畑観光推進課長 そういうふうに伺っております。

山下委員長 なぜコンサル会社が見る義務があったんですか。どういうつき合いが、かかわられたんですか。

向畑観光推進課長 22年のとき整氷車の業者として中に入っていたらっしゃったと伺っております。

山下委員長 そのときの経費はどの資料でわかりましたか。22年の設計時、パーティネレジャー社にどれほど請負のコンサル料を支払っているんですか、それがわかったら教えてください。

向畑観光推進課長 私どもに今データがございません。指定管理者のほうの数字でございますので、確認をさせていただいてよろしゅうございますか。

山下委員長 これは、22年の設計施工段階でのパーティネレジャー社との契約だろうと思っておりますから、ここの契約、設計委託と申しますか顧問料かわかりませんが、その費用はどれぐらい支払っておられるんですかということです。

向畑観光推進課長 設計委託ではございませんで、整氷車のレンタル関係での取引があったと伺っているところでございます。

山下委員長 1億5,782万の中の取引がこことあったということですか。

向畑観光推進課長 22年度に私どもが事業を

やったときの経費ではございませんで、整氷車、氷をきれいにするものをここが納品したと、そして氷のつくり方の技術指導なんかもここがされたと伺っております。

山下委員長 コンサル会社じゃなくて、資材まで扱っているんですか、納品業者ですか。

向畑観光推進課長 アイススケート場の施工及び管理、営業等を行っている企業でございます。

山下委員長 整氷車の納品までされたんですか。

向畑観光推進課長 リースをしていらっしゃいます。

中野委員 関連。まず部長に尋ねます。さっきは、安全を確認するについてはコンサルとパーティネレジャーと言われましたね。パーティネレジャーがコンサルという意味ですか、コンサルというのは別のコンサル会社があるという意味ですか。

米原商工観光労働部長 コンサルと申し上げたのはパーティネレジャーです。設計をやったところ等含めてコンサルという言い方をしてしまいました。

中野委員 今、山下委員長が言われたことをいうと、パーティネレジャーというのは、最初の説明があった設計施工の当初から、整氷車のリースか販売か知りませんが、そのときから入っておって、リンク場の設計とか施設をつくる指導・助言をされたということですか。

向畑観光推進課長 この会社は、先ほど言いましたようにアイススケート場の施工とか管理業務をしていらっしゃいまして、国内にそういった業者がいらっしゃいませぬので、いろんなところで幅広くアイススケートに関する、例えば氷の上をきれいにする車のリースをされた

り、施工のためのアドバイスをされたりしておりますけれども、えびの高原に関しましては整氷車のリースをしていらっしゃるところでございます。

中野委員 えびの高原の整氷のリース、2億かけた部分、営繕課が工事した部分、製氷設備新規更新工事というのが1億5,780万円、電源工事が1,400万円かかってますよね。このほかにリースも入っておるわけですか。

向畑観光推進課長 言葉が足りず済みません。氷をつくる製氷ではなくて、ならして整える整氷でございます。氷の凹凸をきれいにしてスケートが滑りやすくする整氷車でございます。

中野委員 リンク場の氷の張りぐあいを指導することもしているということですね。

向畑観光推進課長 そうでございます。

中野委員 あなたが回りくどい説明をするから余計な質問をしなきゃいけません。要は、平成22年度の設計施工、特に設計をするときから設計にもいろいろ指導等をされてこういう設計になったのかということを知っているんです。

向畑観光推進課長 それは入っておりません。関与していらっしゃいません。

中野委員 おとといもさきおとといもそのことはしていないということで私は聞いたような気がするんです。要はこの設計施工というのは、営繕課にも相談はなく、観光推進課の範囲内でこういう施設をつくってくれということで設計をして、その設計に基づいて施工までしたということが、当初のリンク場のこの設計施工になるんでしょう。

向畑観光推進課長 そうでございます。

中野委員 そして、ことしの1月にリンク外

が壊れたから、初めて、リンク場の手すり周り、フェンスとそれを支える部分、そして土台についても、今回改めて指定管理者を通じて指導してきたということですね。

向畑観光推進課長 そうでございます。

緒嶋委員 ことし様子を見ながらという話もあったんですけど、将来的には、南側の上げたところの改修まで安全性を考えながらやっていかざるを得ないと思うんですけど、そういう方針はことしの冬を見てからということになるわけですか。

米原商工観光労働部長 そういうことになると思います。抜本的な対応策については、ことしの営業時のシーズンで気温とか凍る深さ、あるいはリンクの氷がどれくらい押すのか等を含めてデータをとりまして、改めて専門のコンサル等の意見もいただきながら検討を行って対応してまいりたいと考えております。

ただ、先ほどからあります南側については、繰り返しになりますが、原状回復、いわゆる修復はするというところで考えております。

山下委員長 パティネレジャーから出された報告書の6ページ、対処方法の中で、「基礎自体を独立基礎ではなく、架台全体が乗る布基礎にする」、これはどういう意味ですか。これは僕らが言ってきた、全体の基礎をもう一回やり直せということじゃないですか。

向畑観光推進課長 今回のいろんな案の中の一つとしては、基礎をやり直すという案もございます。

山下委員長 コンサル会社からは、全体基礎をもう一回やりかえたほうがいいんじゃないかという提案もあったわけですね。

向畑観光推進課長 はい、ございました。

山下委員長 私は、現地に行って南側や手前

の入り口のほうを見たときに、これだけ凍結するのであれば、全体の基礎を、鉄筋を入れて全部円形ごとやりかえたほうがいいんじゃないかと真っ先に考えたんです。南側も浮いていた基礎もありましたし、亀裂がひどくなっていました。そういう提案もされたわけですね。これは全体の中で協議はなされなかったんですか。

安田観光交流推進局長 幾つかあった提案の中の大事な提案としていただきました。一方で、最後の10ページの一番最後の3行ですが、全体的な対処策として、今後リンクフェンス等を修復する場合には、基礎部分の凍上防止策、いわゆるどのぐらいの深さ凍るのかとかかわかった上で、今、委員長がおっしゃった一つの有力な方法ですが、布基礎についても抜本的な方法の一つとして検討していくという流れになるのかなと理解をしたところであります。

山下委員長 そしたら、そこまで当初から説明すべきじゃなかったんですか。当初これを提案されたほうがよかったのになと思ったんです。予算が幾らかかるかわかりませんが、皆さん方がこれを採用しなかったということは、かなりな予算が要るから、それはやめたということで応急的な対処を提案されたと思うんです。だけど、これを審査する中で、公金、血税の無駄な投資をしてほしくないということがあったんです。たかが245万の予算でも、これがもしだめだったら、これもチャラにしてまた全体をやりかえないといけない。じゃ、無駄なお金じゃないのというのを頭に描いたんです。なぜこういう変更案が出たのか根本が知りたかった。最初からこういう提案があったということもお含みの上で、今回はこれだけの予算措置しかできませんとか、一貫性を説明されるべきじゃなかったんでしょうか。

我々が要求して、これを今初めて出していただいて、こういう提案も 一流のコンサル、一流のコンサルということを知りただけであって、全体的な布基礎ということまで提案されているわけですね。

中野委員 委員長はいいところに気づいたと思うんですが、10ページの「今後」のところを言われましたが、その上の段、「基礎部分において、凍上防止策がなされていなかった事が、一番大きな問題点」という指摘です。この指摘を、今提案されたもので凍結防止をしたりということになるということですか。今提案されている工事です。「凍上防止策がなされていなかった事が、一番の大きな問題点」という結論が書いてあります。抜本的なことは今期を見ないといかんということでしたが、今度の工事はこのことを指しているんですか。

向畑観光推進課長 今回の問題点の対処方法として、最後のほうに、今、委員がおっしゃったようなことが述べられておりますが、その前に5ページのほうで、今の問題点をクリアするためには、先ほど委員長がおっしゃいました、6ページの にあるような基礎部分を直さなくちゃいけない。それと同様に、5～6ページの中から の中で、現行とり得る対応策として、 に対応することによって問題点を少しでもクリアできるんじゃないかということで御提案させていただいたところでございます。

山下委員長 部長、そして両次長、局長おられるんですが、どの判断をとるかという内部検討はされましたか。今回の予算措置を決める場合、コンサル会社がこれだけ提案をしてきて、どれを採用しようかということは内部検討されたんでしょうか。

米原商工観光労働部長 内部検討をやってお

ります。幾つかの案はあるけれども、これでということで判断をした次第です。

山下委員長 それでは、この提案でなされた基礎自体を布基礎にするということについて、予算がどれぐらいかかるとかという議論は内部検討ではなされなかったですか。

向畑観光推進課長 内部で検討はさせていただいたところでございます。

山下委員長 これは何でだめでしたか。

向畑観光推進課長 今回、10ページにございます凍上深度等のいろんな条件についてはまだ見なくてはいけないだろうということもありましたものですから、まずはえびの高原のスケートリンク周りの自然状況などを勘案してということがあって、コンサルが最後に書かれたのは、そういったことを踏まえないとなかなか難しいというお話もありましたから、今回はこういった形をとらせていただいたところでございます。

中野委員 自然条件とって、今期を見ないといかんとかさっき部長が言われましたが、えびの高原が標高1,200メートルでいかに寒いところか。だから白紫池で自然のスケート場もできるんです。そういうえびの高原での野外スケート場です。そういう凍る厳しいところだからできたんだから、それを今期とか、いろんな全体的な書かれたことも云々と言われたけど、一番の大きな問題点として指摘されているのに、そこをせずに、これで万全としたようなこと、当初からそういうことであつたんですね。

この会社はどげな会社だろうかと思つたけど、ちゃんと指摘するところは指摘して、一番の問題点はこういうことですよというところまで言い切って、そして今後のことも含めてやっているわけでしょう。そしてえびの高原の自然状

況はいかがかということは、ここの会社に聞かんでも、昔からされているわけですがね。抜本的なことについては云々かんぬんと言われたけど、もっと早くから手を打ってもらいたかった。今期ということも頭にあつたんでしようが、そういうことも含めて抜本的にやったほうがいいんじゃないかと思います。せっかくこうしてやったのに問題がまた発生したという目も当てられません。皆さん方も大変ですし、我々チェックする議会のほうも何をしよつたかと言われかねません。

右松委員 10ページは全体的な対処としてこれを出されていますので、これは必ず守ってもらいたいんですが、その中で、柱を支える基礎部分における凍上防止策、これは「凍上深度を考える」と書いていますから、この対策として凍上深度を考えるという変更案でいけば少しは進歩していると思っています。「リンクフェンス基礎まわりの排水等も、改良される」と出ていますが、具体的な説明がなかったんですけど、どういうふうに改良するんですか。

向畑観光推進課長 リンク周りの基礎の排水は、北側のほうについては排水するところをつくっていくというのがございます。南のほうについては、指定管理者が持っております排水ポンプを活用しながら排水には万全を期していきたいと考えているところでございます。

右松委員 それじゃ万全じゃないと思います。残念ながら。改良されることを考慮していただきたいということは、かなり大事なところだと思いますから、基礎周りの排水をもうちょっときちつと説明できるように、どういうふうに排水を改良していくのか、これは絶対外しちゃいけないところだと思うんです。

中野委員 今までのことの繰り返しになるん

ですが、「これを考えますと」というところから、今回の報告書の大きな報告がまとめてあるところですよ。時間をかければかけるほど

あなたたちが説明する資料をなかなか持ってこなかったが、これを出すか出さんかの討議をされたかどうか知りませんが、このあたりをもっとしてほしいと思います。

米原商工観光労働部長 変更案も含めて、今回の案につきましては、もちろんこの報告書の御提言も当然頭にはあったんですが、先ほど申し上げたようにどれだけ凍るかというデータがない。それと工期、金額は深度で変わるので出ないんですが、かなり金額も上がるだろうということで、そんなのもろもろ協議した上で、9月補正で御審議いただいて御承認いただいて、工期的に間に合う、そして強度的にも、今のステイという斜め支柱がなくなってもそれに十分耐え得る強度だということ等を勘案して判断させていただいたものでございます。

緒嶋委員 執行部のこの問題に対する取り組みのスピードが遅かったと思うんです。3月17日にはこれは来たわけでしょう。今になれば、営業までの期間がないので、それでできることしかできませんというようなことですね。3月にあったんだから、我々の報告も含めて、先手先手というか、そういう中でこういう問題はもうちょっと早く、6月ごろでも議論しながらやると、またいろいろ変わってきたと思う。今になると、営業をとめるわけにはいかん。停止したことによる影響が相当あるわけですよ。収入はない、宿泊施設とかえびの全体に与えるそのほかのいろいろな悪影響を含めた場合には、判断が厳しいような状態に追い込まれた中でどうでしょうかと言われると、我々も苦しいわけです。言われたように、本当はもうちょっとい

い方法があったんじゃないかと思いつながら、今はタイムリミットがありますのでできませんと言われるとですね。もうちょっとこういうことを早くスタートできなかったのかというのが頭にあるんです。どうしようもないという形の中で追い込まれている。

米原商工観光労働部長 まさに御指摘のとおりで、私どもとして早目早目に御報告もし、また対応するというような動きをしていればよかったなと思っております。本当に申しわけございませんでした。

山下委員長 長時間議論をさせていただきました。そして現場を見ることの大事さ。

最終的な決断をされるのは部長なんです。それで、我々素人を見て、皆さん方も素人です。だけど、安全確保といったときには、全体を見回したときに、南側の部分のことに何も皆さんが気づいておられなかった。子供にあそこを開放する中での安全対策に欠けているということに物すごく不安を持ったところでした。

それで、今、緒嶋委員のほうからもありましたが、我々も苦しい決断を求められています。ここをことし休業するということは毛頭考えていないんですが、100%安全対策は講じていただきますように、これだけ皆さん方が答弁していただきましたから、万全を期していただくこと、そして可能な限り最大限の安全策で、布基礎ということも提案されているわけですから、そのことを前提として調査をしていただくように希望して、まとめとさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、これで審査のほうを終了したいと思います。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 14 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決の時間をここで決めておきたいと思うんですが、何時に採決をいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 14 分休憩

午後 3 時 15 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決の時間を 4 時半ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、4 時半を採決の時間としたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 15 分休憩

午後 3 時 59 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。本日の日程は午後 4 時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、引き続き委員会を続けます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 59 分休憩

午後 4 時 27 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとによろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案第 2 号を除いて一括」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 ただいま議案第 2 号について個別に採決ということが出ましたので、そのように取り計らいます。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 28 分休憩

午後 4 時 28 分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま議案第 2 号について個別に採決との御意見がありましたので、まず、議案第 2 号について採決を行います。

議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

山下委員長 挙手多数。よって、議案第 2 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 8 号について一括して採決いたします。

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 8 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 8 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第21号「平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時31分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

請願第21号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、請願第21号の賛否をお諮りいたします。

請願第21号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

山下委員長 挙手多数。よって、請願第21号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

先ほど委員長報告についてはいろいろ議論をいたしましたので、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時48分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

修正意見があるということでありますので、お諮りいたしますが、意見書案につきましては、案文は4番までしかありませんが、ここに5番を加えて、その文言を「宮崎地方最低賃金審議会の活発な議論と審議の透明性を図ること」の部分で修正した上で、当委員会発議とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 そのように取り計らいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時59分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

皆様方のお手元に附帯決議案の文章を出していただきました。文言についてはまだ文章をつくっていくんでしょうけれども、大きな項目として3つ出していただいておりますが、これによろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時17分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

実は、商工建設常任委員会の質疑の中で中野委員から出されたことに対する回答が返ってきていないということで、急々集まっていたきました。

中野委員 宮崎観光コンベンション協会の会長のことで質問を3点ほどいたしました。最後に質問した件について、公式に正式な場で回答がありませんので、回答してください。

向畑観光推進課長 佐藤会長の宮崎銀行での出勤のことであると思いますが、これに関しましては、会長を務めていらっしゃるみやざき観光コンベンション協会並びに私どものほうからも宮崎銀行のほうにお問い合わせをしたところございました。向こう様の御回答といたしましては、会長は、銀行が休みの日、土日、病気等がない限りは一般の行員の方々と同じような勤務をとっていただいております。なおかつ、観光コンベンション協会のいろんな事業に関しましても、出勤をされて出てこられることもあるというようなお話、もしくはそういった業におられて銀行に帰っていかれるというようなお話がございまして、日数に関しては、申しわけございません、教えていただけなかったところでございます。

中野委員 相手様のことから、それ以上のことは聞かれ得なかったかもしれませんが、今の話では、毎日、職員と同じように出勤される身分の方だということですね。

向畑観光推進課長 一般の行員の方と同じように出勤をしていらっしゃるという御回答でございました。

中野委員 宮銀の会長として、宮銀の行員と

同じように出勤を毎日されているということですね。

向畑観光推進課長 そういった御回答をいただいたところでございます。

山下委員長 終わります。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時22分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

閉会後の委員会の予定ですが、10月16日から18日にかけて、配付の行程表のとおり県外調査を行うこととなっております。

県外調査に参加できない場合、途中合流などがありましたら早目に書記にお知らせください。

また、11月1日木曜日は閉会中の委員会の予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 5 時24分休憩

午後 5 時24分再開

山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

皆様方の中で決議していただきました附帯決議の文言については、大きな柱といたしましては、1つ目に、議案の提出に当たっては早い段階にて十分な事前説明を行うこと、2つ目に、対象施設の安全確保には今後抜本的な調査を行い万全な対策を講じること、この2点について文言を入れて附帯決議をつくりたいということではありますが、御異議ありませんか。

文章については、委員長、副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、そのように取り計らいたいと思います。

そのほか何かございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 5 時26分休憩

午後 5 時27分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

発議者については数名の方に御同意願いたいと思っていますから、そのように取り計らいたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 5 時27分休憩

午後 5 時28分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

発議者については、不肖私と重松副委員長、そして田口委員、函師委員、この4名の連名に

したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、そのように取り計らいたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 なければ、これで終わります。

午後 5 時29分閉会